

## 第49回 東京大会特集号

### 目 次

■大会テーマ・大会日程		2
■開会行事		
会長あいさつ	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会長 辻川 敦	3
共催者あいさつ	駒澤大学学長 各務 洋子	4
共催者あいさつ	昭和女子大学総長 坂東真理子	5
来賓あいさつ	独立行政法人国立公文書館理事 山谷 英之	6
■研修会		
A 施設見学	広報・広聴委員会	7
B ヨーロッパにおける基礎自治体の文書管理と専門職 ―イタリアの地方から日本のアーカイブズの明日を探る―	昭和女子大学大学院准教授 湯上 良	9
C 被爆者運動史料の整理・保存・活用 ―戦後史史料を後世に伝えるプロジェクトの取り組み―	昭和女子大学大学院 印出 也美 本庄第一高等学校 吉村 知華	12
■特別講演会		
料紙研究とアーカイブ	元昭和女子大学大学院教授・和紙文化研究会副会長 増田 勝彦	18
■特別報告		
アーキビスト認証の取組について ―准認証アーキビストの創設を中心に―	独立行政法人国立公文書館 中野 佳	21
■大会テーマ研究会「自治体アーカイブズの現在と未来」		
大会趣旨説明	大会・研修委員会	24
報告1 東京都の基礎自治体における文書管理～アンケート調査から見るその実態と課題～	東京都公文書館 西木 浩一	26
報告2 自治体アーカイブズのこれまでとこれから ～あまがさきアーカイブズの新たな挑戦～	尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズ 河野 未央	29
報告3 公文書管理条例・歴史公文書等保存条例と自治体アーカイブズの行方 ～市町村との連携と防災への対応等～	元鳥取県立公文書館 田中 健一	32
質疑・総合討論	大会・研修委員会	35
■ポスターセッション		45
■大会参加記		
	茨城県立歴史館 武子 裕美	50
	松本市文書館 木曾 寿紀	51
	松本大学 福嶋 紀子	54
■第49回全史料協全国(東京)大会を終えて		
大会を終えて	大会・研修委員会事務局	55
■全史料協の今後の運営について ―会員のための全史料協であるために―		
会長ステートメント		57
総会シンポジウムの記録		63
◇会員動向、お知らせ、編集後記など		72

# 第49回 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国(東京)大会 自治体アーカイブズの現在と未来

## 大会日程

11月30日(木)	12月1日(金)
10:00～11:30 <b>【研修会A】</b> 施設視察(東京都公文書館・武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館・豊島区立郷土資料館・駒澤大学禅文化歴史博物館)	9:30～10:05 <b>【国立公文書館特別報告】</b> アーキビスト認証の取組について 一准認証アーキビストの創設を中心に 独立行政法人国立公文書館 中野 佳
13:00～13:15 <b>【開会行事】</b>	10:10～10:15 <b>【大会テーマ研究会】</b> 趣旨説明
13:20～14:20 <b>【研修会B】</b> 「ヨーロッパにおける基礎自治体の文書管理と専門職—イタリアの地方から日本のアーカイブズの明日を探る—」 昭和女子大学大学院准教授 湯上 良	10:15～11:20 <b>【大会テーマ研究会】</b> <b>報告①</b> 「東京都の基礎自治体における文書管理～アンケート調査から見るその実態と課題～」 東京都公文書館 西木 浩一
14:30～15:30 <b>【研修会C】</b> 「被爆者運動史料の整理・保存・活用—戦後史料を後世に伝えるプロジェクトの取り組み—」 昭和女子大学大学院 印出 也美 本庄第一高等学校 吉村 知華	11:30～12:20 <b>【大会テーマ研究会】</b> <b>報告②</b> 「自治体アーカイブズのこれまでとこれから～あまがさきアーカイブズの新たな挑戦～」 尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズ 河野 未央
15:40～17:00 <b>【特別講演会】</b> 「料紙研究とアーカイブ」 元昭和女子大学大学院教授・和紙文化研究会副会長 増田 勝彦	11:00～12:00 <b>【大会テーマ研究会】</b> <b>報告③</b> 「公文書管理条例・歴史公文書等保存条例と自治体アーカイブズの行方～市町村との連携と防災への対応等～」 元鳥取県立公文書館 田中 健一
17:45～19:45 <b>【交流会】</b> (駒澤大学深沢キャンパス内洋館)	14:35～15:55 <b>【大会テーマ研究会】</b> 質疑・総合討論
	16:00～16:15 <b>閉会行事</b>

- 期 日 令和5(2023)年11月30日(木)・12月1日(金)
- 会 場 駒澤大学駒沢キャンパス(対面・オンライン併用開催)
- 主 催 全史料協(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会)
- 共 催 駒澤大学・昭和女子大学
- 後 援 独立行政法人国立公文書館 東京都 公益財団法人特別区協議会  
公益財団法人東京市町村自治調査会
- 事務局 徳島県立文書館(大会・研修委員会)

# 開 会 行 事

## 会長あいさつ

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

会 長 辻 川 敦



辻川会長

みなさん、おはようございます。ようこそ、全史料協第49回全国（東京）大会にお越しくださいました。

第45回全国（安曇野）大会以来、4年ぶりのリアル開催、ハイブリッド開催として、みなさんと直接顔をあわせ、アーカイブズをめぐるさまざまなテーマについて学び、意見をかわし、交流を深める機会をこの東京の地で持つことができました。

今回の大会テーマは「自治体アーカイブズの現在と未来」です。3報告と総合討論からなるテーマ研究会に加えて、4施設の視察見学と研修会・特別講演会からなる研修企画、国立公文書館によるアーキビスト認証についての特別報告など、多彩なプログラムを用意しました。

ところで、今年度の全史料協総会において、全史料協の組織・活動の見直しを提起する会長ステートメントを発表し、これについての総会シンポジウムを開催しました。

そこでも議論したように、この間、機関会員・個人会員として全史料協に入会することのメリットや、全史料協の存在意義そのものが、あらためて問われてきています。

全国の機関やアーキビスト個人にとって、必要な情報が得られ、つながり、学ぶことができる、そんな全史料協にしていきたいと考えています。今回の大会が、その一歩となることを、願ってやみません。

最後になりましたが、開催にあたり、共催と会場提供のご協力をいただいた駒澤大学様、共催していただいた昭和女子大学様、ご後援いただいた独立行政法人国立公文書館様・東京都様・公益財団法人特別区協議会様・公益財団法人東京市町村自治調査会様に厚くお礼申し上げます。

また、この大会を用意してくださった大会・研修委員会のみなさん、準備と運営にご協力くださっている駒澤大学と昭和女子大学の教職員・学生のみなさまにもお礼申し上げます。ありがとうございます。

実りある大会になることを祈念して、開会のあいさつとさせていただきます。

## 共催者あいさつ

駒澤大学学長 各務 洋子



各務学長

この度は、第49回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会の開催に際しまして、昭和女子大学様と共催という形で、皆さまをお迎えすることができましたこと、大変嬉しく存じます。コロナ禍の期間は中止を余儀なくされたとお聞きしましたが、ここまで回を重ね、共に学び、共に考える場を紡いでこられました皆様の熱意に心より敬意を表します。この様な貴重な大会イベントを共催できましたことは、本学にとりまして大変大きな誇りであり、また同時に、使命感を抱いております。

さて、今回は「自治体アーカイブズの現在と未来」がテーマでした。

駒澤大学は、令和5年度に創立140年を迎え、さらに原点に遡れば430年を超える長い歴史と伝統の中で、様々な難局を乗り越え、教育・研究や社会貢献に弛まぬ努力と改革によって、時代に応じた大学教育のあるべき姿を究明して参りました。こうした伝統ある歴史の中で、私が学長に就任しました令和3年より、「DX」と「ダイバーシティ」の推進を軸に、10の施策を公約として掲げています。その1つに、「大学アーカイブズを設置する」ことを掲げております。これからの大学経営・運営には、公的機関としての説明責任や透明性が求められています。したがって、大学行政の意思決定過程を

常に検証しながら、政策を立案・施行することが必要不可欠になります。大学アーカイブズの設置は、そうしたマネジメントの創出を可能にします。法人・教学の両面にわたる文書を保存し、いったい誰が、何処で、どのように、何を目的として施策を決定してきたのかを検証することで、確かなマネジメントを確立できるのではないかと考えています。また、大学の周年機関紙を発行する際には、確たるエビデンスとして活用できるようになるでしょう。まさに、大学で保存されるアーカイブズは、現在・過去・未来という時間軸に沿って大学運営を通時的に把握するための、重要かつ不可欠な活動記録といえるのではないのでしょうか。

こんにちは、デジタル技術の急速な進化により、アーカイブズは新しい瞬間を迎えていると言われています。デジタルアーカイブズは情報の保存だけでなく、アクセスの拡大やデータの共有を促進し、広く社会に貢献できる可能性が未知数であります。「歴史とは先人たちの足跡であり、未来への道しるべ」と言われるとおり、アーカイブズは、過去の光と影を検討し、その中に教訓や啓示を見出す場でもあります。

大会初日には、本学の禅文化歴史博物館の施設見学が実施され、そして夕方には深沢キャンパス洋館ホールに場を移されて交流会が行われたと聞いております。これらの建物も本学を代表する歴史ある建造物であり、これまで大切に保存・維持して参りました。また、昨年10月には本学の新たな智の拠点となります新図書館が開館となりました。解放感あふれる大きな窓と、レンガ調タイルの外観が特徴的な本学の新しいランドマークをお楽しみいただけたことと存じます。

最後に、本大会の成功に向けてご尽力いただきました関係者の皆様、そして参加されました全ての方々に心より感謝申し上げます。共に歴史の奥深さに触れ、未来への架け橋となることを願って、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## 共催者あいさつ

昭和女子大学総長 坂東 真理子



坂東総長

皆さま、こんにちは。昭和女子大学総長の坂東真理子と申します。本学も、今回の全国大会の共催校として良い大会にしたいという思いで一生懸命準備をして参りました。また、駒沢大学におかれましては、立派な会場を御提供いただきましてありがとうございます。

私は昭和女子大学に参ってからもう20年近くになりますが、その前は総理府で公務員をしていました。1991年から93年までの間は、国立公文書館次長というポストを務めておりました。当時は公文書管理法も認証アーキビストの制度もできておらず、まだまだ公文書館・アーカイブズというものに対する認識がとても低かった頃です。御存知のように、米国は首都ワシントンに立派な公文書館があります。それに比べると、日本の国立公文書館はまだこれから内容を充実させていかなければならないという時期でした。また、当時中国に参りましたところ、非常に重要な役割を果たす国家機関として档案館が設置されていました。自分の国のアイデンティティや歴史を大事にするという意味で、公文書をとても大切に扱っていたということが大変感銘深く記憶しております。

その後、埼玉県副知事に着任する機会があり、また様々な形で各都道府県の行政に携わ

って参りました。その過程で、各地の皆さんが自分たちの地域のアイデンティティを確立し、郷土愛を形成する中で、公文書や歴史を知ることがとても重要だと認識いたしました。また現在、ほとんどの都道府県において公文書館が設置されています。今回の大会のテーマにもありますように、そこで保存されている公文書は、過去を振り返るためだけでなく、これからの未来を作るため、未来の人たちに活用していただくための公文書を集めるという機能を有していると認識しております。

そこで本学においても、ぜひこの公文書管理の専門職の養成に取り組みたいと考え、2021年の認証アーキビスト制度の創設に合わせて、専門職としてのアーキビストを育てる大学院を設置いたしました。本学大学院では、現に公文書館で働いておられる方、また将来働く可能性のある方、あるいは社会人の方にも来ていただきたいという制度設計をしました。2年あるいは長期履修も可能ですが、最短で1年間の履修も可能にし、またオンライン授業や夜間開講なども導入するなど、弾力的な課程といたしました。

そうしたプロフェッショナルとしてのアーキビストだけではなく、今後は、公文書とは何であるか、どのような意味があるのか、何が大事で何がそれほど重要ではないのかということを見分けることができるレベルの人たちを育てるということも、必要なのではないかと思います。そのためにも皆さまのような専門的にこの仕事に携わっておられる方たちがさらに研究を重ねられ、さらに強い志と誇りをもってこの仕事に勤しんでいただくことがとても重要と考えております。

私たち昭和女子大学においても、精一杯それに協力させていただきたい、また応援して参りたいと考えております。ぜひ一緒に新しい地平を開いていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日は全国大会の開催、おめでとうございます。

## 来賓あいさつ

独立行政法人国立公文書館理事

山 谷 英 之



山谷理事

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会の開催、誠にありがとうございます。私より最近の当館の取組の中から、挨拶として本会とも関わるであろう事項を、3点ほど申し上げたいと思います。

第一に、今回の大会テーマである「自治体アーカイブズの現在と未来」を考える上でも一つの論点となるデジタル技術への対応についてです。当館では、インターネットにより所蔵資料の目録情報の検索、デジタル画像の閲覧等が可能な「デジタル・アーカイブ」を推進しておりますが、令和4年度末現在、所蔵冊数の24.9%のデジタル化を完了し、利用に供しております。また、電子記録の長期安定的な保存・利用のため、リスクの少ない標準的フォーマットに変換する技術等の実装に向けた検討、ルール化の検討を進めております。さらには、国や地方公共団体の文書管理に関わる方々を支援すべく、電子記録の保存等に関する技術情報の提供などの支援を行っております。私は、10月に開催されたICA、国際公文書館会議のアブダビ大会に出席しましたが、デジタル化に伴う様々な課題や、デジタル技術の可能性について、さらなる検討を行う必要性を実感しました。皆様にとっても、本大会が、最新のデジタル技術をどのように活用していくべきかを考えるよい機会になるよう祈念します。

第二に、専門的な人材の重要性について申し上げます。私ども国立公文書館は、「認証アーキビスト」の仕組みを令和2年度に開始しました。これまで3年間で281名の方が認証され、現在、4回目の審査が行われています。さらに、この取組を推進するため、令和6年2月から「准認証アーキビスト」の申請を受け付けることになりました。詳細は、特別報告でご報告する予定ですが、私どもとしては、より多くの方が認証アーキビストとして認証されるとともに、それを目指そうとする方々の裾野を広げていくことが不可欠と考えております。

第三に、今回の大会が、全史料協と駒澤大学・昭和女子大学との共催であることを踏まえ、高等教育機関との連携の重要性について申し上げたいと思います。文書管理に携わる人材の育成・輩出を担う高等教育機関との連携は、今後、我が国における公文書館の未来を描く上で、必要不可欠であると考えています。今後は、体系的に「知識・技能等」を学ぶ場である高等教育機関や研修機関と、実務経験を積む場である公文書館が一体となって、より一層の専門人材の育成に取り組むことが期待されます。当館としても准認証アーキビストの創設も契機として、こうした高等教育機関や研修機関と公文書館の連携をより一層進めてまいりたい所存です。

およそ5年後の令和10年度末に、国会の前庭に、国立公文書館新館の開館が予定されており、現在、工事が進められております。国立公文書館といたしましては、新館の開館を好機として、日本の公文書館の中核機関となるべく、様々な取組を行おうとしているところです。そのためには、本日お集りの、公文書館、高等教育機関の皆様のお力が不可欠であり、ご協力を賜れば幸いです。

最後になりますが、本大会の成功をお祈り申し上げるとともに、皆さまの一層のご活躍と全国歴史資料保存利用機関連絡協議会のますますのご発展を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

# 研 修 会

## 研修会A 施設見学

広報・広聴委員会

4年ぶりの対面開催となった今回の大会では、施設見学も復活しました。開会行事に先立つ形で1日目の午前中に行われた見学対象施設は、東京都公文書館、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館、豊島区立郷土資料館、そして駒澤大学禅文化歴史博物館の4館です。参加者は4館のいずれかを選択する形で、視察を行いました。以下、施設見学先となった4館の概要を簡単に紹介します。

### 1 東京都公文書館

1968年（昭和43）に開館した老舗アーカイブズである東京都公文書館。1952年（昭和27）に設立された都政史料館の機能と、文書課の長期保存文書引継ぎ機能を合わせる形で開設されました。その後、長く港区海岸は竹芝地区で業務を行っていましたが、同地区における都有地活用事業の実施方針に基づき、2012年（平成24）に旧都立玉川高校へ仮移転します。その後、2020年（令和2）4月に国分寺市泉町に移転オープンしました。



東京都公文書館の書庫内

開館と前後する形で新型コロナウイルス

感染症の病禍が始まってしまいましたが、全史料協として同館を見学する機会がようやく訪れました。環境負荷を抑えつつ館内環境を整えた同館の施設は、見ごたえがありました。



同展示室

### 2 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館

2014年（平成26）に武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例を施行し、旧西部図書館を活用して設置された、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館。同館は、公文書館・博物館・文化財保護普及の3機能を持つ複合施設です。



武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館



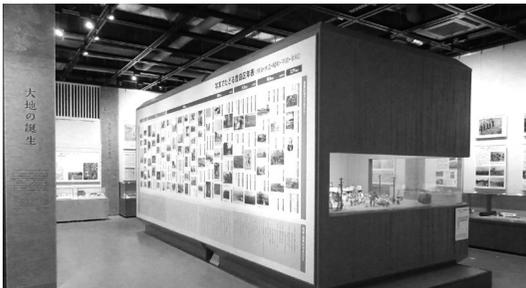
鈴木育男写真展2の様子

今回の研修会では、同館の職員から同市の文書管理及び公文書館機能についての概要説明に加え、収蔵庫と企画展「鈴木育男写真展2」の見学が行われました。コンパクトな施設ながらも公文書の選別や利用提供、あるいは様々な教育普及事業を展開する同館の取組みは、大いに参考とするべきところがありました。

### 3 豊島区立郷土資料館

豊島区立郷土資料館は1984年(昭和59)に、『豊島区史』編さん事業の成果を引き継ぎ形で開館しました。その後、建物の老朽化による大規模改修工事に伴い、2017年(平成29)年にリニューアルしています。同館では、郷土、美術、文学・マンガの3分野の作品資料を活用しながら、同区の歴史を掘り起こし、文化遺産を後世に継承するため、同館分館(雑司が谷旧宣教師館・鈴木信太郎記念館)と連携しながら事業を行っています。

研修会では、同館学芸員による概要説明の後、約3万年前から現代にいたる豊島区域の歴史を紹介する常設展示と企画展「生誕100年佐川美代太郎展」の見学が行われました。



常設展示室



企画展示室

### 4 駒澤大学禅文化歴史博物館

開校120周年記念事業の一環として、2002年(平成14)に開館した駒澤大学禅文化歴史博物館。関東大震災の復興建築として1928年(昭和3)に建てられた旧図書館の建物で、同大学のシンボルである東京都選定歴史的建造物「耕雲館」を保存・活用した同館では、当時の意匠の一部を残したまま、博物館として一般公開されています。

1882年(明治15)に開校した同大学は、仏教の教えと禅の精神を建学の理念とし、その特色を生かした禅(仏教・宗教)の文化、歴史をテーマとした常設展示を行っています。また、同大学の歴史を紹介する大学史展示室、様々なテーマを設けた企画展を開催する企画展示室が設置されているほか、博物館学講座の受講生が学芸員としての実技の習得を行うための実習スペースなどが設けられています。



禅文化歴史博物館(耕雲館)外観



常設展示室

文責：広報・広聴委員会事務局  
(神奈川県立公文書館)

## 研修会B

### ヨーロッパにおける基礎自治体の文書管理と専門職

—イタリアの地方から日本のアーカイブズの明日を探る—

昭和女子大学大学院 准教授 湯上 良

#### 1 はじめに

本稿では、イタリアの地方自治体の資料保護・活用の方策から今後のアーカイブズやアーキビストのあり方を検討し、日本への応用についても模索したい。

日本では、アーカイブズ関連の諸法律が制定され、専門職資格や養成制度も本格化している。また、各地で文書館の設立や国立公文書館新館の建設も進む。社会状況や人口動態も大きく変化する中、アーカイブズやアーキビストのあり方は、従来通りでよいのだろうか。専門職員の不安定な雇用形態が問題視されるが、認証アーキビスト制度が開始されても、解消されたとは言えない。特定の自治体等での常勤雇用か、それとも非常勤や会計年度職員での雇用なのかという二者択一的な解決方法しかないのであろうか。また、ハードの面でも「箱モノ」の新設は、財政状況の厳しさから容易ではない。

近年、世界的に「トータルアーカイブズ」という考え方が広まりつつある。「トータルな形での」保存・保護・活用の方策は、地方は地方で、国は国でアーカイブズを個別に担当するだけで達成可能なのだろうか。協業する場合の方策についても紹介したい。

外国では、充実した制度に人員や予算が潤沢に割り当てられ、日本の参考になるのかという疑問もあろう。しかし、イタリアの地方自治体の予算は、潤沢ではない。取り組めることから、大胆かつ広い視野で施策を実施している様子を伝えたい。

地方自治体や民間所在資料の保護・活用

を活発に行うトスカーナ州の自治体を取り上げる。ナポレオンが追放されたエルバ島や、有名なキャンティワインの丘陵地帯に近いチェルタルド、州都フィレンツェ近郊のフィエーゾレを対象とする。



湯上 良氏

#### 2 離島の状況

エルバ島は、ティレニア海上、仏領コルシカ島との間に位置する。同島は、ナポレオンの最初の退位後に追放された地である。シチリア島やサルデーニャ島に次ぎ、イタリアで3番目の面積である(223km<sup>2</sup>)。平地が少なく、岩の多い地形で各地域が分断され、7つの自治体に分かれている。人口は3万人程度で、港のあるポルトフェッライオを除き、各自治体の人口は2,000～5,000人弱である。

エトルリア、ローマ、東ゴート、ランゴバルドの支配を経て、11世紀始めにピサ共和国領となる。1398年にはミラノのヴィスコンティ家へ売却された後、島の対岸にあるピオンビーノの領主の支配下となった。1544年には北アフリカの海賊の侵略により島は荒廃したが、1548年にトスカーナ大公国のメディチ家に支配され、軍事と交易を兼ねた要塞が建設された。1737年にメディチ家が断絶すると、ハプスブルク家やフランスの支配などを経た。

ポルトフェッライオは、本土との船が寄

港し、人口1万人以上で、島内で最も規模が大きい。市の文化センターの複合施設内に自治体の文書館も設置されている。図書館と同じ建物だが、各々の入口や階、スペースが確保されている。文書館では、書庫の一部を改良し、収蔵庫の中で展示を見られる。地域向けの企画展や、出版活動も行っている。

また、海沿いのリオ・マリーナと内陸のリオ・ネル・エルバが合併したリオ市では、かつての電力会社の施設を文書庫にリノベーションし、活用している。海沿いの低地の書庫から、重要文書を丘陵地のリオ・ネル・エルバ地区へ移すなどの対応も行っている。

地理的条件や歴史的背景があり、各自治体の規模も小さく、専属の専門職員を雇用するのは難しい。フリーランスのアーキビスト2名が各地の文書館や文書庫を巡回する形で管理と運用を担当する。各自治体と契約を結ぶ形で、基本的に更新される形態である。なお、この種のアーキビストによる運用は、小規模な自治体のみに見られ、基本的に公的機関では常勤のアーキビストが雇用されている。

さらに、島の不動産台帳やナポレオン流刑時の統治官文書等の重要な歴史文書は、収蔵環境も考慮し、本土の国立リヴォルノ文書館に寄託され、自治体と国の連携が行われている。単に保存するだけでなく、積極的な活用も見られる。たとえば、展示の開催に留まらず、島内各所に史実に基づく由来を記した看板等も多数設置されている。離島での観光にも資する形で活用されているのである。

### 3 内陸の田園地帯の状況

次に内陸の小規模自治体の事例を取り上げる。丘陵地帯のチェルタルドは、人口15,000人ほどで、エトルリア・ローマ時代に起源を持つ。丘の上に築かれた街は、ラン

ゴバルドやフランク時代に遡り、10～11世紀に完成した。現在では、歴史的街区となっている。

1164年の皇帝フリードリヒ・バルバロッサにより「チェルタルドゥム」城が記載され、文書上にこの街が初めて登場する。1100年代後半、フィレンツェ共和国と領主のアルベルティ伯爵家との間で紛争地帯となった。1198年にフィレンツェ軍に占領、翌年から支配下に置かれた。

ダンテやペトラルカと並ぶ三大文人の一人で、『デカメロン』を著したジョヴァンニ・ボッカッチョ（1313～75年）の縁の地でもある。1415年にフィレンツェ共和国の代官領となった。刑事司法と行政権を持つ代官は6ヶ月ごとに任命され、代官所は1415年から1784年まで存続した。ローマと欧州北部を結ぶ街道の要衝で、文化的・経済的な発展を遂げた。

この街は、丘の上の旧市街地と、近代に麓に整然と建設された新市街地に分かれる。両市街地は、ケーブルカーで結ばれている。旧市街地の代官所の壁には、代官を務めた者たちの陶器製の家紋が掲げられている。

一方、自治体の文書館は、新市街地に建てられた図書館・警察署と同じ複合施設内にあり、各々で別の入口を持つ。所蔵する中世期の文書は、代官ごとの簿冊にまとめられている。代官所の壁と同じく、簿冊の表紙に代官の家紋が描かれ、どの時代の簿冊か視認できるようになっている。

岩の多いエルバ島とは異なり、周辺は丘陵地帯だが、小規模の自治体が点在する状況は、似た環境下にある。規模の大きい別の自治体に所属するアーキビストがチェルタルドを含む小規模な自治体の文書館や文書庫を巡回する形で管理・運用している。個々の自治体と契約を結び、フリーランスのアーキビストと同様の形態で活動しているのである。他に地元出身の協力者がいる。

この協力者は、旧市街地のポッカッチョの博物館でも活動し、一人で何役かを担い、地域の活動を支えている。

この街は、群馬県甘楽町と友好親善姉妹都市で、代官所の一角に日本の茶室も持ち込まれ、設置されている。チェルタルドでは、著名な文人の文化遺産を収集し、活用している。さらに、旧市街地を活用した海外との友好親善も展開されている。アーキビストが奮闘し、各活動を支えているのである。

#### 4 都市近郊の状況

都市近郊の自治体であるフィエーゾレは、フィレンツェ近郊の人口14,000人ほどの街である。新石器時代から居住が見られ、エトルリア、ローマ時代を経て、発展した。中心部に当時の劇場遺跡も残る。ビザンツ帝国、ランゴバルド族の支配を経て、12世紀からフィレンツェの支配を受け、城壁が建設された戦略的要衝である。その後、都市郊外の別荘地として、メディチ家を始めた貴族の別荘が数多く作られた。18世紀末からは、イタリア在住の外国人たちが、かつて貴族が所有していた別荘を買い取り、改築し、庭園を整えた。第二次世界大戦末期には、ドイツ軍とパルチザンの攻防により、多くの被害も発生した場所である。

こちらでも自治体の文書館は、複合施設となっており、入口は別だが、警察署と同じ建物内に設置されている。これまでの例と異なり、専属のアーキビストが配置され、定年退職したアーキビストも非常勤として手助けしている。なお、歴史的遺産を数多く所蔵する自治体などは、文書館が独立した建物の中に設置されている。この街では、映画祭が行われるため、映画のポスター等も歴史資料や自治体の公文書とともに所蔵されている。政治活動が活発な地域であり、政党のアーカイブズや各政党の旗までもが所蔵庫内に見られる。人手がある分、文書

館の収蔵物を元にした研究書や目録等の出版活動も旺盛に行っている。

#### 5 国と自治体の協業

イタリアでは、自治体と国の機関の協業が密接になされている。各地に国有文書を扱う国立文書館が置かれている他、文書図書保護局という国の機関も設置されている。この機関は、自治体だけではなく、民間所在の一族アーカイブズや私企業の文書などの非国有アーカイブズ全般の保護で重要な役割を果たす。

同国のアーカイブズ行政の大原則は、アーカイブズを作成された場所に留めることと、「保存」と「保護」で役割分担をすることである。国立文書館で国有文書を物理的に所蔵し、保存を行う。一方で、各地の文書図書保護局では、非国有アーカイブズの所有者に対して手助けを行う等の保護活動を実施する。ただし、同局はアーカイブズ自体の収蔵や保存を直接行わない形となっている。

平時に同局は、各アーカイブズの所在調査を行い、管理や運用のためのガイドラインを策定する。局内の書架には、管轄地域の団体ごとに現況がまとめられたファイルが備えられ、日々更新されている。大規模な災害やテロ等が発生した際は、私企業を含む各団体を組織化し、救出作業にも従事する。

活動の肝となるのは、「最重要歴史的価値宣言」を発する権限である。この宣言により、重要なアーカイブズを所有する団体や個人は、保護・修復作業の費用に対する税控除が受けられ、国からの補助金支出が認められる場合もある。その代わりに、散逸や廃棄・破損から守り、整理や目録化を行い、閲覧許可を出し、修復や外国へ一時的に輸出を行う際、国に許可を申請する義務が生じる。いわば、権利と義務を通じ、非国有アーカ

イブズの保護に国が手を差し伸べる制度となっている。

こうした非国有アーカイブズの保護活動を文書図書保護局が担うことで、全土に所在するあらゆる種類のアーカイブズを網の目のように捕捉し、情報を集約可能にしている。各地の収蔵状況は、国際標準に基づいて統一されたフォーマット上に記述される。これらは、インターネットからもアクセス可能な情報システムを通じて、瞬時に一目で確認できるようになっている。日本でも地方と国の協業の際、国が担うに相応しい活動ではなかろうか。

以上

### 謝辞

本稿は、科学研究費基盤研究（A）「アーカイブズによる「地域力」再生と持続的社会的基盤創成研究」（研究課題番号：19H00550、代表：加藤聖文）の成果である。

## 研修会C

### 被爆者運動史料の整理・保存・活用

—戦後史史料を後世に伝えるプロジェクトの取り組み—

昭和女子大学大学院

本庄第一高等学校教諭

印出也美

吉村知華

## 1 はじめに

2011年にノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会（現在はNPO法人。以下、継承する会）が立ち上がり、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）を中心とする被団協関連文書の整理・保存活動をおこなってきた。昭和女子大学歴史文化学科は、継承する会の設立当時から同会に協力しており、学科学生たち100名以上が史料整理会にボランティア参加してきた。

そして2018年度には、継承する会が所蔵する被団協関連文書の研究利用を企図して、昭和女子大学・戦後史史料を後世に伝えるプロジェクト（以下、戦後史PJ）が発足した。

本報告では、継承する会の史料整理活動について述べた上で、戦後史PJの活動内容を含めて被団協関連文書の活用事例の紹介をおこなった。

## 2 報告の概要

報告は3つのトピックで構成した。

1点目では、継承する会による史料整理活動の概要について述べた。被爆者の高齢化を受けて、運動史料の保護・保存が急務となった現状を述べ、日本被団協および各県の被団協運動史料を中心とする1万点以上の史料から被団協関連文書が構成されていることを示した。また継承する会は、被爆者たちの〈原爆〉とのたたかい（運動）を明らかにすることを目的としており、個人文書については、被団協役員経験者のものを優先的に受け入れる方針であることを付け加えた。

現在、栗原淑江氏（継承する会事務局・日本被団協の元事務局員）が中心となって収集・整理をしており、目録作成・保存作業部分について本学学生がボランティア協力してきた。

ただ、被団協関連文書の利用は、戦後史PJのほか、一部の研究者や報道機関などに止まっている。また一般公開のルールや史料を展示できる環境は整備中であり、史料の公開に向けての環境整備が急務となっている現状を報告した。

2点目では、被団協関連文書を研究利用する戦後史PJの活動を紹介した。戦後史PJでは、毎年本学秋桜祭（学園祭）にて、研究展示発表を実施し、被爆者運動の戦後の展開を歴史的に検証した成果を展示してきた。特に一連の研究の集大成として、2021年度には本学光葉博物館で秋の特別展「被爆者の足跡」展を開催した。

「被爆者の足跡」展は2021年10月23日～11月27日に本学光葉博物館でおこなった。60枚以上の研究展示パネルと100点以上の実物展示をおこない、原爆投下後70年以上、被爆者たちが集い、励まし合い、社会や政府に対して発言してきた歴史を示した。1,500名を超える来場者からは、原爆や被爆者の問題が「あの日」に止まらず、現在まで地続きの問題であることに気づくことができた、などの数多くの反響を得ることができた。

準備にあたっては、パンフレット・解説パネルの作成や、展示する史料の選定を実施した。学芸員やデザイナーなどとの協働が実現し、ミーティングでの研究報告を通じて展示を作り上げる過程からは、歴史学の方法論に対する理解を深めることができた。

展示期間には被爆者や教育機関、メディアなど多くの方と交流し、史料や被爆者運動史について意見交換する機会となった。



特別展開催時の様子

3点目としては、吉村の勤務先である本庄第一高等学校の「歴史総合」の授業における被団協関連文書の活用事例を紹介した。

被爆者の証言集を史料として用い、原爆が戦後の世界に及ぼした影響について、生徒たちに問いかけた。生徒たちからは現在の核開発と関連付けて考えた意見もあり、自分が生きている／生きていく世界を考える機会を与えるものとして、被爆者の史料が重要な役割を持っていることを実感した。

教育機関で史料を活用することは、継承する会にとって、史料の存在を広く知ってもらう機会となるメリットがあるだけでなく、生の史料から学んだ生徒たちのその後の価値観形成にも大きな好影響を与えるだろう。

以上の報告に対して、会場からたくさんのご指摘やご意見をいただいた。以下で触れる。

### 3 目録の取り方について

最初に、被団協関連文書の整理方針がICA策定のISAD（G）等の基本的な考え方に従っていない理由について質問があった。

戦後史PJにおいても、アーカイブズにおける基本的な考え方に従い、分類・整理されることが一般的であることを理解している。

その上で、被団協関連文書は史料の発元である日本被団協元事務局員の栗原氏を中心に、関連事項や年代順に並び替えてか

ら目録化している。この方針は史料整理開始時に、栗原氏と相談の上、決定した。なおファイルや封筒に納められた史料の場合はその原型を崩さず、運動の諸分野ごと、年代順に整理している。

また史料整理開始当初から、保存・保護だけではなく、積極的な史料公開・史料閲覧に向けての意思が強く、史料利用者も研究者のみならず、メディア関係者、一般の学生・生徒を想定しており、もんじょ箱（運動の分野・年代）ごとに必要な史料を閲覧してもらいたいとの意向が存在したことも理由となる。

史料保存への意識が高まりつつあるなか、史料作成者自身がアーカイブズ形成に関わる機会も増えていると思われる。そうした場合における史料整理のあり方については、今後も議論を深めていく必要があろう。

#### 4 史料整理の成果のフィードバック

次に、史料整理会や戦後史PJの活動は、日本被団協に対して、フィードバックされているのかとの質問があった。

報告者からは、史料整理状況や目録などの詳細な説明を日本被団協にしているわけではないと回答した。一方で研究成果のフィードバックとの意味では、毎回の研究展示に際して、多くの被爆者の方々が訪れ、交流の機会となっている。

また会場にいた栗原氏からは、戦後史PJの展示活動に対しては、多くの被爆者は、とても感謝しており、自分たちも知らなかった被爆者運動の歴史や意味を知る機会になったと言っており、十分フィードバックをもらっているとの言及があった。

#### 5 史料の所在

原爆や被爆者の史料は各地に存在しており、海外も含めて多数あると思われる。全てを受け入れることは難しいとしても、こ

のような史料の所在を調査し把握することが必要ではないかとのご指摘をいただいた。

これまで爆心地の広島・長崎のみならず、全国各地に被爆者の会が設立され、それぞれの活動や運動が展開されてきた。継承する会は、原則として、史料を作成した団体がそれぞれの地元で史料を管理していく基本方針を立てている。

しかし、現在は高齢化などが原因で解散する会も多く、史料が散逸するリスクも高まっている。たとえば、奈良県の被爆者の会は既に解散しており、現在は有志によって当時の史料の掘り起こしが試みられ、被爆者の手記などが記された冊子が県の生活協同組合連合会から発行されている。

このような史料の散逸を防ぐためにも、史料の所在を確認し、それを保有する場所を確保する必要があると考える。

被爆者運動は国外でも展開されているため、外国における被爆者団体や史料を保有する団体との連携も必要になってくるのではないだろうか。

以上が会場での質疑応答の概要であるが、懇親会において、多くの方と報告内容に関わる議論をおこなった。その中から特に重要と思われることについて、以下述べる。

#### 6 個人史料の取扱い

まず広島から参加なさった方から、個人情報に掲載された被爆者運動史料の展示方法について、ご質問をいただいた。

たとえば戦後史PJは1983年に実施された「原爆死没者・遺族調査」を「被爆者の足跡」展で展示した。同史料には被爆者（あるいはその遺族）の名前、生年月日、被爆時の場所や被害、住所、家族の名前や年齢など、多くの個人情報が掲載されている。

原爆被害の実相を知る上では欠かせない内容だが、展示の際には栗原氏をはじめとした継承する会や本学博物館の学芸員と相

談し、個人情報に関わる部分は隠して公開した。

ただ本来は、個人情報の取扱い方について、関連法令に準拠して、ルール化しておくことが必要であろう。



吉村 知華氏・印出 也美氏

## 7 「日本史探究」での活用の可能性

さらに高等学校で「日本史探究」が設置され、教育指導要領において「諸資料から我が国の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能」が規定されたことに関連して、本庄第一高校の授業の取り組みの事例は、被爆者運動史料のみならず、公文書館などが所蔵する史料でも、同様の取り組みが可能なのではないだろうかとの話に発展した。

生徒がさまざま原史料に触れられることはもちろんだが、公文書館側にとっても施設の利用方法について生徒に知ってもらう良い機会となる。また、授業で史料が活用されることによって教育機関との連携が生まれ、より活動が活性化する可能性もあるのではないだろうか。

## 8 おわりに

今回の報告で、被爆者運動史料の整理・保存・活用には、目録化や個人情報の取扱い等の課題が見えてきた。一方で、その活用事例から、史料を所蔵する団体が大学や

高等学校をはじめとした教育機関と連携することにより、史料が活用され、学生と団体双方にメリットがあることが見えてきた。

史料を所蔵する団体では、史料の状態や史料を保管するスペースの確保、人員の不足などの問題を抱えているケースが多い。史料保存をめぐる問題が社会に広く共有されるためにも、教育機関を含めた外部団体との協働を模索する必要があるだろう。

最後になったが、報告後、当初の予想を超えて多くの方々にお声がけ頂いた。心より感謝申し上げたい。

## 質疑応答

**司会（長谷川）：**今大会の開催に当たり、昭和女子大学の学生・院生の皆さんが団体資料を多様な視角や方法から調査研究して、公開・展示・普及と社会へ発信することにより、資料を伝える役割を果たしてきた素晴らしい活動を展開していることを知り、この研修会の報告をお願いした。ぜひともアーカイブズ活動に携わる皆様から、質問・ご意見・励まし等、積極的にご発言いただきたい。

**浅野真知氏（東京都）：**目録作成に関して、資料を並べ替えて番号を振って整理したとのことだが、その理由は何か。

**報告者（吉村）：**個人の資料はファイルでまとまっているもの、はがきや新聞の切り抜きなど多種多様である。ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会（以下継承する会と略）に（資料が）届いた時点では年代や関連項目に関係なくバラバラなので、（継承する会の）栗原さんが例えば運動の資料なのか、個人の自分史なのかなどで分類して文書箱の中に整理して並び替えたものについて、我々は目録作成するお手伝いをしている。アーカイブズの立場というよりは、（団体の）資料整理というところから関わっている。

**辻川敦氏（尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズ）：**似たような事例で、阪神地方では「神戸空襲を記録する会」というものがあり、その資料について、会のボランティアや神戸大学の先生が神戸市と協力しながら整理している。

日本中で色々な社会運動とか、差別を受けたり、被害を受けられた方の団体の資料が今後どうなるかがという問題が起こっている。公的機関で引き受けるのも難しい。誰がそれを整理するのかという時に、大学の学生・院生の方が自分たちの学びと重ね合わせる形でやっているというのは大変有難い。展示の際にも専門家だけでなく、被爆者の方にも話を聞いてどう寄り添うのか、どう表現すればいいのかということを経験をかけて考えていることが、自分たちの学びになったのだろうし、だからいい展示になったと思う。取り組まれた方にとっての意味とその結果、社会的なインパクトとか、学者にとってどうだったのか、資料がどうなるのか、色々なことを全て視野に入れて取り組まれたところが素晴らしいし、勉強になった。いい話を聞いた。

**富善一敏氏（東京大学経済学部資料室）：**アーカイブズで目録を作ってきた立場からの意見として、目録を作って、展示をするという活動を通して、それぞれの資料の内容をプロジェクトなりに把握したことを、栗原さんとか被団協の方々にどのような形でフィードバックしていくのか、というお話があれば聞きたい。

**報告者（印出）：**資料移管については、継承する会や被団協の方と密接な関わりがあるが、目録に関しては、我々プロジェクトから継承する会への一方通行になっている。もう少し我々の方でも把握して、もともと資料を持っている被団協や資料を保存管理する継承する会ともっと連携をとってやっていくべきだと、コメントから思った。

**西向宏介氏（広島県立文書館）：**被爆者運動関係の資料について、広島県立文書館では、初代の被団協の事務局長だった藤井平次さんの資料を受け入れて整理・公開しているが、その後いくつか被爆者の関係の資料の寄贈の相談を受けたことがあった。

今後、おそらく被爆者運動、あるいはそうした証言活動をされてこられた方の資料の保存が問題になってくるのではないかと。特に海外を股にかけて活動された方の資料は量が大量で、とても公的機関では受け入れることが難しいという実情がある。より大局的な観点に立って、被爆者運動資料の全体量や所在状況、将来的な被爆者運動資料の保存についても、今後研究されて発信していただければありがたい。

**報告者（印出）：**これまで被団協以外の資料について、私たちの方から出向いて調査したことはなかったが、貴重な資料となってくると思うので、そういう活動もできる範囲でやることを考えていきたい。

**栗原淑江氏（ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会）：**度々名前が挙がった継承する会の栗原です。継承する会自体はボランティアによる認定NPO法人で、資料の扱いについては素人集団だが、彼女たちの活動によってここまで来たということである。

先ほどフィードバックの話があったが、毎年コスモス祭（昭和女子大）で開かれる展示を楽しみにしている被爆者がたくさんいる。今生きている被爆者は、彼女たちが扱っている運動の時代には参加しておらず、全くその時代を知らないという被爆者もたくさんいる。だから、彼女たちの研究を通して、被爆者運動のなんたるかを被爆者自身が学ぶという意味でのフィードバックは、非常にたくさん起きている。毎年展示を楽しみに見に来ることに、また（彼女たちが）来年も研究を続けたいと言ってくださることに励まされている。

私どもが扱っているのは主に日本被団協（の資料）。被爆者運動の資料とは、広島、長崎だけではなく、全国各都道府県全てに作られた被爆者の会で、その被爆者たちが取り組んできた運動の資料である。そこで、原爆被害とは何かを、何回も様々な形で調査してきたが、その調査の原票を含めて、他にはない貴重な資料がたくさんある。それをどのように活用してもらおうのかということは、とても大きな課題であるが、被爆者運動に限らず、全国の原爆戦争被害に遭われた方たちの資料は、この国ではほとんど整理されてないと思う。今、体験者がいなくなる時代を前にして、どのように考えたらよいかということを議論しているが、公文書と並んで、日本の庶民が戦争によってどのような傷を受けてこれまで生きてきたのかというその資料を後世に残していく、その一端を彼女たちが担ってくれていることに感謝しつつ、さらに大きな視野で取り組まなければいけない問題として考えている。

**司会者（長谷川）：**最後に、このプロジェクトを指導されてきた昭和女子大学の松田先生にコメントをお願いしたい。

**松田忍氏（昭和女子大学）：**今回全史料協大会で報告の機会を頂いたことは非常に嬉しかったが、そもそもはアーカイブズのプロジェクトとして始めた意識は全くなかった。私自身が日本近現代史の研究をやってきて、色々な資料を整理する中から近現代史像を作るという実践的な学びをやってきたので、昭和女子大学に着任し、2012年にこの資料群と出会ってこれを活用しながら学びの場としたいと、歴史学の方で培われてきた伝統的な目録整理のやり方で、手探りでやってきた。ところが2021年には昭和女子大学にアーカイブズコースができて、これもアーカイブズだと言われ、（今日は）大変緊張している。

今日報告した二人は2018年から4年間積み上げてきて、博物館で60枚のパネルと百点の実物展示を実現させた中心メンバーである。（報告として）不十分な面もあったかもしれないが、皆様の活動の何らかの気付きになれば嬉しい。また、資料というものは資料同志が引き合うところがあり、類似資料があると情報が集まってくるので、我々の様な小さくとも活動の場所が一個あることによって、様々な情報がつながっていく拠点になるだろうから、これからも頑張っていきたい。

**司会者（長谷川）：**私たちも日々様々なアーカイブズ資料に向き合っていると思うが、この意欲的な報告に接し、さらに大きな視点でアーカイブズの問題を見ていくきっかけの機会としたい。

（司会・記録：長谷川 伸 大会・研修委員会副委員長）

# 特別講演会

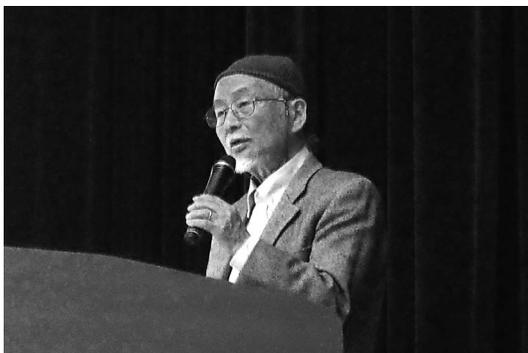
## 料紙研究とアーカイブ

元昭和女子大学大学院教授・  
和紙文化研究会副会長  
**増田 勝彦**

### はじめに

料紙とアーカイブの直接的関わりについては、『古文書料紙論叢』<sup>1</sup>、『古文書の科学—料紙を複眼的に分析する』<sup>2</sup>の中で尽くされているので、拙文「料紙抄造の変遷—日本では紙をどのように造ってきたか—」<sup>3</sup>のもととなった研究を中心に話を進めます。

昭和55年（1980）以来、紙の技術的研究を進めた結果、平成4年（1992）ごろから古文書学会、史料取扱講習会などで修復と和紙の話をするようになりました。その時期は、アーカイブの主な対象である古文書料紙に対する興味が、歴史を研究対象とする人たちに広まった時期に対応しています。アーカイブの対象となる日本の文書料紙の物質面での特徴を理解することで、紙の上に乗っている情報の持つ意味が豊になると思い、関わりとは直接関係が無い、料紙自身に対する研究結果を述べることにします。



増田 勝彦氏

### 1 大川昭典氏との共同研究

昭和55年から始めた、「製紙に関する古代技術の研究」<sup>4</sup>で、当時の伝統的方法では再現できなかった古典籍や絵巻物の料紙再現は、修復材料を得るのが主でしたが、副次的には修復担当者だけでなく、絵画や文書を担当する人たちにも、肉眼観察によるだけでは、文書料紙の判定が不確実であることが徐々に知られる様になったことが大きな成果だったと思っています。

この研究の大きな特徴は、歴史的な文書料紙の調査に、製紙のなかでも特殊な手漉き和紙の実践的研究者が参加し、調査、分析、再現実験を行った点でしょう。

収集した古典籍の料紙は、繊維調製の段階から奈良時代の繊維調製工程を経て抄製されているからとの考えで、奈良時代の工程によって実験的に麻紙を再現しようとするに、その際、延喜式を参考資料としました。

幸運にも日本には奈良時代から江戸時代に至るまで膨大な量の写経が保存されており、その一部が、断簡として市場で入手出来たことでした。古経断簡の紙としての性状と繊維分析による情報が、奈良時代麻紙の復元実験を支えたのです。

例えば、入手した断簡の特徴を示す原料繊維と密度を表-2 に示しますが、殆ど全てが、現代の手漉き紙ではあり得ない高度な密度を示しています。

因みに、現代の手漉き紙代表として越前奉書と美濃紙では、それぞれ0.3程度です。<sup>5</sup>

#### 1-1 繊維を突き砕く様な激しい工程

麻を原料とする場合の延喜式での工程の内、扱という工程は、収集された麻繊維に汚れ等が付着している繊維を取り除く作業

だと思っています。

扱の次の工程は載。現代の手漉き和紙には見ることが出来ません。平安時代を経て忘れ去られた工程です。(実は、完全に無くなったわけではなく、ごく一部の紙漉きでは江戸時代まで行われていた。大川昭典氏による浮世絵料紙の分析による<sup>6)</sup>延喜式では載の文字で表現される繊維切断の工程です。昭和45年(1970) 同時に復元された麻紙は、この載の工程が十分に行われなかったために、奈良時代の麻紙のようなきめの細かい紙にならなかったに違いありません<sup>7)</sup>。

入手した経巻断簡の繊維状態については表-1の通り。すべて短く切断され、激しい叩解による繊維のフィブリル化<sup>8)</sup>が観察されています。

大般若経 天平2年(730) 楮 繊維は切断されている。フィブリルの発生した繊維あり
光明皇后願経四分律蔵 天平12年(740) 苧麻 繊維は切断されている、繊維長平均1.92mm、フィブリル多い、填量は無い
写経断簡(経名不明)奈良時代末～781～ 楮 繊維は切断されている、フィブリルの発生した繊維有り
大般若涅槃経 平安初期 楮 繊維は切断されている、すこしフィブリルの発生した繊維あり
大般若経菅田八幡経 永承元年(1046) 楮 繊維は切断されていない、少しフィブリルの発生した繊維あり
写経断簡(経名不明) 承暦3年(1079) 楮 繊維は切断されていない、少しフィブリルの発生した繊維あり
金剛寿命院陀羅尼経 鎌倉初期 楮 繊維は切断されている、フィブリルの発生した繊維がある、填量は無い、繊維表面に付着物

表-1

- \* 調査資料は、古今色紙之譜、古紙之鑑、古今紙漉紙屋図絵所収および個人蔵の資料
- \* 身近な麻紙：シガレット紙巻きタバコの紙は、亜麻が原料ですが、非常に滑らか。長い繊維は認められない。亜麻繊維は、繊維長2.6-307mm 平均5.0mm なのでよほど細かく切断叩解しないとあのようなきれいな巻紙を抄製することは出来ない。
- \* 「非木材パルプ特集」『研究所時報別冊』、昭和51年8月、印刷局研究所、によると亜麻繊維長は2.6-307mmと長いのでそのままではきめの細かい紙とすることは出来ない。

## 1-2 紙面の平滑性の復元

繊維を小さく切断して高度の叩解を施して試作した紙の表面は平らではあるものの古い経典のような艶はありませんでした。現代の和紙でも艶のある紙は雁皮繊維を原料にした紙だけです。「打紙に関する研究」<sup>9)</sup>で、打紙をキーワードに文献を探ると、天平から昭和まで多くの事例がありました。そこで、金沢の金箔製造に使用する紙の加工技術を参考にして実験したところ、楮紙では顕著な効果を得ることが出来ました。

鎌倉時代の絵巻物料紙の表面は艶があるのに雁皮紙とは異なることが、文化財修復工房から聞かれていましたが、楮の厚紙を打ち締めること、すなわち紙打によって、雁皮紙と同じような艶を得ることができ、同時に、打ち締められたことによって、紙の嵩密度が高くなり、重い紙になりました。

経巻は概して持ち重りがする紙となっています。

紙打研究によって絵巻物の修復や再現模写に貢献することが出来ました。

資料名称 〔名称は販売業者による〕	原料・嵩密度
1. 魚養（朝野魚養）大般若経、天平時代写、大和国薬師寺伝来	楮、0.89
2. 天平経、大和興福寺 永恩具経、天平2年 大般若経	楮、0.82
3. 敦煌経、大般若経第27巻 盛唐時代	麻、0.75
4. うす墨経 藤原時代 漉き返し経 大般若経第40巻	楮、0.70
5. 銀堺経、京都東寺西院旧蔵、任覚大師墨加点	雁皮、0.95
6. 大般若経第175巻、鎌倉時代	楮、0.77
7. 黄紙銀泥経、無上依経巻上、朝鮮高麗時代	楮、0.77
8. 白紙金泥裝飾経、華嚴経、朝鮮高麗時代	楮、0.94

表-2

### 1-3 繊維叩解の程度

延喜式における麻原料と楮原料の白搗時間の差が、何を意味しているかを探るために「苧麻布・楮の白搗による叩解」<sup>10</sup>の研究を行いました。

延喜式に記された春（叩解に相当する作業）に要する日程は、麻が25日に対して楮はわずかに4日。実に楮の6倍強の日程が組まれています。理由を実験で確認したところ、楮が3時間足らずで得た強度は、麻では24時間の白搗が必要でした。つまり、延喜式に記されていた処理日数の比にほぼ等しいことが分かり、紙造りの人たちが、見かけ上ではなく紙の強さを基準に作業時間を考えていたことを察することが出来ました。同時に、それだけ労働時間が長いと麻原料を使う意欲が無くなる気持ちが理解できました。

## 2 正倉院文書料紙の調査

平成16年(2004)から5年間行われた調査によって、以下の成果を得ることが出来ました。

表面に泡の痕跡が観察されることから粘剤の使用を推測できます。文書作成年代の幅の中では、時期の差と紙質の良否に関係が見られず、両者がそろって存在していること、粘剤を使って流し漉き風の漉き方が観察される紙も、溜め漉風の紙の存在することなど観察されました。そこから判断すると、正倉院文書の時代には、すでに多様な製紙術が整えられていて、やがて技術の非効率的なものが排除されるような技術の進展が、日本の製紙術の歴史ではないかと思っています。この結論は、日本に伝わった製紙術が徐々に進展したとする今までの認識とは異なることとなり、三桎繊維、米粉その他も観察され、料紙の時代判断に考慮すべき新しい知見を得ることが出来ました。

調査結果は、正倉院紀要第32号(2010年)に発表、インターネットで公開されています<sup>11</sup>。

## 3 世界記憶遺産「山本作兵衛コレクション」と酸性紙

江戸時代までに作られた文書の保存問題は、虫害、腐食が損傷の殆どでしたが、明治以降、欧米の技術が輸入実践されるようになると新たな損傷が文書料紙に現れるようになりました。

水彩絵の具や墨などで描かれた作兵衛の記録画は、保存展示上に関して問題が見られなかったのですが、雑記帳や日記など酸性紙特有の劣化がみられ、さらに書かれた文字による「インク焼け」が認められました。江戸時代までの文書には、酸性紙もインク焼けも見られませんが、楮を原料とする手漉き紙でも、ドウサの様な酸性物質を塗布してある場合は、酸性紙問題と同様な劣化が見られます。（ドウサは膠水溶液に明礬を加えた液体。絵画を描く前、彩色版画を刷る前に、滲み止め

として塗布されることが多い。)

木材パルプ紙抄造の際に添加される硫酸バンドによる酸性紙問題は、アメリカの図書館分野から指摘され、1980年代には日本でも大きなニュースになりました。その後、酸性紙対策の

開発、中性紙の使用が進み、新聞では見ることが無くなったのですが、図書館蔵書に対する保存処理事業自体は継続されています。しかし、公的、私的に大量に造られた文書類の保存状態と対策事業は継続されているのでしょうか。

- 1 湯山賢一（編）『古文書料紙論叢』、勉誠出版、2017年
- 2 渋谷綾子・天野真志（編著）『古文書の科学—料紙を複眼的に分析する』、文学通信、2023年
- 3 前掲注1所収
- 4 「製紙に関する古代技術の研究」、『保存科学』第20号、東京国立文化財研究所、1981年
- 5 文化庁（編）『手漉和紙<越前奉書・石州半紙・本美濃紙>』（無形文化財記録 工芸技術編3）、第一法規出版、1971年
- 6 大川昭典「（ぶんせきの泉）浮世絵の紙一時を隔てた二作品の用紙を分析して—」、『ぶんせき』、日本分析化学会、2003年
- 7 「製紙に関する古代技術の研究（Ⅲ）—苧麻布・楮の白搥による叩解—」、『保存科学』第24号、東京国立文化財研究所、1985年
- 8 フィブリル化：繊維を構成している微細繊維を機械的な衝撃でほぐし出させること。フィブリル化によって繊維同士の結合を強くし紙の強度を増す。
- 9 「製紙に関する古代技術の研究（Ⅱ）—打紙に関する研究—」、『保存科学』第22号、東京国立文化財研究所、1983年
- 10 前掲注7
- 11 増田彦勝「正倉院文書料紙調査所見と現行の紙漉き技術との比較」、『正倉院紀要』第32号、宮内庁正倉院事務所、2010年、<https://shosoin.kunaicho.go.jp/api/bulletins/32/pdf/0324085095>（2023年12月15日最終確認）

## 特 別 報 告

### アーキビスト認証の取組について

— 准認証アーキビストの創設を中心に —

独立行政法人国立公文書館

中 野 佳

#### はじめに

独立行政法人国立公文書館（以下「当館」という。）では、令和2年度から、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策として、アーキビストとしての専門性を有す

ると認められる者を当館長が「認証アーキビスト」として認めるアーキビスト認証の取組を開始した。令和5年度までに4回の認証を終え、計323名を認証している。

そして現在、当館では、この取組をさらに推進するため、認証の一要件である「知識・技能等」の修得をもって「准認証アーキビスト」として新たに認める取組を進めている。

こうしたアーキビスト認証の取組を定着させ、その普及・展開を図っていくためには、公文書館のみならず、より多くのアーカイ

ブズ機関や公文書作成機関、さらに個々のアーキビストをはじめとする関係者の理解を得ることが不可欠と考える。

本稿では、はじめにアーキビスト認証の基本的な仕組みを紹介した上で、令和6年4月に第1回認定を行う予定の准認証アーキビストについて、その検討経緯、目的、要件等の概要、基本的な仕組みを中心に説明する。

## 1 アーキビスト認証の基本的な仕組み

認証アーキビストとは、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を当館長が認証する公的な資格である。

認証されるためには、「アーキビストの職務基準書」（平成30年12月独立行政法人国立公文書館）に示された「知識・技能等」、アーカイブズに係る「実務経験」、修士課程修了レベルの「調査研究能力」の3要件が求められる。「知識・技能等」は、大学院修士課程の科目を修得、又は同程度と認められる関係機関の研修<sup>1</sup>を修了していること、「実務経験」は、「アーキビストの職務基準書」に定める「知識・技能等」を活かして、3年以上従事した経験を有していること、「調査研究能力」は、修士課程相当を修了（学問分野は不問）し、アーカイブズに係る調査研究実績が1点以上あることが、要件となる。

当館長は、申請者からの申請を受け、当館に設置されたアーキビスト認証委員会（以下「認証委員会」という。）に審査を依頼する。そして、認証委員会の審査結果に基づき、当館長は「アーキビストの職務基準書」に示されたアーキビストとしての専門性を有する者を「認証アーキビスト」として認証する。

また、認証アーキビストには、社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、認証アーキビストに求められる知識・技能等が時代に即して更新されていることを確認するため、更新の仕組みを設けており、認証の有効期間を5年としている。

## 2 准認証アーキビストの検討経緯

准認証アーキビストの検討は、当館に平成31年3月に設置されたアーキビスト認証準備委員会において始まり、令和元年12月に同委員会が取りまとめた「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」において、「認証アーキビストに準じて公文書等の管理に携わる人材の充実を図るとともに、認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を拡げるため」導入を目指すことが提言された。

当館では、この提言を踏まえ、認証委員会の意見を得ながら、准認証アーキビストの検討を重ね、さらにアーカイブズ関係機関協議会をはじめとし、高等教育機関及び研修機関、全国公文書館長会議参加機関等の関係機関に対しても、説明や意見聴取を行ってきた。こうした検討を経て、令和5年3月30日に「准認証アーキビスト」骨子を決定し、当館ホームページで公表した。

## 3 「准認証アーキビスト」骨子の概要と専門人材の育成モデル

次に、令和6年に第1回の認定を行う予定の准認証アーキビストについて説明する。

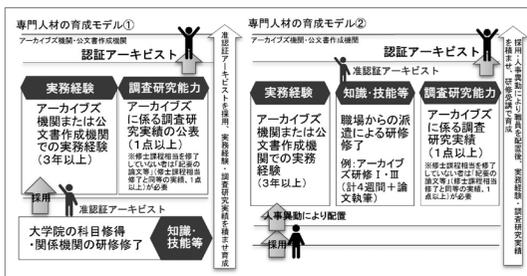
「准認証アーキビスト」骨子<sup>2</sup>では、その「目的」を「専門人材育成の道筋を示す」としている。つまり、将来的に認証アーキビスト等の専門人材となることを志向する又は期待される者が、認証アーキビストの一要件である「知識・技能等」を体系的に修得し、更に「実務経験」、「調査研究能力」を獲得することで、段階的に認証アーキビスト等へと進んでいくプロセスを確立することを、その目的としている。よって、准認証アーキビストは認証アーキビスト等の専門職員を補助する者ではなく、認証アーキビストの候補者として位置付けられている。

「対象者及び要件」については、認定要件を認証アーキビストの3要件「知識・技能等」、「実務経験」、「調査研究能力」のうちの一つ

である「知識・技能等」を修得していることとしている。准認証アーキビストは、アーキビスト認証の一環として実施するものであり、言い換えれば、准認証アーキビストの認定要件を満たすことは、認証アーキビストの3要件の1つを満たすということになる<sup>2)</sup>。

これらを踏まえて示したいのは、専門人材育成のモデルである。当館としては、大別して2種類のモデルを想定している。

まず、一つ目のモデルは、大学院など高等教育機関で科目を修得し、准認証アーキビストに認定された者がアーカイブズ機関や公文書作成機関に採用されアーキビストの職務に従事するモデルである。この場合、認証アーキビストの3要件のうち、「知識・技能等」の要件は満たしているため、「実務経験」を積み、「調査研究能力」を伸ばして何らかの調査研究実績を公表することで、認証アーキビストとして認証を受けることができる。



専門人材育成のモデル

次に二つ目のモデルは、既にアーカイブズ機関等に採用・配属されている者の場合である。例えば、各自治体の一般的な行政職員として採用され、異動で公文書館に着任した者も、公文書館で「実務経験」を積みつつ、職場からの派遣により当館のアーカイブズ研修Ⅰ及びⅢや国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジ（長期コース）を受講するなどして「知識・技能等」を修得することで、准認証アーキビストとして認定を受けることが可能である。また、その後も、修得した「知識・

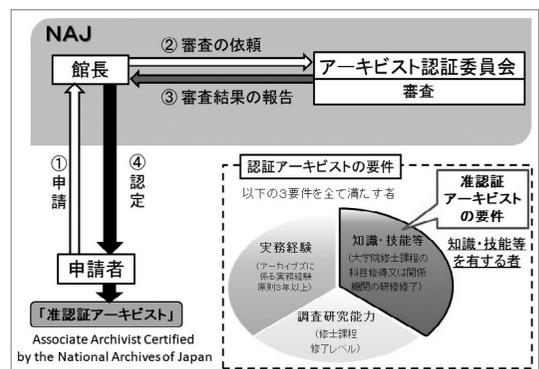
技能等」を活かして「実務経験」を積み重ね、調査研究にも従事して何らかの調査研究実績を公表することで、認証アーキビストとして認証を受けることができる。

以上のモデルに示すように、准認証アーキビストの仕組みを設けることは、「専門人材育成の道筋を示すものになると考えている。

#### 4 准認証アーキビストの基本的な仕組み

当館では、前述の「准認証アーキビスト」骨子」に基づき、認証委員会でもご意見をいただき、令和5年10月5日に准認証アーキビスト審査規則・細則を策定、同月26日に「令和6年 准認証アーキビスト申請の手引き」を公表した。ここでは、「申請の手引き」に基づき、認定の仕組み、認定要件、申請方法、スケジュールについて説明する。

准認証アーキビストの認定の仕組みは、認証アーキビストと同様となる。当館長は、申請者からの申請を受け、認証委員会に審査を依頼する。そして、認証委員会の審査結果に基づき、当館長はアーキビストとして必要な知識・技能等を有する者を「准認証アーキビスト」として認定する。



准認証アーキビストの仕組み

また、准認証アーキビストの認定要件は、2つのパターンに分けられる。1つは、「アーキビストとして必要な知識・技能等について大学院修士課程における科目修得又は

関係機関における研修修了によって体系的に修得していること」。もう1つは、「認証アーキビストの認証を受けている者又は過去に認証を受けた者であること」である。

令和6年は2回、准認証アーキビストの認定を実施する。第1回認定は、申請期間を令和6年2月1日～2月29日までとし、3月に審査、3月27日までに審査結果通知を行い、4月1日が認定日となる。第2回認定は、申請期間を4月1日～4月30日までとし、5月に審査、5月29日までに審査結果通知を行い、6月1日が認定日となる。

### おわりに

以上、アーキビスト認証の取組について、准認証アーキビストを中心にみてきた。

当館としては、引き続き、認証を受けることがアーカイブズの専門職員としての一つの具体的な目標であり続けるように努めつつ、認証アーキビスト及び准認証アーキビストが公文書等の適切な管理や保存、利用普及に大きく貢献できる人材であることを、採用・配置側である公文書館等を含む、社会一般に向けて伝えていきたいと考えている。

### 【参考】

- ・長谷川貴志「アーキビスト認証の取組について」(『記録と史料』No.32、2022.3)
- ・国立公文書館統括公文書専門官室アーキビスト認証担当「『准認証アーキビスト』骨子について」(『アーカイブズ』No.88、2023.6.23)

<sup>1</sup> 次に掲げる大学院修士課程の科目又は関係機関の研修(令和5年12月現在)

学習院大学大学院／大阪大学／島根大学大学院／昭和女子大学大学院／東北大学大学院／中央大学大学院／筑波大学大学院／アーカイブズ研修Ⅰ及びⅢ(国立公文書館)／アーカイブズ・カレッジ(長期コース)(国文学研究資料館)／なお、諸外国における大学院修士課程の科目、関係機関の研修については認証委員会が判断する。

<sup>2</sup> 大学院修士課程の科目を修得した事実や関係機関の研修を修了した事実の有効期限は生じないため、准認証アーキビストについては、有効期間を設けていない。

大会テーマ研究会

## 自治体アーカイブズの現在と未来

大会趣旨説明／報告1／報告2／報告3／質疑・総合討論

### 大会趣旨説明

#### 大会・研修委員会

令和5(2023)年の第49回全史料協全国大会は、10年振りに東京都で開催します。今回の東京大会は、昭和女子大学と駒澤大

学との共催により、駒澤大学を会場として開催できることになりました。

そして今年は4年振りに、皆様と会場で一堂に会する対面による大会が復活します。その一方、遠隔地や諸事情で会場に足を運ぶことができない方のために、オンライン併用のハイブリッド方式で開催いたします。

前回の東京大会時は、平成23(2011)年

に施行された公文書管理法への対応が話題となりました。その後の10年間に各地で公文書管理条例が制定され、自治体公文書館の開館が活発となり、認証アーキビスト制度が始動するなど、アーカイブズを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

全史料協では、このアーカイブズの潮流を踏まえ、令和元（2019）年の長野安曇野大会では市町村文書館＝基礎自治体アーカイブズの役割について、一昨年の高知大会では、新規開館した県立公文書館の意欲的な取組や特徴ある公文書管理条例を紹介し、さらに昨年の滋賀大会では、認証アーキビストを軸に、専門職問題を組み込んだ大会テーマ研究会・特別研修会を行いました。

今回の東京大会は自治体の共催ではありませんが、アーキビストや歴史資料の保存活用に携わる新たな担い手の育成に尽力する大学と共催することで、自由で多様な角度から、自治体アーカイブズの現状と課題を見つめ、さらにこれからのアーカイブズの在り方を考える大会にしたいと考えます。

とりわけ、都道府県（公）文書館機能施設の設置率が8割を越えた現在、今後は市区町村文書館をはじめとする基礎自治体のアーカイブズの拡充が望まれます。今大会では首都東京都下からの発信として、全国的な視点から市区町村におけるアーカイブズの問題にアプローチしたいと思います。

報告Ⅰ「東京都の基礎自治体における文書管理～アンケート調査から見るその実態と課題～」は、本大会における問題提起の意味を持ちます。東京都公文書館が公益財団法人特別区協議会と共催で開催してきた「文書管理セミナー」の活動成果として、東京都下市区町村における公文書管理の実態アンケートを分析し、公文書館や公文書館機能を有する施設がない中での非現用文書の扱いの困難さなど、多くの自治体が直面している課題を明確化します。

報告の中では、近年公文書管理条例を制定した世田谷区と、公文書の電子化にいち早く取り組んだ江東区より事例報告をいただき、困難な現状から一步を踏み出す契機と方向性を考えていきたいと思います。

報告Ⅱ「自治体アーカイブズのこれまでとこれから～あまがさきアーカイブズの新たな挑戦～」では、「尼崎市立地域研究史料館」が、新規施設移転により令和2（2020）年「尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズ」となり、令和4（2022）年には公文書管理条例も制定・施行された尼崎市の事例をご報告いただきます。

アーカイブズ界のトップランナーとして昭和50（1975）年より様々な先進的な活動を展開してきた同館のこれまでを総括するとともに、公文書管理条例・博物館施設下における新たな活動、そしてこれからの基礎自治体アーカイブズの在り方について議論します。

報告Ⅲ「公文書管理条例・歴史公文書等保存条例と自治体アーカイブズの行方～市町村との連携と防災への対応等～」は、日本で唯一、民間所在史料を含む古文書等の歴史資料の保存について、歴史公文書の範囲内に含めて位置付けた鳥取県の条例がその後どのように運用されているのか、また、防災を含めて資料保存の「市町村支援」に積極的に取り組んでいる鳥取県立公文書館の事例についてご報告いただき、これからの都道府県と基礎自治体のアーカイブズの役割分担や協力の在り方について展望します。

なお、大会第1日目の研修会は、新館移転した東京都公文書館など、都下の特色あるアーカイブズ・歴史資料保存機関の現地見学、及び共催者昭和女子大学より、グローバルな視点から日本とヨーロッパの基礎自治体のアーカイブズを比較する入門編、大学院生が取り組んできた戦争・戦後史料の保存・活用活動を紹介する報告で構成し、アーカイブズの多様な現在地を体感する大会としたいと思います。

久しぶりに対面で開催される大会となりますので、これまで以上に活発な討議と交流の場となりますとともに、新しい時代の潮流に乗り、これからのアーカイブズ活動の指針を提示する大会となることを目指します。  
(文責・説明：大会・研修委員会副委員長 長谷川 伸)

## 報告 1

### 東京都の基礎自治体における 文書管理

～アンケート調査から見るその実態と課題～

東京都公文書館 西 木 浩 一

#### はじめに

本報告の課題を以下の4点に設定する。

- (1) 東京都公文書館・公益財団法人特別区協議会共催セミナーの紹介を通して、既存のアーカイブズが、自治体の現用文書管理組織を対象に継続的に情報提供を行う意義を確認する
- (2) 今年度のセミナーで実施した都内自治体対象のアンケート「都内自治体における公文書管理の実態と課題」の結果を共有しながら、管理条例や公文書館機能を有していない大多数の自治体における文書管理の実態と課題を明らかにする。
- (3) 一歩踏み出した公文書管理を実施している自治体の事例に学ぶ。
- (4) 上記の課題に対して、既存のアーカイブズ、アーキビスト、さらにその集合体としての全史料協が取り組むべき事業の方向性について議論の素材を提供する。

報告の前提として、都内基礎自治体と公文書管理の概況を整理しておきたい。

現在、東京都には62の基礎自治体が存在し、その内訳は区：23、市：26、町：5、村：8となっている。

これらの内、公文書館あるいは公文書館

機能を有する施設を有しているのは以下の6団体である。

板橋区公文書館、ふるさと府中歴史館、武蔵野ふるさと歴史館、豊島区総務部総務課、八王子市総務部公文書管理課、小平市中央図書館

また、公文書管理条例を制定している団体はさらに少なく以下の4自治体に止まっている。

豊島区、八王子市、世田谷区、小平市

#### 1 東京都公文書館・公益財団法人特別区協議会共催文書管理セミナーについて

東京都公文書館と公益財団法人特別区協議会の共催で、都内基礎自治体の文書管理担当職員を対象としたセミナーの第1回を開催したのは2010年9月のことであった。2009年7月に公文書管理法が制定され、2011年4月から施行されることとなった。地方公共団体の努力義務規定を含むこの法への対応について情報共有の場を作ろうというのが趣旨であった。幸い、意図したとおり、参加された方からのアンケートには次年度以降も継続してほしいとの声が多く、結局それ以降原則として毎年度継続して開催することとなった。これまで12回開催し、参加人数は平均64名となっている。

紙幅の関係で開催一覧は省略するが、その内容はおよそ次のように分類できよう。

- ① 公文書管理法制定の背景と趣旨を理解する。
- ② 法制度的視点から地方公共団体のあるべき文書管理を具体的に把握する。
- ③ 基礎的自治体における先駆的な取り組みからその成果と課題を学ぶ。
- ④ 他の地方公共団体の文書管理の実態を知り、自らの自治体の位置と進むべき方向性を模索する。
- ⑤ 資料保存の科学的研究及び災害レスキューについて学び、公文書を守る、保存するという営みを知る。

これらの内容を組み合わせる形で各回の

セミナーを構成してきた。

毎回参加者アンケートを実施してきたが、このような情報共有の場は継続して欲しいという意見は一貫してほぼ100%となる。各自治体で文書管理実務に関する研修は実施されているはずだが、文書のライフサイクルを貫く文書管理の諸課題はそこでは明確に語られていないのであろう。実際、これから取り上げてほしいテーマはという設問に対しては、「歴史資料として重要な公文書等の評価選別」、「非現用文書の管理と保存について」、「非現用文書の公開制度について」といった内容が多く選択される。ここからは、文書の流れの川上で仕事をしている現用文書管理者にとって、「非現用」の世界が明瞭ではないことが窺える。非現用文書を適正に管理し、そこから歴史的に重要な文書を評価選別し、それらを閲覧公開に供するために必要なことを把握したい、どのような流れになるのかイメージしたいという要請が潜在的に存在しているものと思われる。

公文書管理法時代の地方公共団体の課題について、アーカイブズの立場から情報共有の場を継続的に提供してきたユニークな試みを、引き続き充実させていきたいと思う。

## 2 「都内自治体における公文書管理の実態と課題」参考アンケートから見えること

先に文書管理セミナーで取り上げてきたテーマを類型化してみたが、その4番目、すなわち、「他の地方公共団体の文書管理の実態を知り、自らの自治体の位置と進むべき方向性を模索する」というのは、都内基礎自治体へのアンケートを実施し、これを分析・検討するというもので、2017年と2023年に実施した。ここでは最新の成果である2023年アンケートの結果から、都内基礎自治体の公文書管理の実態と課題を見ていきたい。

なお、本アンケートの設問と回答の全容については、2024年3月に東京都公文書館HPで公開される『東京都公文書館調査研究

年報〈WEB版〉』10号に、当館史料編さん担当・瀧澤明日香による考察と合わせて掲載される。合わせてご参照いただきたい。

ここでは、アンケートから浮き彫りとなった3つの問題群について整理する。

### (1) 長期保存・永年保存から派生する問題群

各自治体の文書管理規程において「長期」「永年」という保存年限を設定しているかを質問したところ、86%の自治体で設定されていた。その自治体に、見直し規定があるかを尋ねると、ある・なしが同数、半々の回答を得た。

見直し規定がない自治体では、永年保存文書がどんどんたまっていくことになる。実際、「書庫が満杯ですか」との設問では、70%が満杯と回答している。その場合の措置としては民間の商用書庫や倉庫の活用が35%と最大の対応策であったが、「必要のない文書の廃棄」「紙文書の電子化」を対応策とする回答もあり、その運用如何では心配な要素もある。

また、物理的な管理上の問題として、現用文書と非現用文書をいっしょに保存しており両者の識別ができない自治体が43%あった。

永年保存が設定され見直し規定がない場合、ひたすら文書がたまっていく。保存スペースの不足、スペース確保のための廃棄リスクなどの問題が発生するおそれがある。逆に見直し規定がある場合、見直しの権限者は誰か、十分なチェック体制が取れるのか、そもそも文書の全体像を把握した上での作業が実施可能なのかといった問題が存在する。

### (2) 廃棄に関わる問題群

「文書の保存期間満了後の廃棄は最終的に誰が判断していますか」という設問に対する回答は以下の通りであった。①各部門の文書管理責任者（部長職または課長職等）：55%、②全庁的な文書管理部門の責任者：14%、③当該事務を担当する職員：11%。その他として、①と②の組み合わせ、たとえば1

年保存は主管課責任者、それ以上は文書管理部門の責任者といった回答が多かった。

思ったよりも作成原課の判断で廃棄決定される割合が高いという印象がある。一番仕事に分かっている所が1次的な選別を行うことには合理性があるが、最終的な判断まで原課で完結することには問題が残るそう。公文書館機能なし、文書管理規則等の内部ルールに基づく体制で、住民にも信頼される、適正な廃棄判断を行うことはかなり困難ではないかと思われる。

### (3)「歴史的に重要な文書」の管理に関する問題群

「歴史的に重要な文書を保存していますか」という設問に対して80%の自治体が「はい」と回答している。18%の自治体は条例や規則による規程はないというから、経験的に大事そうというものも含まれる。これらの物理的管理場所としては、①全庁的な文書管理部門の書庫：35%、②歴史・民俗資料などを担当する部門の施設：26%が多く、公文書館機能を有する施設：9%、自治体史を担当する部門の施設：7%、図書館施設：5%と続く。その他として、外部書庫その他の回答があった。

それでは、歴史的に重要な文書であることの判断は誰が決定しているのだろうか。①各部門の文書管理責任者：29%、②歴史・民俗資料などを担当する部門の責任者：17%、③全庁的な文書管理部門の責任者：12%、④当該事務を担当する職員：12%と続く。

制度的であれ経験的なものであれ「歴史的に重要な文書」と認識される資料は現存している。公文書管理条例が制定されていない場合、それらは文書管理規則等で規定されているが、そもそも非現用文書についての規定がない状態のケースも18%あった。また地域博物館や図書館の郷土資料担当が保存・管理に当たっているケースも見受けられた。私たちは、公文書館機能が整備されたとか、条例

ができたという自治体に注目しがちだが、それ以外の自治体にも現存する「歴史的に重要な公文書等」の選別・保存の多様な実態をも注視していく必要がある。

### 3 山積する課題と踏み出す一歩のために

公文書管理改革に踏み出すには、さまざまな高いハードルがあるが、一歩踏み出した自治体からの学びは、何よりも重要だ。大会では2つの自治体からの実態報告をいただいた。

林恵理子氏（世田谷区総務部区政情報課）には「公文書管理条例の制定について」ご報告いただいた。令和2年4月1日の条例施行に引き続き、区政上重要な公文書について、保存期間の満了後も引き続き保存し、利用に供する制度について付加する形で令和4年4月1日に改正がなされたこと、廃棄する際の確認の仕組みについて議論を深め、公文書管理委員会の関与による適正な廃棄システムを実現したことなど、その特徴を整理していただいた。

秋元良文氏（江東区総務部総務課文書係）からは「江東区における公文書管理の取り組みについて」と題し、江東区区政資料室の取り組みをご紹介いただいた。①長期保存文書の電子化と職員への利用提供、引き継いだ長期保存文書の中性紙保存箱への移し替え、②歴史公文書の選別作業、③印刷物取扱要綱に則った印刷物の確実な収集、保存といった成果が、係長1名と公文書等専門員2名の体制で実現されてきた。

時機を得て管理条例を実現した世田谷区、条例化には至らずとも、非現用段階の重要な公文書の評価選別、整理・活用を実現してきた江東区、それぞれから学ぶべき論点は少なくないと思われる。

### むすびにかえて

検討を通して、アーカイブズの立場から現用文書管理担当者との情報交換を行い、

相互理解を深めることが課題として浮かび上がった。また、全史料協には、各地での取組を集約し共有化すること、アーカイブズに関する社会的認知を高めるため、対象ごとに方法と内容を選択した戦略的な情報発信を行うことが求められている。

## 報告2

### 自治体アーカイブズのこれまでとこれから

～あまがさきアーカイブズの新たな挑戦～

尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズ

河野未央

#### はじめに

尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズ（以下、「アーカイブズ」）の前身は、昭和37年（1962）6月に設置された尼崎市史の編集事務局である。昭和50年1月に恒常的な施設として旧地域研究史料館（以下、旧史料館）が設置された。令和2年（2020）には、埋蔵文化財センター・博物館の機能を併せ持つ旧文化財収蔵庫と組織統合を果たし、場所も移転、組織としては、新たに教育委員会事務局社会教育部歴史博物館として歩み始める（旧史料館は総務局所属）。

本論では、最初に、旧史料館より「アーカイブズ」にいたるまで「利用・公開」を軸とした文書館事業論に基づく実践として、一貫して注力しているレファレンス・サービス（相談業務、以下、レファレンス）について報告する。レファレンスについては、近年各地文書館等の事例報告を目にするようになったものの、いまだ活発に議論が展開しているとは言い難いのが現状ではないだろうか。とかく定性的にとらえられがちなレファレンスについて議論の素地を提供すべく、いくつかの指標となる数値を試みとして提供したい。またレファレンス応対をアーキビストの専門職として持つべき「スキル」の問題として捉え直

し、その具体的内容を提示したい。

次に、組織統合後の「アーカイブズ」事業について紹介する。いずれの事業も「アーカイブズ」にとって「新たな挑戦」に位置づくものだが、個人的には、期間の短い中で次々に取り組むべき課題が「降ってきている」印象はぬぐえない。ともあれ、以下順に報告したいと思う。

## 2 あまがさきアーカイブズのレファレンスの実際

「市民文書館」論は、旧史料館の館長であった辻川敦が唱えた「利用・公開」を軸とした文書館事業論である。そのなかで辻川が重視した実践のひとつがレファレンスである。レファレンスは、応対にあたった職員がそれぞれレファレンス終了時に相談内容や応対時間等を記録（職務データベースへのデータ入力）しており、業務の振り返りはもとより次のレファレンスに役立てている。

レファレンスについては来館のほか、電話・Eメール・来信等も含めており、市民利用・庁内利用いずれも記録している。令和4年度の利用者数は2,229人。令和5年度上半期は1,197人の利用実績があった。5年度は前年度利用者数を若干上回る見込みである。

レファレンスの応対時間は、令和4年度は1件あたり平均16分。電話など口頭での回答で済む5分以下で完結する簡易なレファレンスと、史料を利用者の閲覧に供する場合など6分以上のレファレンスとでわけると、前者が42%、後者が58%。後者の平均は25分である。令和5年度上半期は5分以下が43%、6分以上が57%で前年とほぼ変わらないが、後者の平均は31分と増加している。

今年度上半期については、職員の体感としても利用者の調査・滞在時間が長くなっているように思われ、そうした利用の在り方の変化が影響していると思われる。具体的には夏休み期間に複数で調査に訪れる中

高生が微増したこと、視察や近隣大学のゼミ単位での利用（後者については後述）が増えたことなどが要因として考えられる。

### 3 アーキビストに必要なレファレンス・スキルを考える

冒頭の問題関心に沿ってレファレンス対応を、アーキビストの、専門家として持つべき「スキル」の問題として捉え直した場合、参照とすべきは図書館のレファレンスであろう。例えばレファレンス・インタビューのスキルは、レファレンスを担当するアーキビストも同様に身に着けるべきスキルといえる。

レファレンス・インタビューは、来館者が真に「求めているもの」を探るためのインタビューである。来館者自身が「何を調べたいのか」が明らかになっていない場合もあることから、アーキビストが来館者に対して発問（＝インタビュー）することにより、的を絞っていくのである。

さらに近年は地域の専門職と市民との「対話」のあり方に注目されるようになってきている。研究者の科学的コミュニケーションの在り方についての議論や、歴史学などでパブリック・ヒストリーへの関心の高まりなどが後押しとなっているように思われる。かかる「対話」を切り口として考えた場合、上記のインタビュー・スキルは、地域のアーキビストが有すべきスキルの「入口」に過ぎないことに気づく。ファシリテーション・スキル等も含めたさらに高度な「対話」の在り方も視野に入れる必要があるだろう。例えば、アーキビストが歴史的公文書を扱うなかで、まちづくり、あるいは政策提言の場などにおいて発言を求められることなどが想定しうる。

今後、実践に基づいた具体的な場でどのように「対話」のスキルを発揮したのか、その事例を積み重ねる中で、アーキビストが専門職として身に着けるべき「対話」スキルの全体像が見えてくると思われる。

ところで、「アーカイブズ」の場合、アーキビストとしての市民との「対話」の場は閲覧室の中だけにとどまらない。市民からの求めに応じ、アーキビストがまちへ飛び出していくのである。歴史講座の講師としての依頼がメインだが、出講数を数えてみると、令和4年度は27件35回。出講にはもちろん目的がある。ひとつは「アーカイブズ」のPR。いまひとつはまちづくりに関わる市民団体へのアクセスの足がかりを作ることである。市民団体のつながりをもつことで、その市民団体が作成する資料へアクセスしていく。それはまちの「現在」の記録の収集へとつながる。筆者もまた出講から地域コミュニティ誌の継続収集へとつながった経験を持っている。

### 4 あまがさきアーカイブズの事業紹介

「アーカイブズ」の本格始動より3年。着手した事業について主要なものを4つ、紹介したい。

一つは「尼崎市公文書の管理等に関する条例」の制定である（令和4年3月9日公布、同年4月1日施行）。同条例は、歴史博物館への組織統合後において公文書館機能を強化する役割を果たした。尼崎市の条例及び公文書管理条例の特徴としては、①条例のカバーする範囲を公文書に限定したこと、②原則一次選別は所管課、二次選別を「アーカイブズ」で実施すること（結果が異なる場合は協議を経て所管が措置決定する）、③制定当初より、歴史的公文書の利用・公開を強く意識した条例であることの3点があげられる。

保存年限を終えた所管課保管文書の収集に関しては、現用文書を扱う公文書管理担当課と密な連携をとりながら収集を進めている。アーキビストの専門性を尊重しつつ、所管課とのつなぎ役・とりまとめの役割を果たしてもらっており、収集において心強い存在となっている。一方、現状は旧体制からの過渡期のため、年間を通じた作業量・

事務量の見通しを立てることが困難であり、人員不足など課題も山積している。軌道に乗るのはいまま少し先のことになるだろう。

また、特定歴史的公文書の利用促進をどう進めるかも同時に大きな課題となっている。現在は、主に歴史学・アーカイブズ学系の関西圏の各大学の研究室へ呼びかけをし、特定歴史的公文書の利用請求体験のほか、「アーカイブズ」のバックヤードツアーなどを実施している。もっとも法律学、政治学などを学ぶ社会科学系の研究室への呼びかけはできておらず、また中高生の学びにつながるような機会を持つこともできていない。今後の課題である。

主要事業の二つめとしては、新型コロナウイルス感染症「記録と検証」プロジェクトの実施がある。市役所等において新型コロナウイルス感染症対策のために作成された文書・記録を調査・収集しているほか、幹部職員への聞き取り調査も実施している。以上をとりまとめ、令和6年3月に冊子を刊行する予定である。

主要事業の三つめとしてはMLA(博物館・図書館・公文書館)連携事業があげられる。MLA連携は尼崎市では教育委員会事務局の令和5年度重点課題事項のひとつで、資料のデジタル化とデジタルアーカイブの構築への着手をその具体的な取組としてあげている。「アーカイブズ」では、①尼崎市立歴史博物館デジタルアーカイブ構築に着手、また②図書館蔵書検索システムへ「アーカイブズ」蔵書情報の一部掲載を試みた。

①は、歴史博物館開館3周年(令和5年10月10日)を機に、MLA連携事業の一環として開始したものである。掲載資料は186点、市内指定文化財、古文書類、地図のほか、特定歴史的公文書97件をアップした。博物館資料(M)と歴史的公文書(A)のデジタルデータを同一データベース上で提供することに意識し取り組んだ。

また、図書館(L)との連携として取り組

んだのが②である。市民にとってなじみ深い図書館検索システム(既存のユーザーインターフェース)を利用した取組となった。第一次として約15,100冊を掲載、残り20,000冊についても順次掲載予定である。図書館検索をもとに「アーカイブズ」を訪れる人も増えており、徐々に成果として表れている。

最後に、尼崎市教育委員会と京都大学人文科学研究所との連携事業について紹介したい。同連携事業は散逸・滅失しやすい近現代資料の保全と活用を図ることを目的としたものである。「アーカイブズ」には民間由来の近現代資料として約55,000点の史料を収集している。工業化や公害問題といった特筆すべき近現代尼崎の歴史を物語る資料の収集に注力してきたことを評価いただき、連携事業が実現した。本格的な事業実施は令和5年度下半期からとなるが、事業のなかで、市民とともに資料を活用する道を探りたいと考えている。

## 5 むすびにかえて

最後に、本論では触れられなかったバックヤードの問題について触れておきたい。「アーカイブズ」は、旧史料館時代より「地域の蔵」として、あらゆる地域の資料を収集してきた。しかし、バックヤードの物理的限界もあり、今後はどこまで「地域の蔵」としての機能を果たせるか、難しい状況にせまられている。人口減少、イエあるいはコミュニティの機能の弱体化は顕著に進んでおり、それらは民間での資料保存の能力を著しく低下させている。はたして基礎自治体レベルの文書館はそうした事態にどのように向き合っていくのか。喫緊の課題としてさらなる議論が求められるであろう。

### 【主な参考文献】

辻川敦「日本における「市民文書館」の理念と実践」(尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』112、2012)

拙稿「歴史資料をめぐる現代的諸問題—尼崎市を中心に—」（大阪歴史学会『ヒストリア』300、2023）

### 報告3

## 公文書管理条例・歴史公文書等保存条例と自治体アーカイブズの行方

～市町村との連携と防災への対応等～

元鳥取県立公文書館 田中健一

### はじめに

鳥取県では、2つの条例を制定し何がどう変わったのか、そして、近年、災害が多発したり情報化が急速に進む中、どのような取組を行っているのかご報告して、今後の自治体アーカイブズについて考えたいと思います。

### 1 鳥取県立公文書館

日本で一番古い「菓」「医療行為」の文書の記録だと言われている古事記の「稲羽之素兎（因幡の白兎）」の舞台である鳥取における県立公文書館は、平成2年に県立図書館とともに開館しました。

公文書担当では、歴史公文書等の引継ぎや行政・統計資料、寄贈寄託資料の受入により資料を収集し、整理・保存・修復等を行い、利用提供するとともに、資料の研究や普及啓発のための展示等を行っています。

公文書担当と兼務の市町村協働担当は、県、市町村、地域の歴史公文書等の保存・利活用等の検討や普及啓発等を行っています。

また、県史活用担当は、県史編さん事業の成果の普及や活用のためのブックレット刊行・講座やオーラルヒストリー調査、災害アーカイブズ事業、占領期の活動報告の英文を県民参画で解説する会等を実施しています。

### 2 公文書管理条例の制定

公文書管理法の成立を受け、翌年に鳥取県

立公文書館基本機能検討委員会を立ち上げ、その提言を受けて、パブリックコメント、議会での可決成立を経て、平成24年4月に「鳥取県公文書等の管理に関する条例」が施行となりました。従来は文書管理規程で公文書を管理していましたが、県民の意見を聞き、県民の代表で構成される県議会により条例を定めたことは、大きな意味があると思います。

条例の制定により、公文書の作成・取得から保存及び公文書館への引継ぎ又は廃棄に至るまでの統一的ルールを定め、知事部局だけでなく、教育委員会、警察本部等実施機関15機関が対象となりました。また、永年保存を国際慣行に準じた30年保存として、全簿冊が評価選別の対象となりました。

歴史公文書等として引き継がれたものを「特定歴史公文書等」として公文書館で一元管理し、県民の利用に供することとして、歴史公文書等の選別方針を制定するとともに、実施機関が現用公文書を廃棄する時には公文書館長への協議が必要となり、公文書館の果たす役割は益々重要なものとなりました。

### 3 歴史公文書等保存条例の制定

平成28年2月県議会での「市町村合併から10年がたち、市町村の貴重な公文書等が危機を迎え、県としてもっと市町村をリードして適切な公文書管理を進めていただくことができないか。」という質問を発端として、県立公文書館在り方検討会議を立ち上げました。

検討に当たり、公文書館職員が県内19市町村全部を回り実態を調査し、市町村は、専門性を持った職員が少なく書庫がほぼ満杯の市町村が多く、各課の担当の判断で歴史公文書等が廃棄される可能性があり、歴史公文書等の保存の手順が定まっている市町村が2市2町しかないという実態が明らかになりました。

市町村の実情も踏まえ、検討会議で検討を重ねた結果、公文書館が市町村との連携協力で果たす役割として、平時には、評価

選別に関する支援、職員研修、市町村の文書管理全般に関する助言、災害時等特別な状況では、文書救出や一時保管場等が必要で、歴史公文書等の保存活用は、県だけでなく保有主体である市町村や民間団体・個人の取組により実現するため、その責務の条例明記の検討が望まれる等の意見が盛り込まれた報告書が作成され、早川和宏座長から知事へ手渡しされました。

報告書を踏まえ、新条例検討のため、市町村長等訪問による意見の聞き取りやパブリックコメントを行い、条例案を平成28年11月県議会へ提出し、「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」が成立しました。(平成29年4月施行)

この条例は、歴史的に重要な公文書等の保存及び利活用に関する県、市町村、県民等の責務・役割と相互の連携・協力について定めた全国初の条例となります。

#### 4 市町村と連携した取組

新条例制定を受け、平成29年4月に、県市町村歴史公文書等保存活用共同会議（以下「共同会議」という。）を立ち上げました。

共同会議には2つの部会を設置し、評価選別部会では、歴史公文書等の市町村の標準的な評価選別基準を検討し、現用文書部会では、電子決裁・文書管理システムの共同化について検討しました。

評価選別部会やワーキンググループで検討して共同会議で決定した評価選別基準の標準例（市町村用）を用いた評価選別ワークショップでは、参加した市町村職員から、「イメージをつかめた。」「複数の目を通して判断を行う体制作りが必要と実感した。」などの意見をいただき、さらに、個別市町村への訪問助言を実施したことにより、標準例を元に市町村としての評価選別基準を新たに2町で制定されました。保存年限については、鳥取市が永年保存を30年保存に変更されました。

#### 5 地域資料の保存・利用の取組

明治21年には7万を超えていた市町村が、明治、昭和、平成の大合併を経て、約1,700になり、その間に旧役場文書の多くのものが散逸しました。

また、県内各地の旧家に保管されている古文書が、所蔵者の世代交代や転居・改築等で近年急速に失われており、県では、平成29年から、市町村や歴史研究者と協力し、歴史資料の所在や保管状況の調査を行いました。

地域資料利用の取組で、未来を担う高校生を対象に、県史編さん事業で収集した古文書を解説し解説文を作る取組を行いましたが、地域資料の活用により、ふるさとの歴史への理解や地域への愛着が深まればと思います。

#### 6 災害時への対応

平成28年、鳥取県中部地震が発生し、県関係機関や鳥取地域史研究会では、市町村や個人所有の歴史資料等の被災状態の確認や救出を行いましたが、救出の具体的対策が定められていなかったため、対応は試行錯誤でした。そのため、県関係機関で検討を進め、平成29年に災害時等における県関係機関と市町村等との連携・協力実施計画（以下「災害時計画」という。）を策定しました。災害時計画は、県議会常任委員会へ報告し、共同会議でも説明し、災害時計画に基づき県と市町村等が連携して取り組むことを確認しました。

また、災害時の救援活動に必要な中性紙保存箱、真空圧縮袋、エタノール等を公文書館に備蓄しました。平成30年の西日本豪雨の際には、被災資料を救出するのにプラスチックコンテナが手に入らないということで他県へ貸し出しをし、新型コロナウイルス感染防止対策で消毒用エタノールが入手できなくなった時には他機関へ貸し出し、平時からの備蓄は大切ということをあらためて認識しました。

全史料協では、大規模災害発生時に情報収集し対応することとしていますが、全史

料協会員の災害時の相互応援の仕組みや具体的計画等があれば、さらに安心です。

以前の鳥取県の地域防災計画には、歴史公文書等の防災対策の記載はほとんどありませんでしたが、現在は、災害応急対策編に、災害時計画に基づき、被災状況の調査をし、支援方針を検討すると記載されています。

## 7 自治体 DX への対応

公文書館所蔵資料は、各館のウェブサイトでの公開が進められて、以前に比べ利用者にとってずいぶん便利になったと思います。

鳥取県では、図書館が公文書館、博物館、埋文センターとのデジタルアーカイブシステムを構築し、各館の所蔵資料を、様々な切り口で一括検索したり、国立公文書館デジタルアーカイブの横断検索の対象として、全国の様々な館と所蔵資料を検索、利用できるようになりました。システム公開後すぐに、米子市から、公文書館所蔵のガラス乾板の写真が米子城二ノ丸の新発見の写真ではないかという情報が寄せられ、米子城の実態を明らかにする貴重な資料となるかもしれないということで、所蔵資料をウェブ公開しオープンにすることによる活用推進の大きな可能性を感じました。

鳥取県では、関連文書としての紙文書は多く残るものの、原則、全ての公文書は電子決裁システムで作成していますが、公文書館に引き継がれた膨大な電子文書のデジタルでの公開や個人情報などを含む電子公文書の利用請求へ電子的に被覆しての利用提供を可能にすることなどが課題となっています。

また、RPA、ソフトウェア型のロボットを活用し、評価選別作業の単純作業の部分を効率化することにより、レファレンスの強化や簿冊の実見などの時間を生み出しています。

現在は、生成 AI が注目され、公文書館の評価選別やレファレンス等でも利用の可能性は十分あると思いますが、誤りを含む可

能性が常にあり、最終判断は、公文書館職員が慎重に行う必要があると思います。そして、生成 AI が個人情報等を学習することにより、外部へ流出することのないよう注意が必要です。

2045年には、人工知能が「人間の知能を大幅に凌駕する」シンギュラリティーに到達するのではと予想され、実際どうなるかはわかりませんが、デジタル技術で業務を改革していくことをよく考えていく必要があります。

## おわりに

鳥取県内では、公文書館を設置している市町村はなく、全国でも市町村立公文書館の設置率は、わずか数パーセントです。

新設が難しければ、遊休施設を利用してでも公文書館を設置できないかと思えますし、全国的には、博物館や図書館に公文書館機能を併設している施設もあり、図書館は、郷土資料、地方行政資料の収集にも留意するよう図書館法で定められ、歴史公文書等保存の親和性は高いのではと思うので、これらの施設に歴史公文書等を保存して利用提供する方法も考えられます。その場合も、アーキビストを配置して、適切に歴史公文書等を引き継ぎ、レファレンスや研究に対応し、住民の方にとりかかりと利用提供する機能が必要です。

自治体では、福祉、防災、経済、環境等優先順位の高い事業が多く、歴史公文書等保存活用の重要性を理解してもらいにくいこともあると思いますが、徳は孤ならず、必ず隣ありという論語の言葉のように、志を持って進めれば、理解する人が周りにきっと現れると思います。公文書館機能の不十分な自治体では、都道府県や博物館、図書館、資料館等皆で協力したり、実現可能な方策を検討するなどして、全ての自治体で公文書館機能を備え、住民の知る権利を保障し行政の説明責任を果たすことができよう願っています。

大会テーマ研究会

## 質疑・総合討論

### 【登壇者】

西木 浩一氏 (東京都公文書館)

河野 未央氏

(尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズ)

田中 健一氏 (元鳥取県立公文書館)

### 【司会・記録】

長谷川 伸 (大会・研修委員会副委員長、  
新潟県)

新井 浩文 (同委員、埼玉県立文書館)



司会の新井 浩文氏(左)と長谷川 伸氏(右)

**司会(長谷川)：**前半は個別報告の質問を扱う。まず西木報告。平沢重人さん(安曇野市文書館)より、区職員の文書管理の研修機会の設定についての質問。

**西木：**東京23区の場合は、特別区の職員の研修所での全体の研修と、各区での実務的な研修がおそらく組みられていると思う。私どもが継続してきた東京都公文書館と特別区協議会の共催のセミナーは、三年前から特別区職員の研修に位置づけていただけた。最初の頃は現用文書を扱う部署の職員を対象にこちらから連絡していたが、最近(文書管理や)アーカイブズに関心を持ってい

る、直接文書担当でない方の参加が増えている。これは裾野を広げるという意味でもありがたいことだと思っている。各区の研修については、情報を持ち合わせていない。

**平沢重人氏(安曇野市文書館・長野県)：**安曇野市は文書館ができて5年目、文書館ができる前に、全職員対象に東洋大学の早川和宏先生(副会長)に公文書の意味づけと文書館ができるということの価値とか誇りとかについて話をして頂いた。業務検討委員会からの提言で、三年に一度は全職員対応の研修機会を設けるということで進めている。

文書担当の職員からは(文書館ができたことによって)整理選別の負担はあるが、市職員からは資料検索システムによって便利になったとか、市民や議員などからの要望や質問に対して、文書館を上手く利用できるようになったという声も寄せられている。

(報告の中で)評価選別に関わる業務についての職員の負担に触れたので、その負担をプラスに変えていくような取り組みが大事と思っていたので、他の自治体でも職員が感じてしまう負担みたいなものをうまく方向転換できる取り組みがあればと思います、質問させていただいた。

**司会(長谷川)：**中元幸二さん(品川区立品川歴史館)より、市区町村の博物館・資料館で歴史資料の取得、保存等をしていることが、歴史公文書の取得・収集・保存に何か影響があるかという質問。

**西木：**アンケートの中でも、制度的な位置付けは別として、資料館とか地域博物館で、歴史的に重要な公文書を管理している所はいくつかある。しかし公文書管理法以前と公文書管理法時代とで、川上の部分と現用

の部分とのつながり方は変わっていかないといけないと思う。かつては廃棄した文書を取りに行き、博物館（等）で歴史の専門家が目利きをするという仕組みだったが、それでは文書管理を一回切る形だったと思う。故に原課の第一次的な判断をもとに、シームレスに流れてくるような制度に作り変えていく必要があると考えている。

博物館にアーカイブズセンター機能を持つという先駆的な試みをされた戸田市に、公文書管理条例の検討状況をお伺いしたい。

**佐藤勝巳氏（埼玉県）：**（文書管理の）川上から川下までの流れを如何に良くするかを主眼に考えることに尽きるが、その中でも歴史的な古文書の位置付けも考えなければならないと思う。（条例は）具体的にまだ進んでいない。

**西木：**東京でいうと小平市の中央図書館のように、市民と共に古文書を整理したり、学習してきたところで自治体史編さんが行われ、今回条例ができて、公文書館機能を持つということがある。今まで公文書館以外の施設が担ってきたものを、公文書管理法時代にふさわしい条例、制度をさらに付加する形でいい方向に持っていく事例が出ているので、情報を共有しながら進めていったら良いと思うが（中元さん）如何か。

**中元幸二氏（品川区立品川歴史館・東京都）：**東京では昭和50年代前後～平成くらいまでに自治体史編さんを行ったが、博物館・資料館が建っていく中で、その事務事業の中に、自治体史編さん資料を収集（・管理）することが明記される場合が多くある。報告のアンケート結果を聞いてみて、自治体史編さん資料に対する文書課系統職員の考え方は垣間見れるか、という質問であった。

**司会（長谷川）：**続いて（会場に控えている）江東区の報告について、高橋昌秀さん（さいたま市総務局総務部アーカイブズセンター）より、①デジタル化した文書の紙原本

の扱いについて、②辻川会長（あまがさきアーカイブズ）より、行政刊行物の収集について、近年PDF化により印刷されないものや、公開を予定しない庁内的に重要なPDF等のデータのアーカイブズ化について、何かアイディアはないか、という質問。

**秋元良文氏（江東区総務課）：**①捨てられないので保管しているが、文書倉庫を圧迫している。デジタル化したものが本書という取り扱いができるが良いが…。利便性、現物を使わず保存が担保されること、長期的に見たときに歴史公文書になるであろうということでデジタル化を進めてきた。

②（報告中の）印刷物の取り扱い要綱は、基本的に外に発行するものについての要綱で、冊子等で発行するものなので、PDF化されている、PDFだけのものというのは対象外。大体紙と両方発行していると思うが、もしPDF化だけのものが存在したとしたら、我々の管理の範囲から外れていると思う。

**司会（長谷川）：**続いて河野報告の質問に移る。

**森本祥子氏（東京大学文書館）：**レファレンスという言葉の使い方について、閲覧対応の「この資料を見たいのですが」「はいどうぞ」というやりとりも、利用者カウントに含まれているか。

**河野：**含まれる。

**若林正博氏（京都府立京都学・歴史館）：**レファレンスについて、設置者側からすると1人のためにそこまで税金をかけて対応するのか、という話になりかねないという懸念がある。自館の課題としてヘビーユーザーへの対応の深化とともに、京都府の場合、（レファレンス対象が）全人口260万分の1で終わらせないために、レファレンス成果をどう広げていくかが課題と考えるが、報告者の考えをお聞かせいただきたい。

**河野：**当館が（組織改編によって）ミュージアムと一緒にしたのは、強みになると

考えている。マスへの対応ということで、博物館は非常に大きな役割を果たすことができる。館の中の一部局にマスへの対応ができる大きな役割があるというのは、一つ強みになったと思う。1人にそれほど税金をかけるのかという話については、(どのようなレファレンスに対しても)取りこぼさないこと、というのが議論にとって強みになると思っている。

(レファレンス成果の拡張については)利用実績を、許可を取ってできるだけこちらが多く発信することに努めている。先ほどの尼崎学についても、生徒さんたちの成果は、あまがさきアーカイブズを利用した成果として、我々が直接市民の方々への効果を発信したわけではないが、生徒さんたちの発表によって、より多くの人たちが尼崎の歴史に触れていたり、ユーザーさんたちの活動もボランティアの活動としてこれだけ貢献をして貰ったという論法を取って、我々が黒子となり、その方々の活躍にフォーカスして積極的に宣伝していくことで、対応しているのが現状である。

**星野宏幹氏(神奈川県)：**認証アーキビストが6人もいるということだが、どのようにして人材を集められているのか。

**河野：**あまがさきアーカイブズにおいては、旧地域研究史料館時代から独自枠で、歴史学ないしアーカイブズ学を学んだ者で、かつ修士以上の学歴があるということで募集をかけて独自で試験をして採用している。そういう職員であっても、モチベーションとして受けてもらえるかどうか分からなかったが、何かあった時の得になるかもしれないので、(認証アーキビストを)割と快く受けてもらったという実感がある。

実は(当館は)会計年度任用職員でも非常に長く勤めている職員が多い。しかし、今までは会計年度任用職員として勤めてきて、実際専門的な仕事をしているというこ

とに対する評価になるようなものは、役所の中では正直何もない状態であった。(認証アーキビスト制度が整備されて)外部からきちんと認証してもらって、専門性を認められたというのは、新たに職場の中のモチベーションになるということがあり、認証アーキビストの申請についても多くの人が受けてくれた。

回答としては二段階あって、どのように専門的な人材を取ってきたかという質問に加えて、そういう人材が認証アーキビストについて申請をしてくれるかという二段階の問題があったが、現在のところどちらもうまくクリアできたと実感しているのが現状である。



河野 未央氏

**司会(長谷川)：**上甲典子さん(元亀岡市文化資料館・京都府)より、レファレンス業務に公文書の閲覧は含まれるか。含まれるとすれば利用者利用＝レファレンス業務の位置か、含まれないとすればレファレンス業務外の利用者利用の種別は何かという質問。

**河野：**公文書の方も利用申請の一連の手続きというのは、件数の中にももちろん含んでいる。その場合新しく「公文書」という枠組みを作り、実際に利用申請した方の閲覧やそれにまつわる事務の諸連絡とか、どういうやりとりをしたかということも記述している。というのは、(閲覧は)研究目的が

主な場合だと思われるが、その場合必ずしも歴史的公文書の利用申請だけにとどまらず、地域の歴史資料も含めて複合的に閲覧利用することがあり、切り分けるのが難しいため、両方を閲覧件数として数えている。

**司会（長谷川）：**筒井弥生さん（筑波大学アーカイブズ・東京都）から、レファレンス協同データベースの効果について、またユーチューブは如何か、という質問。

**河野：**レファレンス協同データベースは一般検索でも掛かるので、それをプリントアウトされて持参し、さらに調べたいという方が来るので、一定効果はあると思っている。レファ協の検索ページまで行かなくても、記事が引っ掛かるのは非常に大きいと思う。

ユーチューブはアーカイブズとしてはうまく進んでおらず、主に発信しているのは文化財担当という学芸員の部局がアップしているという状態。アーカイブズで作ったユーチューブ動画は、歴史博物館の動画展示などに応用されている。例えば尼崎市内にある園田学園女子大学の学生が作った「尼崎はなぜ06局番なの？」というものでは、アーカイブズでどうやって調べるか、こうやって調べましたという動画にしてくれたが、そちらは随時館内で流すなど、別の使い方をしている。

**富善一敏氏（東京大学経済学部資料室）：**公文書管理条例の関係で、レジュメの56ページの下から三行目にある、所管課での一次選別の際に用いられる「選別の手引き」はどのような内容か？現場に役立つツールと感じたので、全史料協などでできることならば共有していただきたい。

**河野：**私よりも辻川の方が詳しいと思うので、回答をお願いしたい。

**辻川敦氏（あまがさきアーカイブズ）：**職員のためのQ&A、手引きのようなものを作成した。もちろん（条例）施行になって、さあ選別してくださいとなると大混乱に陥る

ので、施行前の段階で一年間試行期間を設けて、その期間に試しの選別を各課にお願いしたが、各所管がこうじゃないかというのを手探りで行う際の元になったのが「手引き」である。

当初の「手引き」では非常に抽象的な重要項目—歴史的に重要な事件などを示したものと、Q&A方式のものを示したが、現在はさらに加えて、もう一寸詳しい内容—この手の簿冊は対象になるみたいなものも作って所管課には示している。

手引きは（あまがさき）アーカイブズのウェブサイトのアーカイブズの事業要覧・事業報告というPDFを公開しているので、ダウンロードして使っていただいても結構である。

議論を聞いていて、全史料協としては、各館の共通性があるようなデータベースを作ることをやったほうが良いと思った。

尼崎市の選別の仕事は、公文書管理担当の現用文書を所管する課と、歴史博物館のアーカイブズの二つが関わっている。「手引き」を作る際の私共のアプローチとしては、細かい例示をしても意味がない、仕事のことは原課が一番わかっているのも、原課が何が大事かということをもろに我々に教えて欲しい。その視点で巨視的に判断して、それで抜け落ちる歴史的な側面は、我々が二次選別でやるので一緒にやりましょうという方法をとった。

実感、肌感覚では、細かい例示はおそらく見てないだろうというのが、歴史的公文書担当の職員の考えで、抽象的なもののほうが、いろいろ自分たちで考えて判断しやすいし、困ったらどンドン電話で相談するようにということを徹底してもらった。実際に問い合わせの電話は非常に増えて、その調整の側面が大きいと思う。

しかし、現用文書担当の方はそれでは納得せず、もっと細かくこの文書をというの

を作らないと原課が困るからと、大変細かい表を押し付けてきた。

(一方) 我々の方の実務担当の行政事務員の意見は、細かいリストは、各課との協議の中でお互いにすり合わせながら、結果として作るようなアプローチをするべきで、よその例を引っ張ってきて、これが歴史公文書ですというものを作っても、あまり意味がないという意見。二つの課でやってきた結果、現在は折衷案ができてアップされているので見て欲しい。

これから各課との対話を積み重ねる中で、各課の認識も含めて、これが歴史公文書なんだ、というものがお互いに定まってくるだろうが、それには時間がかかる。こうした対応を重ねていくことによって、マニュアル化もできるかもしれないし、マニュアル化以前のお互いの共通認識ができるので、この様なアプローチをすべきだというのが、あまがさきアーカイブズの(行政事務員の)考えである。

**司会(長谷川)：**池本美緒さん(鳥取県立公文書館)より、コロナ禍記録の選別について複写物の提供を受けるとあるが、作成課が簿冊をコピーするということか？

**河野：**まだ使っているという理由で保有しているので、作成課にコピーで提供してほしいとお願いしたところ、提供してもらった。

**司会(長谷川)：**山口恭充さん(名古屋市市政資料館)より、レファレンス能力の底上げ・能力向上のため、どんなことを行っているか、関連して鳥取の池本さんから、館内でレファレンス研修会等を行っているか、職員間のスキルの差は如何か、という質問。

**河野：**当館ではナプスという館内の職員用のシステムを独自構築しており、それを使って来館者から質問内容を伺った後に一旦検索をして回答するのが、レファレンスの基本的な対応の仕方である。その検索をすると、過去のそのレファレンス事例が出

て来るので、それを参照しながら話をすることによって、経験未経験の差とか、得意不得意の差を一定程度カバーし、底上げを図っている。

しかしながら、基本的に得意分野の有無があるので、レファレンスは職員全員で、全力を持って向かう職場風土がある。例えば私の場合古文書はわかるが、歴史的公文書の話や近現代に関わってくると、辻川を頼るとか、あるいは鉄道の話だと別の詳しい職員に頼るといふことで、できるだけチームワークを生かしたような形で、対応する。その中でレファレンスをどういう形で行い、何を提供しているのか、実際どういう資料を出してきているのかを実見して学ぶこともやっており、時間があれば、担当者の横について一緒に対応したり、こういうものを検索するときはどうすればいいのかと後で聞いたりするとか、割とOJTにかかる部分が多いと思っている。

**司会(長谷川)：**これで午前中の報告分についての個別の質疑は終了し、午後の報告から総合討論は、司会を新井さんに交代する。

**司会(新井)：**午後の田中報告についての質問。まず宮田克成さん(三豊市文書館・香川県)から、評価選別・保存の手順が定まっている市町村が増えるなど、成果が確実に上がっているようだが、市町村を巻き込んで行う上で難しい点は何か？必ずしも協力的な市町村だけとは限らないと思うので、その辺りを教えて欲しい。

**田中：**実はコロナ前には他の自治体でもこの標準例の評価選別基準を参考に一寸やってみたいというところはいくつかあったが、コロナ以降進まず、結局2町増えたという状況である。どの辺が難しい点かというと、市町村に会議の時に意見を聞くと、担当の方は割と一生懸命で、確かに評価選別などで、歴史公文書は残さないといけないとこ

ろはかなり理解されたと思ったが、担当者は上の課長や、最後は首長に上げていって了解を取っていくことが難しいようだ。

公文書の保存条例を作る時に、こういうものを作りたいと首長のところを回ると、首長は結構公文書は大事だという意識をしっかりと持っているのが良いが、実際に担当者からこのようにやっていきたいと上げていっても、なかなかトップの方に届きにくい。そのあたりが難しいと感じている。

**司会（新井）：**木曾寿紀さん（松本市文書館）から、昨年から電子決裁システムを導入しているが、電子決裁で作成した文書はどのように公開されるべきか、実例などご教示いただきたいとの質問。

**田中：**いわゆるポーンデジタルー初めからデジタルできた文書をどうやって公開するかというのは非常に難しい。公開するためには、国際標準の形式で長期に保存できるPDFに変換して、公開していくのが一番いいだろうと思っている。しかし鳥取県の電子決裁システムは、「ノーツ」というシステムで作っているのだから、これをどうやってPDFに変換するのか、具体的な方法については検討できていない。（報告中の）RPAみたいに、ロボットを使って単純作業化してできないかというような話をしたことはある。

気になっていることとして、ポーンデジタルの公文書として、普通に起案して決裁するもの他に、（鳥取県では）「ノーツナデータベース」という、政策形成していく中で（蓄積された）重要な議論などが残っているデータベースがある。こうしたデータベースの形になっているものも電子公文書と言えると思うが、これをどうやって公開していくのかも課題だと思っている。（公開する時には）個人情報が出ないように、国立公文書館では電子的に被覆して出すシステムになっていると聞いたが、（鳥取県で）

現時点では対応できていない。

**司会（新井）：**この問題は松本市を含めてすべての自治体に関わってくる問題だと思うが、うちは電子公文書の公開をこのようにやっているというところがあれば、意見をいただきたい。新しい実践例があれば、ぜひとも（全史料協に）報告いただければと思う。



田中 健一氏

\*\*\*\*\*

**司会（新井）：**さて、ここからは（大会テーマ研究会）全体に関わる内容で意見をいただいているので、ご紹介しつつ、議論を進めていきたい。

まず一つは、資料の収蔵状況がどれも満杯で、この状態の文書保管庫をどうするかということ。西木報告のアンケートの中でも、自分のところでは一杯で、（資料の）受け入れが中々できないという悩みだとか、外部倉庫を使っているという話が出ていたと思う。

その中で、青木睦さんから、文書管理における現用中間保管時の緩和、書庫スペースの狭隘化とか、貴重文書（の保存庫）とか（を見据えて）、全体量の把握が重要だというご意見。これは西木報告の中にもあったが、これをどのように考えていくのかは、大きな課題になると思う。そこで（青木さ

んは) 文書発生と作成量の数量推定条件を求めるということで、具体的に提案されているわけだが、全体に関わる問題で、特に皆さんの悩みどころだと思うので、青木さんご説明願いたい。

**青木睦氏(前国文学研究資料館)**: 実はこれ、35年ほど前に山口県文書館の北川健さんがすでに提唱されている。文書量の発生量を数的に推定計算しておく必要がある。(既存の) 文書館でも、新たにアーカイブを設立する時の収蔵庫計算にも該当する。

(計算式は) (全ての) 文書所管課、それから事業係数プラス職員の数、大体職員がどれだけ文書を作るのかというのが基本、それに掛けることの作成文書件数、これはリテンションスケジュール表できちんと明確に計算する必要があるが、それを何年保存するかということ、大体収蔵量が推定計算できるそれらを基にししながら、どれだけ廃棄するのか、何パーセント評価選別のパーセンテージをつけるかということ、をすでに提唱されている。

(にもかかわらず、これまで) なかなかこれを具体的に計算してなかったというのは、私たちの研究の怠慢だと気づいている。それをきちんと計算すると、書庫の確保、配架構造を計算できるし、歴史的な文書としての保存についてのマネジメントを実行できる可能性も広がるだろうということになる。

先ほどデジタル化したものの収蔵の問題が提起されていたが、これはデジタル化したら物理的な状態、劣化状態をきちんと調書をとって本当にコンパクトな収蔵環境にすることによって、デジタル化すると物理的にも減らせるということ、(紙媒体を無理に) 廃棄しなくてもできるということを検証する必要があると思っている。

**司会(新井)**: 今のご意見について、自分のところでも実際に計算しているとか、事例はないか。今のご提案は、現場でも非常に

有効性がある技法だと思うが。

**山口恭充氏(名古屋市市政資料館)**: 資料のトータルの推計ではなくて、デジタル化した後の紙資料の取り扱いで分厚さを減らすことができたという事例を報告する。当館の資料はデジタル化する前はすべて製本して、ドッジファイルを分厚い厚紙の用紙にして立てて保存していたが、デジタル化をきっかけに、文書は紙紐で閉じる形にして中性紙封筒に入れ、それらの複数簿冊を一つの箱にまとめたところ、思いの外、棚が圧縮できた。

**司会(新井)**: 非常に参考になる事例と思う。名古屋の事例や青木先生のご意見を受け、これらの実践例として、今後実際に取り組まれた報告を期待したい。

もう一点市町村との関連性ということで、今回自治体アーカイブの現状と課題という中で研修制度の取り扱いという話が西木報告の中で出ており、東京都ではセミナー等を盛んに開催しているということだが、筒井弥生さん(筑波大学アーカイブズ)からの質問で、①このセミナーについての対象者はどういう方か、②ぜひオンラインで開催したら如何か、というご質問。

**西木**: ①セミナーの対象者は最初、特別区の現用の文書管理をしている方を対象に連絡を送ることにし、東京都の行政部に相談に行ったところ、どうせやるなら市町村の方も対象にということで、東京都市長会の協力を得て、都内の市町村で現用文書を管理しているところに連絡した。

当時公文書管理法ができて、各区や市ごとに全庁的に対応をどうするかと検討している自治体があつた。こちらから送ったのは、総務課とか情報公開課とかだったが、その市や区の判断で、当初は例えば郷土資料館とかにも連絡を回して一緒に出て貰えることがあり、参加者が4人とかそれぞれの判断で若干広がる自治体もあつた。

先ほど言った様に、特別区については三年前から全職員を対象とし、希望者は聴講できる研修と位置付けているので、(対象者の)幅が少し広がっている状況である。



西木 浩一氏

**司会(新井)：**合わせて鳥取県の方でも、市町村向けのセミナーをやられていたと思うが、補足説明をお願いしたい。

**田中：**鳥取県では、まず一般的な県職員向けの研修は、各課の文書管理主任、大体は総括の課長補佐を対象にして、現用文書の研修をする時に、公文書館が評価選別で歴史公文書等とはこうなんだということを説明して、現用文書の担当課の職員にしっかり認識を持ってもらうようにしている。

市町村への研修は、先ほどの共同会議で研修を行っている。(対象は)大体総務課の担当職員だが、東京都同様、博物館や資料館なども関連するので、希望があれば、そういうところの方も一緒に聞いてほしいということで、一部会議に出たり、研修に来たりという方もいたと記憶している。

**司会(新井)：**もう一つの質問、②オンライン開催の予定はあるか、という質問については？

**西木：**セミナーは対面でやっていたが、新型コロナウイルスで一年間中断し、その後オンラインでやるようになった。昨年度のセミナーからは、特別区の職員さんは原則対面、市

町村職員の方は原則オンラインで、あと職場でオンラインで参加できないという方は対面でとハイブリッド形式で行っている。これからハイブリッド形式が定着していくのかなと思っているが、オンライン配信になってから、(小笠原など)島嶼部からの参加者が、少し加わってきているという成果がある。

**司会(新井)：**本日の大会もハイブリッドで配信しているが、こうした形で多くの(多様な参加)状況ができると思う。

なお、この他研修の充実を求める件と合わせて、今日午前中の国立公文書館の説明があったが、今後准アーキビストあるいは認証アーキビストのための研修が重要になってくると思われるが、これらと同等程度の研修会を全国的に広げていってほしいという意見もいただいているので紹介しておきたい。

最後に井口さん(京都府)からご意見を頂戴しているので紹介する。一点目は「利活用の公民教育」ということ。公文書館の資料を使って、職員だけでなく、学校教育も含めての公民教育ということで、(どのように)公文書館資料を利用した活動・公民教育をしていけたらいいだろうということかと思う。二点目は「近現代史料の収集と戦時史料収集の急務」ということ。これはたぶん再来年戦後80年が控えているということでの意見かと思うが、井口さんからこの二点について、さらに細かくご説明いただきたい。

**井口和起氏(京都府立京都学・歴史館)：**第一の点は、河野さんの話もそうだが、多くの公文書館がそれぞれ普及や学習活動等、その館にある資料を用いて、その地域の歴史を知るとか子供たちが学習していくという様な実践報告はかなり多い。しかしその一方で、公文書管理法や公文書館の意味から言うと、ここにある文書は誰が

どうやって作って、そしてなぜここへ集めていて、実は全部集められないから選別しながらやってるのだよ、という歴史教育というよりは、高校の科目で言えば公民教育の方面に当たる活用の事例などがあれば、教えて欲しい。

**司会（新井）：**学校との連携、特に公民教育のことをやっている実践例をご報告いただきたいということだが、如何か？

埼玉県の事例に少しだけ触れると、ここ何年か学校教育との連携、特に高校生と文書館資料を使ったフォーラムをやっている。ご存知のように学校の学習指導要領が大きく変わり、特に日本史に関しては、高校の授業の中で歴史総合と日本史探求という二つの大きな流れがあり、その中で博物館・図書館、文書館の資料を使った授業の実践が求められている。そこで文書館に高校生に来てもらい、文書館の説明と見学後に文書館資料を実際に手にとってもらって、高校生に自分たちで（文書の）発生からそれがなぜ今この文書がここにあるのかということをも自分で調べて発表してもらおう事業を展開したことがある。

学校の先生との連携は非常に重要で、従来は指導要領の作成をサポートするのが文書館の役割だったが、高校生にも積極的に館に来て貰って、一緒に探求していく取り組みがあると、今後利活用（の実践）が増えていくのではないかと、個人的には考えている。

**井口：**二点目は、全史料協への要望として聞いていただければありがたい。全史料協は1974年の埼玉における準備段階から始めて、来年で50年目となる。大会冒頭の辻川会長の挨拶にもあったが、（50年を迎えて）一つの大きな曲がり角に来ている。

それから再来年は戦後80年である。80年経つと、近現代資料（の所有者）はおじいさん、おばあさんが持っていたもの、つまり孫の世代に移っていて、遺族がもうこんな

ものを置いておいてもしょうがないとどんどん捨てていくというのが現状だろうと思う。

戦争資料に限って言えば、80年代から全国的に広がった戦争展運動の中で、今まで地域で小さな平和記念館を作ったり、資料館がたくさん生まれ、戦時資料を収集して今までで継続してきた。ところが、コロナの中で小さな平和記念館は危機的状況に陥っており、閉館したところも多くあると聞いている。

そういう状況を考えると、近現代の民間資料を所有者が保存し、継承していくことは困難になりつつある。再来年（の戦後80年）を目指して、近現代資料の保存にはどのような工夫ができるのか、というようなテーマを全史料協全体で取り組んでいただきたいという要望である。よろしくお願ひしたい。

**司会（長谷川）：**鋭意検討させていただきたい。最後に報告者の皆様から一言ずつお話をいただきたい。今回の大会テーマは「自治体アーカイブズの現在と未来」である。報告では現在の話が中心だったと思うが、それではこれからどうあるべきかということについて発言いただき、まとめとしたい。

**西木：**東京で開かれた大会なので、東京都の自治体の状況を紹介した。（東京都下では）本当に限られたところにしか条例もなく、公文書館機能もないという中で、どうしても詰まり、溜まっていく一方なので、現場では相当しんどい思いをしている、そういう状況を報告した。他県においても、同じような状況があると考えていいのだろうか。

アンケートの分析から、我々の声、すなわち先行して存在しているアーカイブズ（公文書館等）とか、そこに勤めているアーキビスト、それからこの全史料協が、どういうサポートができるのかということをも、もう少し戦略的に議論し、このターゲットにはこの手法で、こう伝えていくということをも、計画を立て直して効果的に発信していくことが急務ではないかと強く感じた。



登壇者の各氏

**河野：**本日はフロアからの意見なども含めて、非常に学びの大きい機会だったので、本当に感謝している。

井口さんの話の通り、利活用については「公の公民教育」として見た場合、アーカイブズ側からのアプローチとしては、法学とか行政学とかを学ぶ方々や、研究室との繋がりを持って、どういう手段で高校生などに教えたり、考えてもらえばいいのかということや、何を学ばなければいけないことを、改めて痛感した。

「あまがさきアーカイブズの未来」、ということや、市町村レベルにしては頑張りすぎたかな、というところがある。実際、会計年度職員も含めてみんな馬車馬のように働いているのが実情なので、もう少しホワイトな職場を目指すということ。人口減少が必須となっている社会の中で、大きくした事業をどのようにソフトランディングで収束させて、かつ持続していくのかは、もう一つの大きな課題と思っている。

未来としては、職員も含めてみんなが幸せになっていて、もう少し公民教育をきっちりするということや、一つ指針ができたと思っている。

**田中：**(報告中の) マネジメントのドラッカーは、GE (ゼネラル・エレクトリック) に「あなたのやっておる仕事は全てワクワクする仕事ですか？ ワクワクする仕事だけを残し

て、ほかはやめなさい」と言って発展していった今のGEがある。勤めているアーキビスト、職員の方がワクワクして、仕事をやっていけるような公文書館でないといけないと感じている。

井口さんからお話があった「公民教育」について、公文書館に勤務していた時に、一回高校の社会の先生に来てもらい、公文書館を見学してもらって、公文書館ってこういうところでこんな資料があるから、教育で活用してくださいとお願いしたり、ネット上で歴史のこの授業では、公文書館にあるこんな資料とか、ここの地域のこんな資料が使えますよ、ということも発信した。これからの未来を担う子供たちが公文書館の仕事を知り、その資料も知って生かしてもらいたいと思う。

市町村では、歴史公文書を残す重要性は分かるが、忙しいのでやらなくてはならないがどうしたらいいかわからない方が多かったと感じているが、おそらく今もそんな状況でないかと思う。だからそうした職員は、文書の廃棄と言っても、総務課が仮に全部一元的に管理していても、他の課からこれを捨ててもいいかどうかと聞かれた場合、意見できないことが多いと思う。

市町村に比べて、県の方も職員や予算の余裕は今あまりないが、専門的な情報の提供とか助言ということではできる。鳥取県だけではなく、他の県でもぜひ市町村に対して支援をして、都道府県と市区町村が連携して、(全国的に) 歴史公文書の保存活用を進めていければいいと思った。

**司会 (長谷川)：**これで今年度の大会テーマ研究会を終了する。ご報告いただいた、西木さん、河野さん、田中さん、そして会場の江東区の秋元さん、世田谷区の林さん、それから大会にご参加下さり、ご意見ご質問をお寄せいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

# ポスターセッション

## ハンセン病療養所と公文書管理法

—「未登録文書」の継承基盤構築をめぐる諸課題—

岡山大学文学部 松岡弘之

### 1 はじめに

国立療養所菊池恵楓園（熊本県合志市、以下恵楓園）では1909年の開設以後、患者が入所資格を満たすかを出身役場等に照会した個別記録「患者身分帳」約5千点が保管されており、発表者は恵楓園の研究倫理審査をうけ一部の分析に現在取り組んでいる。ハンセン病患者の境遇を解明しうる記録である一方、門地や健康情報を含む。入所者の減少が続くなか、療養所の記録の保存・活用をめぐる諸課題が議論された2023年5月のハンセン病市民学会分科会での議論について登壇者のひとりとして紹介し、各位の知見を乞いたい。



恵楓園歴史資料館（館ウェブサイトより）

### 2 「歴史資料等保有施設」の是非

恵楓園ではカルテを含む記録の調査に精力的に取り組むなかで、記録の活用にむけ法との関係が課題とされるようになった。また2021年にオークションサイトに明治期の患者台帳が流出したことで、関係者の統一交渉団は適正な公文書管理を求めるようになった。これらを踏まえ、各療養所に啓発拠点として整備された社会交流会館等を公文

書管理法の適用対象外とする「歴史資料等保有施設」に指定する案が検討されている。

分科会では下重直樹氏（学習院大）から、①「歴史資料等保有施設」には記録の利用請求権が認められず、国の責任が認められた事案にもかかわらず説明責任を果たす枠組みを失うことには課題がある②まずはすべての記録を行政文書ファイル管理簿に登録し、当事者の意見を踏まえながら国立公文書館で収集・公開基準を策定して移管・公開を進めていくべきとの指摘があった。

### 3 検討が必要な課題

下重氏の指摘はいずれも的を射ている。ただし、①厚労省文書管理規程によれば1952年以前の記録は移管されるが、ハンセン病についての移管対象事項は2019年の家族補償法のみであり、恵楓園策定「標準文書保存期間基準」でも国立公文書館への移管対象文書はないとされる。現状では現場の記録が移管されにくい状況にある。②利用審査基準も疾病や門地を含むことから、開示は困難なことが予想される。部分開示の余地はあり得るであろうか。いずれも当事者を交えた協議が不可欠であろう。加えて③記録が現地にありつづけることの意義も指摘しておきたい。それはハンセン病の事実解明は国民的課題であると同時に、地域の課題でもあるからである。これら3点を検討課題として提起したい。

### 4 おわりに

2008年のハンセン病問題基本法は第18条で関係者の名誉回復のために「歴史」が重要であると指摘しており、その記録をめぐる今後の議論の推移にぜひ注目いただきたい。なお、本発表後、関連する情報や経過を別の論文（松岡「公文書管理法とハンセ

ン病問題」『岡山大学文学部紀要』76号、2023年、<https://doi.org/10.18926/okadai-bunkiyou/66176>)として公表した。参照されたい。

## 元小川プロダクション資料の整理・活用の経過と展望

—千葉県成田市・芝山町における歴史伝承の取り組みから—

長野大学 都留文科大学 聖学院大学  
相川陽一 森脇孝広 今井 勇

### 1 問題の所在と本報告の位置づけ

現在、日本には多様な資料保存機関が存在するが、映画にかかわる資料保存機関は少なく、資料散逸が懸念される。このような状況をふまえ、筆者らが関与している戦後日本の記録映画にかかわる資料の保全・整理・活用の事例を報告する。

### 2 資料の収集と整理の経過

小川プロダクション（以下、小川プロと略）とは、映画作家の小川紳介(1936～1992年)が率いた映画制作集団である。かれらは1968年から1974年にかけて成田空港反対運動（三里塚闘争）の展開地である成田市・芝山町に住み込んで制作した三里塚シリーズで知られる。同プロは小川の死後、1994年に解散した。

1998年、小川プロ元スタッフ等で構成する小川プロダクション作品管理協議会から、成田空港地域共生委員会 歴史伝承部会（以下、歴史伝承部会と略）に、三里塚シリーズ関係の映像・音声・紙資料等が譲渡された。同部会の初代事務局長は映画作家の福田克彦で、早稲田大学にて鹿野政直のもとで民衆史を専攻した人物である。福田は1998年に急逝するが、志を継ぐ人々により同プロ資料の保全・整理・活用が続いてきた。

小川プロ資料の整理経過は前期と後期に分かれる。前期は1998年度から2018年度で、

歴史伝承部会はフィルム資料の保全と整理に注力した。フィルム230缶のメンテナンスの定期実施とデジタル化、音テープ969本のデジタル化、写真フィルム359本の現像・アルバム化等の活動である。後期は2018年度から現在までで、筆者らをはじめとする10数名の研究者らが紙資料111箱（2023年12月時点の箱数）の整理等を進めた。

### 3 紙資料について現時点で明らかになったこと

紙資料について明らかになったことを記す。資料形態別点数は(1)文書1,324点、(2)ビラ・チラシ437点、(3)会報510点、(4)新聞246点、(5)地図16点、(6)紙もの556点、(7)書籍11点、(8)雑誌316点、(9)小冊子298点、(10)綴じもの203点、(11)写真33点、(12)モノその他28点である。紙幅の関係で各カテゴリの定義を記せないが、『歴史伝承部会調査報告書』（各年度）に記載がある。(1)文書は多数の書簡や上映記録簿等を含み、(2)ビラ・チラシは作品紹介や上映呼びかけ等を含む。(3)会報は各地の小川プロ事務所の刊行物等で、(4)紙ものは映画パンフレット、ポスター、チケットなど上記に当てはまらない多彩な資料を含む。

### 4 資料活用の現状と今後の見通し

筆者らは、整理を進めた紙資料から「三里塚シリーズ」の全国上映運動の実態把握を試みている。多様な資料から上映運動にかかるデータを抽出し、「いつ、どこで、だれが上映を企画し、誰が観たのか」、「観た人々は、作品をどのように受け止めたのか」を明らかにすべくオーディエンス分析を進めている。同時に、劣化が進行する資料への対応と長期保存の試みを収蔵機関である成田空港空と大地の歴史館と進めている。このほか成田空港問題に関する多数の一次資料を所蔵する千葉県立中央図書館と連携した同館所蔵資料の整理と調査、立教大学共生社会研

究センターをはじめとする社会運動アーカイブズでの資料調査も実施している。

約四半世紀におよぶ小川プロ資料の保全と整理の結果、資料整理は未完ではあるが、上記のように視聴覚資料と文書資料の概要把握が進んだ。この成果をもとに、今後は小川プロ関係者や各地で上映にかかわった人々への聞き取り調査に着手し、資料から明らかになったことと当事者の経験を重ね合わせる調査へと進みたい。

謝辞：本報告は貴重な資料の整理・分析の機会をいただいている成田空港空と大地の歴史館の協力によって実現した。感謝申し上げます。本報告はJSPS 科研費 JP18K00969, JP21H00569、サントリー文化財団の研究助成を受けたものである。

## 被団協関連文書の活用に関する考察 —パネル報告から—

昭和女子大学 本庄第一高等学校  
大学院 教諭  
印出也美 吉村知華

### 1 はじめに

研修会Cではノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会（継承する会）の史料整理活動、史料の公開について述べた上で、昭和女子大学戦後史史料を後世に伝えるプロジェクト（戦後史PJ）の被団協関連文書の活用事例について紹介した。パネル報告では以上の報告に関連するこれまでのプロジェクト活動について報告した。

以下ではその概要といただいたご意見についてご紹介する。

### 2 パネル報告の概要

パネル報告では戦後史PJにおけるこれまでの活動実績について、4点報告した。

1点目は被団協関連文書の整理である。これまでに6,713点、もんじょ箱で190箱以上の史料を整理してきたことをご紹介した。

2点目は被爆者運動関係者への聞き取り調査である。これまでに計10回にインタビューしており、お聞きしたことを被団協関連文書と関連付けて研究している。

3点目はミーティングである。週1回実施しており、ここでの研究報告は、本学で毎年開催している秋桜祭（学園祭）での発表につながっている。

4点目は研究の発信である。大学内だけでなく、被爆者関連団体の集会以での発表やメディアからの取材を通し、原爆被害の実相など、研究成果を社会に向けて発信している。

以上のプロジェクト活動について、史料の活用に関するご意見をいただいた。

### 3 地域との連携について

史料の活用方法として、大学などの教育機関以外に、地域と連携することをご提案いただいた。

現在、継承する会が保管する被団協関連文書の利用は、戦後史PJの他に一部の研究者やメディアのみで、活用された例は少ない。また、現在、継承する会では史料を展示できる環境を整備中であるため、今後、解決すべき課題となっている。

これに対し、現段階で史料の活用を増やす方法として、史料が保管されている地域での活用が可能ではないかとご意見をいただいた。

全国各地にある被爆者の会の史料は、実際に地元のコープにて展示をした事例もある。

地域の歴史を伝える点では公文書館等と連携して展示等をする方法等、他にも史料の活用方法は多く考えられるのではないだろうか。

### 4 おわりに

今回はパネル報告でいただいたご意見について紹介した。

史料を所蔵する団体のなかには展示だけでなく、史料を所蔵する場所の確保も厳しいケースがある。史料を活用する方法は地域との連携の他、デジタル化など、方法は多く考えられるが、史料の状態やそれを所蔵する団体の状況を鑑みて選択する必要があるのではなかろうか。

今回のパネル報告ではこのようなご意見だけでなく、他団体における取り組みについても学ぶことができた。貴重な機会をいただいたことを御礼申し上げる。

## 広島県立文書館におけるボランティア活動

広島県立文書館 西 向 宏 介

### 1 はじめに

全史料協大会のポスターセッション開催は、対面では12回目となる。貴重な情報発信と交流の場として、当館では可能な限り参加させていただいている。今回は、広島県立文書館が今年度から新たに開始したボランティア活動の経緯と取り組み内容を紹介した。

### 2 ボランティア前史

当館では、未整理文書の蓄積を踏まえ、長くボランティアへのニーズが存在していたが、このたび実現した文書館ボランティアは、「平成30年7月豪雨」時の被災文書レスキュー活動を直接の契機とするものであった。

この時、当館では11ヶ所から11,000点余りの被災文書を受け入れ、乾燥・クリーニングなどの保全活動を行った。その際、当館が委嘱する文書調査員や古文書解読同好会の会員の中から有志の方々がボランティアとして参加されたのである。

平成30年(2018)7月から令和元年(2019)12月まで、アイソレーションガウンに身を包み、マスクやヘアキャップを着用すると

いった重装備での作業を1年半にわたって続けていただいたが、保全活動の終了後も、ボランティアを続けたいとの要望が強かった。

### 3 ボランティアの開始

このような機運を契機として、今年4月、文書館ボランティアの募集を保全活動の経験者9名の方々に対して行った。その結果、全員が応募され、ボランティア保険への加入手続を行った。

5月8日に初回の顔合わせとガイダンスを行った。ボランティアの趣旨や作業内容を説明し、活動日程を調整した(活動日は毎週月・水の週2日、作業時間は10～15時の時間帯で自由に参加していただくこととした)。

作業内容については、まずは古文書整理に重点を置くこととし、点数確定が済んだ文書群の仮目録作成に取り組んでいただくことにした。所定の目録用紙に表題等を記入し、目録データの入力をしていただくほか、封筒への封入やSILティッシュでの梱包、文書の形態に応じて中性紙の厚紙で折込帙を作成していただくなどしている。

従事にあたって、ボランティアの方々には「古文書整理の手引き」など、必要に応じて資料を作成し、配付している。

年度後半には、様々な研究者の方々のご協力もいただいた。ボランティアの方々と一緒に当館で保存中の被災文書の状態確認やレスキューした屏風の下張り剥し作業を行い、さらには職員有志も加わって襖の下張り剥し作業も行うなど、文書整理以外の活動にも取り組むことができた。

### 4 おわりに

開始して間もないボランティアではあるが、参加者の方々は古文書解読能力のある方々ばかりであり、今後は整理した古文書を解読して資料集(解読文集)を作成し、さらには、展示等を通じてボランティア活動の成

果を発表する機会も設けたいと考えている。

なお、当館のボランティアに関する詳細は、別稿（西向宏介・下向井祐子「広島県立文書館におけるボランティア活動について」『広島県立文書館紀要』第17号、2024）を予定している。最後に、ポスター展示をご覧いただいた参加者の皆様に深く感謝したい。

## 国連難民高等弁務官 緒方貞子文書群の整理

海外アーカイブ・ボランティアの会 大西 愛

2023年全国大会ポスターセッションは11月30日～12月1日、東京の駒澤大学記念講堂3階会場で開催された。海外アーカイブ・ボランティアの会のポスターセッション参加は2011年を初めとして、これで3回目となる。

ポスターには活動の状況を、写真を交えてかなり詳細に書いているが、文字の多い内容はひと目見ただけでは伝わらない。写真を中心に口頭で説明して理解が深まる。

今回は日本人にとって誇りである緒方貞子さんが国連で活動された時のアーカイブの整理であったので説明にも心がこもった。ほかにも国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）がどんな所であるのか、所在するスイス・ジュネーブの風景についてなどポスターの前に立つ人の質問はあらゆるところに向かう。また、私達の活動についての関心も高い。

私達の活動は2009年から、海外のアーカイブに興味のある個人の集りとして開始した。縁があって国連難民高等弁務官事務所の資料をボランティアで整理することになった。毎年ジュネーブへ赴き、本年で12回目となる。2020～2022年はコロナ禍により渡航できず3年の中断を経て、久しぶりの活動であった。

今回の対象である緒方アーカイブは、緒方貞子さんが1990年から2000年難民高等弁務官であった時期のもので、UNHCR事務所

内に保存されている。作業の2週間、私達6人のチームは事務所にリザーブされた室でUNHCR職員やアーキビストと手順や処理など綿密に話し合ってから作業にとりかかった。この流れはこれまでと変わらず行われたが、加えて今年はジュネーブに留学している日本人の学生さん2人がこの作業を手伝いに来てくれて交流ができた。大きな変化であった。

また、例年、滞在中に近隣の国際機関を訪れ、これまでWHOや赤十字委員会他のアーカイブを見学した。本年はレマン湖畔に立つロール城を訪れた。厚い壁に守られた写本や地図・書籍を見学し、城全体の管理と資料の保存や修理も手がけるアーキビストと交流した。

ポスターの中に記したこれらのことを見学に来る皆さんに紹介するように心がけた。

ポスターを挟んで見学者と話が弾む。たった1枚のA0（エーゼロ）大の限られたスペースではあるが、作製にはメンバー全員（関西在住の金山正子さんと平井流史さん及び下記の3人と大西計6人）が加わり編集したものである。そしてポスターに書いたこと以上のことを知ってもらいたいし、また、見学者のことも知りたいという気持ちも膨らむ。



ポスターの前で説明する海外アーカイブ・ボランティアの会会長 小川 千代子さん

ポスター会場に足を運んでくれた方は、11月30日10人、12月1日の昼休みには16人、午後のコアタイムにはかなりの人が来て、正確

にはカウントしそびれたが約16人、全部で約42人であった。私達メンバーのうち大西と関東在住の元ナミさん・松村光希子さん・小川千代子さんの4人で入れ替わり対応した。会場は奥まった室であったが、細かく「⇒」印で誘導するような配慮があったので、これだけの人が訪れてくださった。お陰で私達の体験を多くの人々に伝えられたことを、紙面を借りてお礼と感謝を申し上げます。

## 大会参加記

### 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会参加記 in 駒澤大学

茨城県立歴史館 武子裕美

#### 1 第49回全国（東京）大会概要

本大会は、4年ぶりに直接顔を合わせる大会（オンライン参加ありのハイブリッド）として開催されました。大会の概要は下記の通りです。令和5年11月30日（木）

##### ■研修会 A 各場所にて施設見学

- ・ 東京都公文書館
- ・ 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館
- ・ 豊島区立郷土資料館
- ・ 駒澤大学禅文化歴史博物館

##### ■研修会 B

湯上良氏「ヨーロッパにおける基礎自治体の文書管理と専門職 ―イタリアの地方から日本のアーカイブズの明日を探る―」

##### ■研修会 C

印出也美氏・吉村知華氏「被爆者運動史料の整理・保存・活用 ―戦後史史料を後世に伝えるプロジェクトの取り組み―」

##### ■特別講演会

増田勝彦氏「料紙研究とアーカイブの関わり」  
令和5年12月1日（金）

##### ■特別報告

中野佳氏「アーキビスト認証の取組について ―准認証アーキビストの創設を中心に―」

##### ■大会テーマ研究会

【研究会報告Ⅰ】西木浩一氏「東京都の基礎自治体における文書管理―アンケート調査から見るその実態と課題―」

【研究会報告Ⅱ】河野未央氏「自治体アーカイブズのこれまでとこれから ―あまがさきアーカイブズの新たな挑戦―」

【研究会報告Ⅲ】田中健一氏「公文書管理条例・歴史公文書等保存条例と自治体アーカイブズの行方―市町村との連携と防災への対応等―」

#### 2 大会に参加して

筆者は茨城県立歴史館において古文書を担当する歴史資料課という部署に所属しています。茨城県庁などが作成する公文書は行政資料課が担当です。当館では歴史資料課・行政資料課がアーカイブズ機能となっているのは周知の通りかと思います。歴史資料課は閲覧室業務も担当していますので、閲覧室の利用やレファレンスの状況などを中心として参加記に代えさせていただきます。

本大会では、【研究会報告Ⅱ】「自治体アーカイブズのこれまでとこれから―あまがさきアーカイブズの新たな挑戦―」が「市民文書館」としての利用について取り上げていました。「市民文書館」として求められる役割として、レファレンスと「地域の蔵」として史料の収集が挙げられています。特に「地域の蔵」としての役割が重要だと筆者は考えており、出来るだけ史料の受け入れ等を進めていけるようにしています。ただし書庫の狭隘化は大きな問題で、現在のところ書庫を増設する話は出ていません。茨城県内には常陸大宮市文書館があり、常陸大宮市に関する史料は積極的に文書館への収蔵を進めるほか、一部移管も行っています。

その他、現在当館では全県的な民間所在資料調査を5年間を一区切りとして行っています。『茨城県史』や自治体史編さんから四半世紀経

過しているため、資料の状況の確認が必要であるとされたためです。現在3年目ですが、調査の過程で当館や自治体へ寄贈したい旨を所蔵者から依頼されることもあり、出来るだけ希望に沿えるよう各自自治体と連携しています。

また、レファレンスですが、当館では閲覧室だけではなく、内容によって他の部署や研究員・学芸員が受けることもあります。ここでは閲覧室に関してのみ紹介します。

令和4年度の電話によるレファレンス件数は65件あり、先祖探しの問い合わせが一番多く、次いで閲覧室の利用方法があります。また、レファレンスではなく史料閲覧などの閲覧室の利用も含まれますが、来室者数は842名。一番利用される史料が「茨城新聞」です。「こういった記事が見たい」などという問い合わせがあります。先祖探しなどでよく利用されるのは水戸藩士の履歴を記した「水府系纂」です。写真帳であり、原本を所蔵している機関との取り決めで複写・撮影が出来ないため、何度も来室して筆写していく利用者が多いためかもしれません。

## おわりに

あまがさきアーカイブズ同様、当館のメリットのひとつに博物館機能があるということが挙げられます。文書館という言葉や存在になじみがなくても、博物館を訪れて気になった史料があれば閲覧することができるといことは、閲覧室の利用のしやすさにつながっているかもしれません。ただし図書館と混同される場合も多いので、その場合閉架であることや史料の取り扱いの注意に時間をとられることがあります。文書館の抱える問題の1つだと思いますが、もっと文書館という存在を県民に理解してもらい必要があります。

当館では歴史資料課・行政資料課が担当する「アーカイブズ展」と称した展示を年に1回ほど行い、アーカイブズ機能の紹介

をしています。令和5年度は「関東大震災と茨城の災害」というタイトルで、災害に関わる古文書や行政資料を紹介しました。ただし、展示をきっかけに閲覧室を利用する方は少なく、アピール方法を検討しなければならないという課題を抱えています。

あまがさきアーカイブズでは「利用者とは誰か」を常に問い直す、とありました。県民・市民に開かれた文書館とは、博物館や図書館とはまた違ったニーズに答えることができる組織かと考えます。

資料の取り扱いができるアーキビストやレファレンスや図書の管理ができる司書の配置など、専門職としての職員の雇用や、「地域の蔵」として所蔵している資料が閲覧しやすくなるような所蔵資料の紹介など、やらなければならない課題は山積みです。

## 全史料協全国大会(東京)に参加して

—これからの自治体アーカイブズへの視座—

松本市文書館 木 曾 寿 紀

### 1 はじめに

四年ぶりの対面開催となる全国大会は、コロナ禍以来久々の対面開催という事もあり、参加者一同熱気に満ち溢れ満場の拍手と共に次の仙台市公文書館に櫂が受け渡された。

全国大会への対面参加は令和元年の安曇野大会時、参加が叶わず今回ようやく念願の対面参加が叶った。

大会テーマは「自治体アーカイブズの現在と未来」と、特に将来を見据えた幅広い知見を得るべく手弁当での参加となった。

各報告ごとの取組や課題、提言等様々に考えを深めさせられる刺激的な内容だったがその感想の幾つかを雑駁ながら述べさせていただきます。

### 2 誰も取りこぼさないレファレンスへ

あまがさきアーカイブズの河野未央さん

の報告では、「あまがさきアーカイブズの新たな挑戦」と題する意欲的な内容で、今回の各報告中では最も印象深い。レファレンスを通じた市民文書館論を実際の実務上での視点も交えご報告いただいた。レファレンスは専門性の発揮であり、これをアーキビストのスキルとして捉えてはどうかといった提言も報告のなかでなされた。

人を介したレファレンスに加え、チャットBOTの様な機能の必要性について報告中で言及された。この事を以て上手く親和させていけば誰もとりこぼさないデジタルアーカイブが実現できるのではないかと、といった部分を興味深く拝聴させていただいた。松本市では平成26年から市立図書館主導で市域の文化資源情報を博物館、図書館、美術館、文化財課等の収蔵データベースから任意の単語で横断検索が出来る「まつサーチ」というサービスを提供している。

「松本市ならではのMLA連携事例」と謳いながら文書館の目録情報が未統合のため、現在ここに加わる準備を進めている。問合せ主の課題解決が、問合せを受取った電話口、受信先の人や施設次第で「レファレンスの斑」が出てしまってはならない。

完璧を期す事が出来るかは別として、誤差の振れ幅は極力少ないに越した事はない。まつサーチはそのようにする導線づくりのひとつとしてベストではないかもしれないが、誰も取りこぼさない鍵になり得る。

文書館へ赴任当初、行政サービスの平等性について前館長から教示されたが、レファレンスについては、両手からこぼれ落ちている部分があるとジレンマを予てより抱いてきた。

しかしながら河野さんが口にした「誰も取りこぼさない」とする一節に我が意を得たりの感を強く抱いた。まごついているうちに挨拶しそびれてしまったので、他日警咳に接する機会があればと思う。

## 2 史料の声に耳を澄ませる真摯さ

大会報告では昭和女子大学の湯上良先生のご報告をはじめ、増田勝彦先生の特別講演会では自らの不勉強ぶりを情けなく思う次第で、知らざるを知る発見が多くあった。

昭和女子大学の印出也美さんと吉村知華さんの報告では原爆による被爆者の体験や史資料を戦後伝え遺そうと設立された民間団体の蓄積データがどのような形で整理され残されていくべきか、質疑応答も含め多くの知見を得る事が出来た。そもそもの視点として、プロジェクトに中心的に携わる同大の松田忍先生からもコメントがあったが、スタートとしてはアーカイブズをつくるという意識でなく、出会った資料を使って学んでいこうというところから始まっており、いささか他で仄聞される所の上から目線的ではなく、野に入って同じ目線から関係者等と共に学んでいこうとする在り方は誰もお手本としなければならない。辻川会長からのコメントにあったように、日本中で沸き起こった社会運動のなか形成された民間団体の文書整理が課題となっているのであれば、なおの事史料との向き合い方、そこに関わる人々への真摯な姿勢が求められる。そうであればこそ「取り組まれた方にとっての意味、社会的な意味」が我々へなにごとか語りかけてくれるのではないかと。

栗原さんの言葉を借りれば、全国の被爆者団体の運動に関する資料というものが日本ではほとんど整理されていないというのには意外といった感慨を抱いた。

報告者二人が関わられているプロジェクトは後世に対して重要な意味を持つ。報告者二人には、誰も置いてきぼりにしないその在り方をくれぐれも損わないよう今後の活動の進展を応援したい。

## 3 公文書管理をめぐる「霞」

東京都公文書館の西木浩一さんの報告で

は、文書管理実態アンケートのデータから改めて顕在化した問題点など指摘があった。その中でも現用文書を扱う職員と非現用文書を扱う職員との間に「霞」がかかっているといった指摘は印象深い。都内自治体の文書の廃棄決定に携わる多くが各部・課の文書管理責任者であり、公文書に直接触れ馴れている人々である反面、西木さんが指摘するように分かっているからこそその廃棄決定時のデメリットもあるという指摘は、そうであればこそ尚一層、文書館職員等と二人三脚で行かなくてはならないと改めて思う。

ではアーカイブズが設置されていない自治体は不十分かという事が出てくる。私ごとであるが、昨年、群馬県藤岡市に合併した旧村役場の永年保存と墨書された簿冊が売りに出ており、個人的に買い戻して詳細と共に必要であれば寄贈すると同市に連絡したところ、こちらからの来庁を辞退して平日の朝一番、片道二時間かけ総務課の担当者二人、炎天下をおして松本までやってきた。手元には寄贈手続きの書類と受領書もしっかり用意されており恐縮し尽くしてしまった。群馬県立文書館が寄贈先にそちらを勧めた理由がよく分かった。このような例もあるので、霞消は相手方の姿勢次第では案外早いのかもかもしれないと、個人的に希望的観測を抱いているが、是非とも共に一歩踏み出す努力は心に掛けたい。

#### 4 条例制定後の保存利用の取組み

元鳥取県立公文書館長の田中健一さんの報告では、公文書館事業等について「もしドラ」の内容に準え、文書館の取組みを展開された。私はデジタルアーカイブの話題で、未来に遺すという例に「時をかける少女」という作品中に登場する絵画の話をするので、エンパシーから相好を崩しながらご報告を聞かせていただいた。

鳥取県での電子決裁システムのお話にも

言及されており、閲覧等の方法についてはこれからの課題とされた。一昨年より松本市も公文書の電子決裁化が始まり、今以上に紙の公文書が増えることは無いとされている。

電子決裁化される現用の公文書が歴史公文書となった時にどのような対応の流れになるのか、今回のテーマの文言にもある未来を見据えた公開について登壇者各位や会場に問いを出したつもりだったが、質問の仕方が拙かったため、報告者の田中さんを困らせてしまったのは申し訳ない事をした。会場側のレスポンスからもまだ文書館にとっては少しだけ先の話だといった印象を受けた。

#### 5 おわりに

福島紀子理事の計らいで交流会に参加する事となり、ご挨拶させていただく機会に恵まれた。おかげ様で関係各位多くの方々に御目通り叶った。

大会中、辻川会長より「これからどのようなあり方を文書館としてとっていくのが本質的な問題であるからそこをしっかりと」といったエールを頂戴した。松本市文書館ではこれから歴史公文書となる市役所文書が選別を経、館の中核をなす収蔵文書のひとつとなる予定である。活かすべきは活かし底上げすべきは底上げし、館長以下トップダウンで機能充実に邁進していかれたらと思っている。

参加記の推敲中、石川県能登を中心とする震度7の地震が発生した。会員機関の被災状況報告では館内棚の転倒や史資料の散乱が報告された。博物館系の施設では震災直後から懸念されていた永井豪記念館が残念ながら全焼被害を受けられた。被災された方々に御見舞申上げると共に、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げ筆をおく。

## 全史料協東京大会に参加した 大学院生の声

松本大学 福嶋紀子

### はじめに

筆者は、今年から始まった中央大学大学院アーキビスト養成課程科目の講義を担当している。受講生に講義の一環として全史料協東京大会二日目の大会テーマ研究会に参加し、以下の三点について感想を求めた。学生は、卒業後に行政職、教員の仕事を選択しようとしている。自らの資格としてアーキビストを選択し、アーカイブズの世界に進もうとする彼らが、自治体の報告にどのような感想を持ち、アーカイブズが直面している課題を受け止めたのか、生涯の岐路に立っている学生は、アーカイブズの現状をどのように感じたのだろうか。学生の意見を紹介したい。私からの質問は以下の三点である。①自治体アーカイブズの現状、②自治体アーカイブズが直面している課題、③課題解決の方策、その他である。なお、本稿作成にあたり参加者の感想を筆者の責任で適宜取捨選択し、紹介することについて事前に受講生の了解を得た。

### 1 各質問への感想

①について、東京都のアンケートでは、管理条例や公文書館機能を持つ自治体が少なく、「一般行政部署の職員にとって、現用文書と非現用文書との境界線の認識が困難である」、との声に反応があった。さらにどこも書庫が満杯状態という問題がある。「文書の境界が認識されていないのは、アーカイブズの存在意義や役割が内部でも認識されていないため。一般行政職員がこの境界を認識しアーカイブズの必要性を理解することが重要」という意見。②について、職員が直面する満杯の書庫問題から、文書の再整理の際の誤廃棄の懸念への言及が目立った。江東区や世田

谷区の管理規則の重要性を理解する反面、日常的な業務の負担の大きさから一步を踏み出せない現状も理解した。「自治体職員の公文書管理に対する知識や経験の不足から文書管理が杜撰とならないよう、アーカイブズの側からの情報提供、情報発信の必要性」をあげていた。また、「博物館や図書館の学芸員・司書にとってもアーキビスト資格の門戸は広げられるべきである」、との意見もあった。③では、「自治体職員はジェネラリストとして採用されるが、公文書管理業務につく職員として認証アーキビストを当てるべき」とする意見や、「保管場所問題に対するデジタルアーカイブズの可能性に期待したい」という意見があった。西木氏が「全史料協の個性」として提案した「基礎的自治体に寄り添うサポート体制の構築」では、国立公文書館や全史料協のような関連機関の率先的な動きに期待して、サポート体制を求める声もあった。

### 2 准認証アーキビストについて

大会二日目の午前にあった、国立公文書館の「アーキビスト認証の取り組みについて」にも感想が寄せられた。「認証アーキビストが実務経験者の資格であるためか、准認証アーキビストについては就職との関連性があまり見られなかった点が意外だった」。「アーキビストの職務基準書については理解しているが、少人数のアーカイブズで遂行する困難さも実感した」という感想に注目したい。

学生は、准認証アーキビストが認証アーキビストへの過程であることを理解しているが、「専門職の証だけでなく、その先を見据えた目的」を担う重要な役割があると感じている。専門職とは異なる立ち位置で、広範囲な部署に関わりうる可能性を認識したようだ。

### おわりに

全史料協にとって、アーキビスト養成課程の構築は、公文書館法以来の懸案だった。現

在では、アーキビストの仕事が新しい専門職として認知され始めているが、今後認証・准認証いずれのアーキビストも関わる職場は多岐にわたるだろう。「専門」たる所以について、改めて視点を広げる必要がある。「全史料協の個性」として各種研修会を実務経験に位置付けられるよう、連携を図る必要がある。

認証制度が始まったからと言って、公文書館法の課題が解決されたわけではない。アーキビストの職場でもある公文書館の建設なくしてアーカイブズが抱える課題は解決されない。改めてアーキビストを目指す学生の参加記から痛感した。

## 第49回全史料協全国(東京)大会を終えて

### 大会を終えて

大会・研修委員会事務局  
(徳島県立文書館) 嵐 大二郎

#### 1 はじめに

今大会を開催するにあたり、駒澤大学と大学職員の皆様、また大学構内にあります禅文化歴史博物館様より多大な御協力を得ました。そして何より、窓口となり、準備段階から大会当日の運営まで大きく関わってくださった同学の中野達哉教授に深く感謝申し上げます。中野教授の御尽力により、今年度に入ってからの会場の変更という大ピンチを脱したのみならず、交流会場の提供から備品の貸出申請、各種掲示物の作成、弁当の手配まで本当にきめ細やかな対応をいただきました。今回は開催地のアーカイブズと連携する従来の方法がとれないことに不安を感じていましたが、成功裡に終わることができました。

一昨年度の高知大会は完全オンライン化に挑戦した初の大会でした。今年度は、四年ぶりの対面開催を復活させるとともに、オンラインによるライブ配信も実施する、ハイブリッド開催による初の大会となりました。大会・研修委員の皆様から様々な御協力・御配慮をいただきましたが、何より過去2回のオンライン大会の運営経験に基

づく御助言が、事務局に多くの気づきを与えてくれました。前事務局の山口県文書館と、委員の皆様にもこの場をお借りして深く御礼を申し上げます。

さらに、駒澤大学大学院生の方や、昭和女子大学大学院生の方々に、大会準備や運営のスタッフとして関わっていただきました。業務に積極的に取り組んでいただき、大会を円滑に進めることができました。駒澤・昭和女子両大学院の院生の皆様にも御礼を申し上げます。

様々な方に支えられた大会でした。



大会会場

#### 2 対面開催ならではの風景

一日目の午前中には、東京都公文書館、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館、豊島区立郷土資料館、前述の駒澤大学禅文化歴史博物館の4か所で施設見学が行われました。

都・市・区・大学とそれぞれに特徴のある各館の見学が実現したのは、東京での開催だからこそとすることができます。コロナ禍で外部からの見学受入れ等を中止していた館もあったと聞きますので、このような機会を待ち望んでいた方も多かったのではないのでしょうか。

会場入口前のピロティでは8つの企業による展示・販売が行われました。社名を掲げ、商品の現物や紹介パネルが設置されていくと、その場が一気に活気づきました。参加者がそれぞれのブースを訪れて説明を受け、また企業同士の会話も生まれていました。

余談ではありますが、私がある企業の方と名刺交換した際、「貴館からいつも送っていただく企画展のポスターを社内に貼っています。ご覧になって『徳島に行ってみようかな』とおっしゃる方もいます」と言っていたら、大変嬉しかったことを覚えています。

別室では会員によるポスターセッションと刊行物の展示が行われました。別室は大会会場の階上にあって少し離れていたため、参加者に効率的に訪れていただけるかが心配でした。しかし、掲示物や展示物の前で会員の方々と参加者とがじっくり話し込んだり、談笑したりする姿が多く見られ、その活気に満ちた様子に安堵しました。

一日目が終了した後に開かれた交流会では100名近くに参加いただきました。会場の駒澤大学深沢キャンパス洋館は、かつて三越の迎賓館として使用されていた歴史ある建築物で、その荘厳さは全国の方々を迎えるに相応しいものでした。館内ではあちらこちらで談笑する様子が見られ、「楽しい」、「やはりこういう会がない」という声が聞こえました。中には「たくさん持ってきた名刺を初日で配り終えてしまった」という方もおられました。



交流会の様子

楽しい話だけではなく、アーカイブズの課題について論じたり、意見を交わしたりする様子も見られました。一日目に御報告いただいた印出氏・吉村氏や、次回開催地である仙台市公文書館の方々などが壇上へ上がって感謝や抱負を述べる場面では、会場全体に温かい空気が流れました。

これまで挙げた風景の数々は、対面開催ならではのものです。現代は、オンラインはもちろんVRやARといった技術革新が進み、臨場感のある映像とともに疑似体験することが可能になってきています。しかし、実際にその地に訪れること、顔を合わせることでしか得られない印象や感覚が確かにあり、対面だからこそ余談やイレギュラーな会話が生まれます。感染症のリスクが去ったわけではありませんが、「人と人が会う」ということの良さを大いに感じた一日となりました。



次回開催地への  
引継セレモニーで用いた襷

### 3 おわりに

全史料協のあり方が論じられる中で当館が大会・研修委員会事務局を引き受けたのは、「当館のような小規模館が事務局の責務を果たすことには大きな意義がある」との館長の思いがあったからです。事務局の現状を駆伝になぞらえれば、山口県文書館から襷を得て、沿道の声援に励まされながら東京大会で折り返し、来年度の仙台大会成

功に向けて走っているところです。しかし、中継所に立って待ち構えてくれる機関がなければ襷はつながりません。そこで我々は今年度の経験を踏まえ、委員の皆様とも協議し、事務の大幅な省力化への挑戦を決意しております。最小限の注力で最大限の成果を挙げることを目標に加え、次の一年を走り抜く所存です。

## 全史料協の今後の運営について

### 一会員のための全史料協であるために一

以下では、全史料協の令和5(2023)年度総会を開催するにあたり、今後の全史料協のあり方を見すえるべく、辻川敦会長より発表した会長ステートメント「全史料協の今後の運営について一会員のための全史料協であるために一」と、令和5年度総会と併せて開催された総会シンポジウムの記録を掲載する。

#### 会長ステートメント

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

第25期会長 **辻川 敦**

#### はじめに

2023年5月23日の臨時総会を経て、第25期の役員体制がスタートしました。会員みなさんもお存じのことと思いますが、この第25期の編成は困難をきわめました。会長事務局や各委員会を引き受ける機関がなかなか見つからず、複数の役員ポストを個人会員が引き受けなければ会の存続が危ぶまれる、そういう事態となりました。

紆余曲折を経て、広報・広聴委員長を除いて従来通り機関会員が引き受け、ようやく第25期が成立しました。とはいえ、会長

には機関会員尼崎市の職員辻川が就任したものの、事務局業務までを担うことはできず、複数の個人会員にボランティアとして事務局を担っていただいている状況です。

役員を引き受ける機関にとって負担が重く、引き受け手がなかなか見つからないというのは、全史料協がずっと引きずっている問題です。このことが、従来会の運営を担ってきた機関会員が脱退していく、その要因のひとつにもなっていると考えられます。

こういった会の現状を踏まえて、第25期を開始するにあたり、全会員みなさんに向けて全史料協の現状と課題をお知らせし、その見直しについて一緒に考えていただきたいと思い、このメッセージをお伝えしています。

私は、全史料協の今後の運営について、次の点で見直しが必要だと考えています。

- 1 役員組織各事務局の負担軽減
- 2 会員全員が共有し、担う、会員のための全史料協の実現

1は、当面する課題を解決していくために必要な、ある意味対症療法的な見直しです。

2は、当面する課題の背景にあると考えられる、全史料協が抱える根本的な課題の

解決を図っていく見直しです。

以下、順を追って説明していきます。

## 1 役員組織各事務局の負担軽減

全史料協は、機関会員137、個人会員253(2023年5月現在)が参加する団体です。これだけ多くの会員を集約し、多岐にわたる事業を分担していくわけですから、会長・副会長及び委員会、地方部会(地域別協議会)の各事務局にのしかかる負担は相当のものがああります。どの機関も人員不足で、本来業務だけで手一杯ななか、任意団体である全史料協の事務に多大なマンパワーを割くことはできず、対応に苦慮していることを私たちは知っています。

第25期編成にあたり表面化したように、機関会員の引き受け手が見つからず、個人会員が担わざるを得ないという事態は、今後も生じ得ると考えています。

このため、各事務局の負担軽減が急務であると考えます。引き受け手の機関にとって加重負担とならず無理なく担当できる。そして、機関ではなく個人会員が担うことになったとしても、その個人が過度の負担を負うことなく担うことができる。そういう事務局である必要があると考えるからです。

そこで、事務負担軽減の具体策として、以下の3点を提案します。

### (1)事業及び各事務局業務の見直し

既存の各事務局業務、さらには事業のあり方そのものを大胆に見直し、スリム化・減量化していく必要があります。この点、IT技術の活用やペーパーレス化の浸透に加えて、この間の新型コロナウイルス感染症対応を機に広がったリモート・オンライン方式の徹底が、大きな鍵になると考えています。

そこで、各委員会事務局には、次の視点を中心に、事業及び事務全般の大胆かつ徹底した見直しをお願いしたいと思います。

- ・その事務は必要か、簡略化できないか?
- ・必要であるとして、紙媒体・アナログである必要はあるか? デジタル化、さらには簡易なウェブサービス等を利用してオンライン化できないか?
- ・その会議や事業、催しはリアル開催である必要があるか? 定例的な催しである場合、リアル開催やハイブリッド化が望ましいとして、毎年必ずそうである必要があるか? 例えばハイブリッドとオンラインの隔年開催ではどうか?
- ・その印刷物は紙媒体である必要があるか? PDF化してWeb公開やメール配信化することはできないか?

特に会議等のリアル開催は、その都度人が移動しなければならず、そのことが委員と事務局の時間を奪い、さらに旅費計算と支給という極めて煩雑な事務局の事務を発生させます。会議・事業等の対面実施・現地開催の意義を否定するものではありませんが、必要以上にリアル開催にこだわることなく、大胆に見直しいただければと思います。

会長事務局としても上記の視点に立って所管事務を見直し、そのノウハウ等を各委員会と共有することで、会の組織全体としての見直しにつなげていきたいと考えています。

### (2)事務局業務の外部委託化

見直しを徹底しても、なおかつ必要な事務が残ります。全史料協では、従来から会員名簿管理・会費管理等の事務について外部委託していますが、今後さらに委託の範囲を広げ、事務局負担の軽減を図っていきます。

なお、その財源としては、近年生じている年度ごとの不用額の一部をあてたいと考えています。参考として、2018～2022年度の全史料協収支(決算)表を添付しました。

2019年度以前は年度単位でほぼ収支均衡していた当会は、新型コロナウイルス対応のため総会・大会・各種会議等をオンライン開催ない

し中止した2020・2021年度、実質収支で年度あたり300万円前後の不用額が生じています。その多くは、オンライン化により、従来支出していた膨大な旅費（単年度で400～500万円）が不要になったことによるものです。

事業・事務を見直したうえで、必要最小限の事務を外部委託化するうえで必要な経費は、今後も各年度ごとに見込まれるこの不用額の一部をあてることで、まかなえると判断しています。必要な支出として、会員のみなさんにご了解いただければと思います。

### (3)会の運営への会員参加

従来、地方部会を除く全史料協本体の運営は、基本的に会長・副会長及び各委員会の委員・事務局によって担われてきました。その結果、必然的に、事業や取り組みは各委員会が分担する既存のものに固定化される傾向にあります。

その結果、こんな事態が生じています。

たとえば、これだけWeb上の情報発信と共有が重視される時代に、本来情報を扱う専門機関と個人の集まりであるはずの全史料協には、いまなお固有のSNSがありません。

また近年、地方部会員有志の取り組みとして、各自治体の公文書管理条例を分析する勉強会、あるいはデジタルアーカイブのオープンソースの実習といった、従来にならぬ取り組みが生まれています。しかしながら、これらは全史料協全体としては共有されず、地方部会員以外はその成果にリアルタイムでふれることができません。

従来であれば、こういった新たな課題や動向に対応する場合、「ではWebサイト管理に加えてSNSも広報・広聴委員会で」「条例やオープンソースは調査研究課題だから調査・研究委員会で」ということになりそうです。でもこれでは、せっかく軽減に努めている委員会・事務局負担がまた増えてしまいますね。というか、そうなるような組織運営だから、新たな課題や取り組みに足

を踏み出すことができないでいるわけです。

全史料協の組織運営は、もっと柔軟であるべきだと、私は考えています。新たな課題があり、それに取り組んでみたいという会員がいる。であれば、機関会員であれ個人会員であれ、そういった会員の方にこそ、その課題や取り組みを担当していただく。そんな形で、より多くの会員のみなさんに、会の運営に加わり担っていただければと思いますし、そのための仕組み作りも検討していきたいと考えています。

以上の3点を中心に、役員組織の各事務局の負担軽減を図っていきます。第25期の2年間で、各事務局が見直しを進め、全史料協の組織を今後に無理なく引き継いでいける、そんな運営モデルを構築していくことができればと思います。

なお、地方部会についてですが、私は地方部会は全史料協本体の下部組織ではなく、その運営の自主性・自立性が尊重されるべきであると考えています。上部機関から指示するというのではなく、同じく全史料協を構成し、同じ課題を共有する部会として、上記のような見直しが必要と判断されるのであれば、そのノウハウを共有し、ともに見直しの取り組みを進めていきたいと考えています。

## 2 会員全員が共有し、担う、会員のための全史料協の実現

前項で、私は会員のみなさんに、もっと会の運営に参加してほしい、担っていただきたいと述べました。ですがこれは、多くの会員のみなさんにとって、虫のいい話と感じられるかもしれません。

負担を負って担えというのであれば、本来は、それを担うだけのメリット、担いたいと思えるようなインセンティブが必要です。全史料協は、会員機関やその職員のみなさんにとって、あるいは個人会員のみなさんにとって、それだけのメリットやインセンティブがある、言い換え

ば魅力ある存在と言えるでしょうか。

全史料協って何？ 年1回ずつの大会とセミナーを誰かが企画してくれて、そこに参加したければ参加できる団体。そして年に数回、誰かが編集してくれたニュースや研究誌が送られてくる団体。地方部に属していれば、全史料協をもう少し身近に感じることができるかもしれません。しかし、地方部に属しておらず、各委員会の委員でもない多くの会員にとって、全史料協はこの程度のもの、それ以上の魅力を感じる存在ではないのではないのでしょうか。

私は、この点が、全史料協の存続を危うくしている根本的な要因であり課題であると考えています。役員を引き受ける機関にとって、みずからの事業運営上メリットがある、アーカイブズやアーキビストについて学び、課題を解決していくうえで有益な団体であると思えばこそ引き受けるわけで、そのメリットを必ずしも実感できないのに負担ばかり押しつけられるのであれば、誰も引き受けたとは思いません。

それは、個人会員であっても同じことです。

これを改善し、アーカイブズ機関やアーキビストがみずからの学びや課題解決のために必要な組織であると実感し、負担を負ってでも担おうと思える全史料協にしていくこと。それが、私が考える見直しの2点目、「会員全員が共有し、担う、会員のための全史料協の実現」です。

そこで、この見直しの具体策として、以下の3点を提案します。

#### (1)会員間情報共有のプラットフォーム作り

全史料協の現状はどうなっているのか。各委員会や地方部会は何を考え、何に取り組んでいるのか。個々の会員機関や個人はどんな問題意識を持ち、会に何を望んでいるのか。さらには、全史料協以外の団体を含めたさまざまな機関や個人による学ぶべき取り組み、あるいはアーカイブズ界全体の動向はどうなっているのか、等々。

組織運営の見直しにしろ、会員の運営参加にしろ、こういったさまざまな情報が共有されなければ、何も始まりません。

グループメール、SNS活用、オンライン・オフラインミーティング……さまざまなプラットフォームが考えられます。機関と個人を問わず、会員のみなさんの意見やアイデアをお聞きしてこれを作り、双方向の情報共有を実現していくことができればと思います。

#### (2)会員ニーズにもとづく事業の実施

(1)のプラットフォームを通じて拾い上げた会員のニーズにこたえる、そんな事業を具体化していきたいと考えています。単発イベントの実施や、継続事業の新規立ち上げもあり得るでしょう。1で紹介した、公文書管理条例勉強会やオープンソース実習といった既存の取り組みを、会全体として後押ししていくことも考えられます。

会員ニーズの共有化は、全国大会や公文書館機能普及セミナーといった定例企画の立案・実施に対しても、良い効果をもたらすことが期待できます。役員会としても、従来以上に、これらの事業を担う各委員会間相互の情報共有、課題意識の共有に取り組んでいきます。

会員からこんな声がある、こんな動向が注目されている。だから今年度の大会はこんな企画、セミナーはこんなテーマを取り入れてみよう。その成果を、ニュースや会誌に、あるいはWebサイトにこういう形で反映させていこう。そんな組織横断的な運営を、実現していくことができればと思います。

事業や企画の実施にあたっては、アーカイブズ関係の諸学会をはじめ、各種の関係機関・団体との連携も、従来以上に重視していきます。

また、地方部会には、企画のオープン化についても検討していただきたいと考えています。全史料協会員であれば部会員でなくても参加できる、あるいは会員外でも参加できる、そういう意味でのオープン化で

す。誰でも参加できるのなら会費を払って参加するメリットや意味がない、それでは会員がやめてしまうというご批判があり得ることは、重々承知しています。しかしながら、実は近畿部会では以前から、ほぼすべての例会を完全オープン化しており、それで会員が減っているかということもそんなこともなく、むしろ部会活動は活発化しています。各地方部会において、クローズドとオープンの企画を適宜織り交ぜるなど、工夫していただければと思います。

### (3)会員の運営参加のための柔軟な仕組み作り

情報共有のプラットフォームを作り、ニーズを掘り起こして新たな事業や企画を立ち上げる。目指すべき方向ですが、これを従来型の組織運営で実施していくと、会長事務局や各委員会はパンクしてしまいます。1の(3)でふれたように、新たな課題や取り組みに関心を持つ機関会員であれ個人会員であれ、それに取り組んでみたいと思う会員にそれを担っていただく。そんな運営参加を可能とする仕組み作りに取り組んでいきたいと思っています。

一例として、会固有のSNSを立ち上げる、プラットフォームを構築・運用していくといったことであれば、会員のなかにはこの種のことに通じていて、担当してもいいよという方が複数おられるのではないのでしょうか。

であれば、その方々に、シングルイシューのボランティア委員あるいは事務局員として、運営を担当していただけないか。ほかにも、災害対応、保存科学テーマの実習、デジタル化やオープンソースなどそれぞれの課題について、名乗り出て担っていただける会員の方がおられるのではないか。そんな虫のいいことを考えています。

虫のいい話ではあるのですが、会員のみなさんが関心を持つテーマ、取り組んでみたいことを、逆に全史料協を利用して実現していく、そんな風に考えてみてはいただ

けないでしょうか。会員の発意により始まる取り組みが、会全体として共有すべき事業や企画と判断できるのであれば、可能な範囲で必要な予算付けを行うことがあってよいのではないかと考えています。

ぜひ、ひとりでも多くの会員のみなさんが、シングルイシューで結構なので（とはいえ無償ですが）、全史料協の運営に参加してくださることを期待しています。

以上の3点を中心に、「会員全員が共有し、担う、会員のための全史料協の実現」に向けて取り組んでいきたいと思っています。会員のみなさんのご協力をお願いします。

### おわりに

全史料協が当面する課題に対する対症療法と、その背景にある根本的課題の解決という2点にわたって、見直し方策を述べてきました。

この見直し計画立案にあたり、私の頭のなかにあるのは、近畿部会の取り組みです。

2010年前後の近畿部会では、従来部会長・事務局を担ってきた府県・政令市が次々と退会し、部会存続が危ぶまれる状況でした。そんななか、残った機関が部会長を引き受け、会報・ニュースをデジタル化し、これを部会員に配信するメールシステムを立ち上げることで、紙媒体編集・印刷・発送にかかる事務局負担の軽減を図ってきました。加えて部会発足以来の運営委員会体制を堅持し、さまざまな立場の部会員の声を吸い上げ例会企画に反映させていく。こういった取り組みを通じて、部会は危機を乗り越えてきました。

私が知らないだけで、おそらく関東部会もまた、こういった地道な努力の積み重ねによって、会の運営を継続してきておられるのだと思います。

現在の全史料協の姿が、私にはかつての近畿部会と重なって見えます。であれば、部会が危機を乗り越えてきた取り組み経験が、今後の全史料協運営にとって大いに参

考になるのではないかと思います。

1976年発足の全史料協は、日本のアーカイブズ分野において、もっとも長い歴史を有する団体です。半世紀近く、アーカイブズ学の深化と実践、機関設立、法整備、アーキビストの専門性確立といった諸課題に取り組み、牽引してきました。

歴史を受け継ぎ、会員全員が共有し、担う、会員のための全史料協を実現していく。そのことを通じて、現状を乗り越え、さらに

前進していくことができればと思います。

機関・個人を問わず、すべての全史料協会員のみなさんに、以上のような現状認識と課題意識を共有していただき、見直し、立て直しの取り組みに参加していただきたい。そんな思いをこめて、このメッセージをお届けします。

全会員のみなさんが、この問題提起を主体的に受け止め、みずから行動くださることを期待しています。

(別表) 全史料協2018~2022年度決算収支

(単位:円)

	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
会費	6,583,000	6,419,000	6,420,000	6,322,000	6,391,000
諸収入	1,457,280	756,963	133,107	640,998	439,256
繰入金	1,220,000	0	0	0	0
繰越金	2,777,921	3,041,675	2,995,653	5,940,186	8,430,685
歳入計	12,038,201	10,217,638	9,548,760	12,903,184	15,260,941
大会研修	3,032,878	2,017,066	713,517	1,689,207	2,555,913
(旅費)	1,529,130	1,390,310	378,734	220,823	741,087
(使用料)	1,158,882	71,700	322,340	0	220,480
(委託料)	0	0	0	1,073,600	993,800
(その他)	344,866	555,056	12,443	394,784	600,546
調査研究	1,348,468	1,076,519	577,668	277,547	651,422
(旅費)	841,696	1,006,806	384,418	16,600	352,619
(使用料)	0	0	37,610	43,200	16,900
(委託料)	0	0	0	71,500	139,700
(その他)	506,772	69,713	155,640	146,247	142,203
広報広聴	1,291,896	1,368,777	1,005,380	854,524	899,244
(旅費)	369,720	505,540	0	0	31,300
(印刷製本費)	665,280	611,198	716,100	789,800	814,440
(通信運搬費)	169,575	194,508	283,050	42,674	48,504
(その他)	87,321	57,531	6,230	22,050	5,000
会長事務局	3,292,582	2,156,236	1,205,742	911,543	986,532
(旅費)	2,357,322	1,032,382	1,530	0	0
(委託料)	540,000	555,767	610,700	634,172	583,607
(使用料)	195,496	163,470	288,057	144,210	248,292
(その他)	199,764	404,617	305,455	133,161	154,633
副会長事務局	30,702	103,387	106,267	0	38,926
(旅費)	0	39,240	0	0	0
繰出金	0	500,000	0	1,000,000	1,000,000
歳出計	8,996,526	7,221,985	3,608,574	4,732,821	6,132,037
収支額(歳入-歳出)	3,041,675	2,995,653	5,940,186	8,170,363	9,128,904
繰越金を除く単年度収支	263,754	△ 46,022	2,944,533	2,230,177	698,219
繰出金を除く実質収支	263,754	453,978	2,944,533	3,230,177	1,698,219
旅費集計	5,097,868	3,974,278	764,682	237,423	1,125,006

総会	リアル開催	リアル開催	中止	オンライン開催	オンライン開催
大会	リアル開催	リアル開催	中止	オンライン開催	オンライン開催
セミナー	リアル開催	リアル開催	リアル開催	オンライン開催	リアル開催

## 総会シンポジウムの記録

**コーディネーター・早川和宏**：それでは、シンポジウムの企画意図を説明します。全史料協の会員のなかには、会長・副会長や委員会の事務局を務めた経験のある機関会員職員の方もいらっしゃるでしょう、個人会員の方もいらっしゃいます。会の運営やあり方について、これまであまり共有する場がなかったのではないかと思います。そこで今回、辻川会長からステートメントについて説明いただいたうえで、会員のみなさんのご意見をうかがっていきたいと思います。ステートメントそのものの是非を論じるというよりも、むしろこれを議論の端緒・材料と位置付け、会の今後のあり方を考えていく機会にしたいというのが、今回の企画の趣旨になります。

それでは、辻川会長、ステートメントの説明をお願いします。

(会長・辻川から自己紹介、会長ステートメントについて説明)

**早川**：ありがとうございます。みなさんも、事前に総会資料として発表されたステートメントを読んでおられると思いますが、あらためてプレゼンをお聞きして、個人的には全史料協のSDGs、組織としての持続可能な目標を示されたように感じました。それではここからステートメントの論点、当面する課題としての「1 役員組織各事務局の負担軽減」と、より根本的な課題である「2 会員全員が共有し、担う、会員のための全史料協の実現」の2つにわけて議論していきたいと思います。

事務局負担軽減については、事務局経験のない方には具体的な部分が見えにくいかなと思いますので、最初に広報・広聴委員会から、委員会の実際の様子についてお話しいただけますでしょうか。

### 事務局業務の実態と負担軽減策

**広報・広聴委員会委員長・藤吉圭二（個人会員、追手門学院大学）**：広報・広聴委員会の重要な業務として、会報や会誌の編集・発行があります。これまで各執筆者がばらばらのフォーマットやソフトで出稿していて、それを事務局が編集・整形していました。これは結構手間がかかるので、現在は執筆依頼の際に細かく指定した印刷用フォーマットを用意し、これを使って原稿を出してもらうことで出稿後の事務を省力化しています。

**広報・広聴委員会事務局・関根豊（神奈川県立公文書館）**：広報・広聴委員会の事務局を第24期から務めていて、今年で3年目になります。当館では、全史料協の事務局を館の業務の一環と位置付けて従事しています。今年度は常勤職員2名が担当していて、昨年度まではもう1人非常勤職員が加わっていましたが、事務の一部を外部委託化することで、館として貼り付けるスタッフ数を減らしました。編集業務はかなり負担が大きく、会誌編集を例にあげると、まず掲載内容を委員会で決定し、執筆者とやりとりしたうえで依頼文を作成・送付し、提出された原稿を集約します。依頼から入稿・編集時期が決まっていて、事務が集中します。藤吉委員長からもありましたように、原稿フォーマットがこれまで筆者ごとにばらばらだったので、負担軽減のため今年度からテンプレートを用意しました。また、依頼文送付に際して相手方の情報が必要になるので、執筆者情報シートを作成し、これをもとに依頼や調整を行うなど、見直せるところを見直しています。

原稿集約後は集まった原稿の調整、印刷業者への入稿、投稿論文があれば査読が必要ですし、校正が出たら筆者校正、その後事務局や委員会で2校3校して印刷、納品後は発送事務があります。このほか、委員会の運営、ホームページ維持管理、これら

にとまらぬ経理処理などの庶務的な業務があります。館の業務はほぼ電子決裁なのですが、全史料協の場合は業務を任期後に別機関に引き継ぐので、これだけは紙で処理しています。事務負担は、本来の公文書館業務に対して完全に純増で、館の業務であればスクラップアンドビルドで工夫するとか忙しい時期を避けるといったことができますが、全史料協の事務の場合はそれができず、繁忙期と重なって時間外対応をせざるを得ないこともあります。そういう負担が目立ってくると、なぜ自館でこの業務を引き受けるのかという疑問もわいてきますし、外部から問われる可能性もあります。負担が大きすぎて館の本来業務に影響が出たり、長時間労働が生じたりすると、そもそもなぜ事務局を担当しているのか、任意団体だしそんなに大変ならやめてしまったらどうかなんていう話にもなりかねません。

ホームページ管理については、別団体のページを県のパソコンで更新することが問題になっていて、更新がしにくい状況です。また、ウェブ上での委員とのファイル共有も認められておらず、そういう不便な部分があります。

以上、事務局業務の苦労やマイナスの部分ばかり申し上げてしまったかもしれませんが、やっているととても有意義な仕事だと思います。広報・広聴委員会の場合、さまざまな情報が集まってきて、それを会誌や会報の形で会員に還元する仕事になります。公文書館の現場にいるからこそできる、担当する意味がある業務と、そうではない単純な事務作業があって、その部分を精査して、さらに外部委託化していける部分もあるのかなと考えています。

### 全史料協の業務を各機関の業務として位置付ける方法

早川：くわしいご報告をありがとうございます

ます。委員会のなかでいろいろと工夫されている様子がよくわかります。関根さんのお話のなかで、神奈川県の場合は全史料協の事務局業務を館の業務と位置付けているとお聞きしました。この点は、組織によって違うようだというのも耳にしています。公的機関には設置目的があるので、この設置目的に合致する形で全史料協を位置付けることができれば、その業務を館の業務とすることもできると思うのですが、神奈川県の場合はこの点についての工夫や、逆に何らかのハードルのようなものはあったのでしょうか。

関根：全史料協の委員会事務局を引き受ける際、どういう形でこの業務を位置付け、庁内的に処理していくかということが、組織のなかで議論になりました。参考になったのが、神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会という県と市町村で構成する会費制の任意団体です。この協議会の事務局を当館が務めているので、それと同じように処理したらいいんじゃないかということになりました。ですから、全史料協の事務に従事することについて、とくに人事面等での手続きをすることもなく、おのずと館の業務として引き受けた形です。

早川：地域単位の連絡協議会の例があるので、これを広げたのが全史料協ということなら説明もつきやすそうですね。他の機関にとっても参考になると思います。関連して、藤吉さんからチャットで、各機関が全史料協に入会した最初の稟議書にどんな理由を書いて承認を得たのか、集めて眺めてみると面白いかもしれませんねというコメントをいただきました。加入当時のことがもうわからなくなっている館も多いかもしれないので、これはおもしろい視点かなと思います。

では次に、事務局負担の軽減ということで、会長事務局を経験された寒川文書館の高木秀彰さん、ご発言いただけますでしょうか。

## 会長事務局の経験から

**高木秀彰（元全史料協会長、寒川文書館）：**

2019年度・20年度の2年間、会長事務局を務めました。私と平尾直樹の2名で事務を回していました。1年目の総会は学習院大学で開催し、全国大会は安曇野市、公文書館機能普及セミナーは山形市と、滞りなく開催することができました。ところが年度末あたりから新型コロナウイルスがまん延しはじめ、2年目は会の運営についてさまざまな制約を余儀なくされました。神奈川大学で予定していた総会を中止し、役員会の決定事項を会長が専決処分するという、全史料協の長い歴史のなかでも異例の事態となりました。役員会はオンラインではなく書面会議で行い、東北大学で開催予定だった大会も中止しました。公文書館機能普及セミナーだけは鳥取市で開催することができ、その動画をYouTubeを使って会員限定で配信しました。オンラインが一般的になりつつあるなか、全史料協としては導入が遅れ、アカウント取得の準備を始めた段階で東京都公文書館に事務局を引き継いだわけですが、その後オンライン化が定着し大会もオンライン開催することができたのは、東京都をはじめ役員や各委員会委員のみなさんの尽力の賜物だったと思いますし、出足が遅れたことへの反省があります。

そんな2年間でしたが、会長事務局の仕事としてどんなものがあるかというと、まず役員の委嘱、役員会の資料作成と開催、議事録作成、監査、総会の資料作成と開催、加えて事務支局や高崎倉庫（資料保管庫）との契約、各委員会への配当金送金、事務支局との日常的な連絡、会費未納者への督促、大会開催地調整といった事務があります。それから、アーカイブズ機関連絡協議会という国立公文書館が設ける団体間の連絡調整の会への出席など、とにかくさまざまなことがありました。

そんな2年間で、微力ながら実現できたこととして、長年の課題であった表彰規程を設けることができました。また、高崎倉庫の資料を寒川に移送して整理・圧縮したことで、財政面も含めて貢献できたのではないかと思います。

一方、事務を経験して課題だと思ったのは、やはり事務支局への業務委託です。仕様書に書いていないことをやろうとすると、オプション料金がかかる。そんなに料金がかかるなら自前でやろうということで、自身の仕事を増やしてしまう。今後、委託範囲を広げるにあたっては、経験のある人間が仕様項目を精査して仕様書をしっかりと作り、契約前に事務支局と綿密に交渉することが肝要だと思います。

金銭の出し入れの手間も、なんとかできないかと当時考えていました。各委員会ですべての予算を持ち通帳を作り、それぞれそこから出し入れしているので、任期が終わると次の事務局に事務を引き継ぎ、引き受けた機関がまた新しく口座を作ることになります。この事務を事務支局に一本化して、委員会から支出命令を送ればあとは支局が支出するというようにしていかないと、各事務局の負担は軽減されないのではないかと印象です。

**早川：**実際に担当された立場からのご指摘でした。事務支局との関係は、しっかり仕様を作って管理していかないと、かえって事務局側の負担が増えるという点も注意していく必要がありますね。では次に、やはり委員会事務を経験された広島県立文書館の西向宏介さんからご発言いただけますでしょうか。

## 事務局ごとの業務課題を洗い出す

**西向宏介（広島県立文書館）：**会長事務局や広報・広聴委員会、大会・研修委員会、大会開催地の事務局も担当してきました。当

館では基本的に研究員（以前は5人、現在は4人体制）のなかの1人が主担当になって、この職員1人を全史料協の業務に取られるような形でやってきました。そのときに多くの仕事があり、メールのやりとりなどでいつも忙しかったと記憶しています。広報・広聴委員会を担当したときに引き継いで苦労したのが、ホームページ管理でした。神奈川県の間根さんもおっしゃっていましたが、広島県の場合も県のシステムを使ってページ管理することができず、プロバイダー契約して全史料協用のメールアドレスを取得し、パソコンも別途購入して運用しました。1期2年間のためにこのような措置を行ったわけで、これを引き継ぐごとに繰り返すと考えると、やはりどこかに事務局機能を固定するか、あるいは外部に委託するなどの形をとった方がよいのではないかと思います。今年度の予算説明によれば、ホームページ管理も外部委託化する方向で進められるようなので、それが適切であろうと考えます。

おそらく、各事務局ごとにこういった課題があるので、ぜひ役員会の場で洗い出して改善していくべきだと思います。

**早川：**事務局を引き受けるにあたり、パソコンを購入することから始める必要があったわけですね。まったく知りませんでした。ご紹介いただきありがとうございます。

さて、事務局を引き受ける機関のご苦労を聞いてきたところですが、全史料協は機関会員と個人会員で成り立っていますので、次に個人会員の方のご意見をお聞きしたいと思います。

### 機関の協議会であることの意味

**林美帆（個人会員、みずしま財団研究員、公害資料館ネットワーク事務局）：**役員機関の事務局の実情を知らなかったのも、さまざまな努力で会が成り立っていることがわ

かりました。

以前は、アーカイブズについて情報交換する場が全史料協しかないということで、全史料協の関係者から教えてもらうことが多かったのですが、近年はアーカイブズ分野の学会が複数あり、情報を得ることができます。全史料協のように団体や機関が会を組織するのと、個人が学会を組織するのでは、ずいぶん性格が違ふと感じることもあります。私は、岡山県倉敷市の水島地域で、みずしま資料交流館（愛称：あさがおギャラリー）という小さな公害資料館をオープンさせて活動しています。公害資料館ネットワークの事務局も担当していて、ネットワーク組織を通じて公害資料館の価値を高めていく役割を担っています。辻川会長の提言にある負担をみんなで分担というのは、個人が組織する学会であればわかりやすいのですけれど、全史料協の場合、やはり機関の集まりであり、アーカイブズ機関のネットワークとして価値を高めていく役割を担っているわけですから、機関の協議会でないとダメなんだという部分を打ち出していくことが重要なのだらうと思います。何のためにこの組織があるのかという議論の場や機会を、あらためて設けていくことが必要なのではないのでしょうか。たとえば、さきほど藤吉さんが提案されたように、最初に各機関が加入した理由を振り返ることを通して全史料協という組織の価値が見えてくる、アーカイブズの世界の価値が高まっていくということもあると思います。公立の機関が会に所属し続け、一緒に活動していくことができればと思いますし、民間組織のアーカイブズ関係者にも、もっと全史料協に入ってもらえるような働きかけができれば、アーカイブズ分野の団体として、今後も力を持ち続けていくことができるのではないかと思います。

**早川：**貴重なご指摘をありがとうございます

す。公害資料館ネットワークは、国公立・私立を含めた集まりですね。ネットワークという点で言うと、当会の名称「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」の意味合いを、もう一度見つめ直して考えていく必要があると感じます。さて、松崎裕子さんから、会の名称と中長期のあり方についてご発言があるということです。

### 法人化と会の目的の明確化

**松崎裕子（個人会員、株式会社アーカイブズ工房）**：全史料協の会則を調べてみると、歴史資料保存利用機関連絡協議会として発足した1976年（昭和51）には、加入できるのが機関とその職員に限られていました。1984年に個人会員というカテゴリーが設けられ、機関名称に「全国」が付け加えられますが、機関連絡協議会という部分は変わりませんでした。会の目的は一貫していて、会員相互の連絡と連携をはかり、研究協議を通じて記録史料保存利用活動の振興に寄与するとあります。個人会員カテゴリーが設けられたとはいえ、名称からするとこの会は機関が構成する組織としか読めず、なぜそこに個人会員が入っているかという、公文書館や私的なアーカイブズ機関も含めて交流できる、応援したいという部分で参加しているわけです。今回、事務局の引き受け手がなかったということで、やはり根本的な部分で機関会員が活動しやすい、参加するメリットを感じられる組織にしていく必要があると思います。

私は、公益財団法人の仕事をするにあたり、10年前に法人格を取ってくれと言われて自身で株式会社を立ち上げました。近年コンプライアンスの問題などが厳しくなっていて、任意団体でやっていくのはむずかしいし、公的機関が関わるには不安もあると思います。第26期以降を見据えた中長期的な課題として、ぜひ法人化も検討する必要

があるのではないのでしょうか。個人としてアーカイブズに取り組むのであれば、日本アーカイブズ学会もあれば記録管理学会もある。機関の集まりとしてどうしていくのか、機関会員がもうこの団体の事務局を引き受けられない、メリットが見えないからやめることになったらどうするのか。そういう意味で、法人化に加えて、会則のうえで会の目的を明確化する、公文書館法や公文書管理法の条文に関連付けて、これを実現するための法人であると規定していく方向も考えられます。そういったことを考えていかないと、公的機関が全史料協に参加して、館の業務として運営を担うことがむずかしくなっていくのではないのでしょうか。辻川会長のステートメントはとてもよい方針だと思いますし、当面は組織をさわらず全員参加をめざすとして、将来のことを中長期的に、ぜひワーキンググループなどの形で検討していただければと思います。

**早川**：中長期的に法人化を見据えて検討してはどうかという、非常に具体的なお提案をいただきました。会長事務局として、検討していく形になるのかなと思います。

では議論の後半、より根本的な課題である「2 会員全員が共有し、担う、会員のための全史料協の実現」に移るということで、司会を森本祥子副会長に交替します。

**コーディネーター・森本祥子**：それでは、この間個人として会の活動に積極的に関わっている橋本陽さんから、前半と後半の議論をつなげる形でのコメントをいただければと思います。

### 専門職団体と学術系

**橋本陽（個人会員、京都大学大学文書館）**：一昨年度から、近畿部会の運営委員として例会を企画しています。全史料協本体や、その長い歴史を知らないので思いつきのよ

うなことを提案します。機関の協議会という視点と重なる部分もあるのですが、全史料協が日本アーカイブズ学会と合併するという方向性もあっていいのかなと考えました。というのも、諸外国の例を見ると、欧米圏、カナダ、アメリカ、イギリス、オーストラリアといった国では、アーカイブズに関する団体はおおむねアーキビスト協会であり、専門職団体と学術系がわかれるというのは例がない。そのアーキビスト協会で、研究者も現場の専門職も報告したり論文を書いたりしている。日本と比較して協会の規模がものすごく大きいにもかかわらず、学術系と実務系とで組織がわかれておりません。日本ではアーカイブズ専門職自体が少ないうえ、アーキビストが日本アーカイブズ学会会員であると同時に全史料協の会員でもあるということで、会費も二重に払っている。正直、どちらの団体もそれほど違うことをやっているようにも見えない。専門書が出ると、同じ本の書評が別々に出たりして、重なっている部分も多くあるように思います。合併して一つの大きな団体になった方が、いろいろと事業もできるし、事務の効率化も可能になるのではないでしょうか。海外の事例を参考にして、大きなパッケージとして捉えていくことも検討していただければと思います。

**森本：**根本的な部分に踏み込んだご意見をいただきました。今日この場で議論して答えを出すということではなくて、できるだけ多くの方に、それぞれの関わり方によって考え方が違うと思いますので、声をあげていただくことが新たな全史料協の第一歩としてとても大切なことだと思います。

ここから後半は、とくにステートメントを通して会長から問いかけられた、会員の積極的な運営参加ということを中心に議論を進めたいと思います。総会でも紹介された公文書管理条例勉強会がとてもおもしろ

い自主的な取り組みだと思うので、これを進めてこられた富田三紗子さんからお話しいただければと思います。

### 公文書管理条例勉強会

#### 富田三紗子（個人会員、大磯町郷土資料館）：

公文書管理条例勉強会を始めたきっかけは、約12年前だと思うのですが、国文学研究資料館のアーカイブズカレッジ修了生同期が集まって、自治体の文書管理規程や公文書管理の流れ、公文書館に移管されていく仕組みを調べようということで始めた勉強会がありました。地道にコツコツ続けて、47都道府県を10年ほどでコンプリートしました。せっかくここまでやってきたので、その成果を対外的に報告できたらと、その当時私や他の参加者にも全史料協関東部会の運営に関わるメンバーがいたので、2021年3月の関東部会定例研究会（近畿部会と合同開催）で勉強会の成果を報告しました。その際コメントをお願いした尼崎市立歴史博物館の吉川真理子さんから、勉強会を今後も続けてはどうかという提案がありました。私自身は、都道府県を終えて区切りをつけようと考えていたのですが、提案を受けて、今後こういった条例が次々と各自治体で作られていくであろうし、全史料協の会員機関にとって重要なテーマなので、個人運営ではなく全史料協の継続的な勉強会にできればと考えました。関東部会に関わっているときも、定例研究会がいつも単発で終わるのはもったいないと感じていたこともあり、部会の地道で継続的な学習テーマとしてよいのではないかと思います。タイミング的に関東部会の見直しワーキングと重なり、新たな勉強会を開催することは難しいということで、吉川さんが所属する尼崎市が近畿部会の副会長事務局だったので、近畿部会の協力を得て実施していくことにしました。2021年度後半にキッ

クオフミーティングを2回やり、2022年度に4回開催したなかで、藤沢市・八王子市・市川市・豊島区の事例を参加者から報告して議論しました。開催方法は、オンラインでした。近畿部会の担当事務局として尼崎市をお願いしたのは、参加者を募る広報と申込受付、毎回夜7時～9時という時間帯のZoom設定です。これらを担っていただいたことにとっても感謝していて、勤務時間外の設定を毎回やっていただくのが本当に心苦しくて、年度が替わり事務局も交替するというのでこれ以上の無理はお願いできないと考え、2023年度からは部会からは切り離して自主的な勉強会として実施しています。

しばらくは自主的な活動として様子を見たいと考えていますが、会長ステートメントを拝見して、全史料協のなかでこのような自主グループの活動を位置付ける可能性があるのであれば、再度全史料協の取り組みとして実施していくこともできるのではないかと思います。

**森本：**私も公文書管理条例勉強会のことをフォローできていなくて、どうして近畿部会での活動と位置付けられることになったのか、その経緯がよくわかりました。自主的な活動として試行錯誤があったと思いますし、その経験を共有できてよかったと思います。部会の側でこの勉強会の事務局を引き受けたあまがさきアーカイブズの河野未央さん、コメントをいただけますでしょうか。

**会員の声を引き上げ、実現していく組織へ  
河野未央（尼崎市立歴史博物館あまがさき  
アーカイブズ）：**公文書管理条例勉強会の参加者を見ると、近畿部会・関東部会のメンバーだけでなく、四国・九州地方の会員の方もおられて、地方部会の枠組みのなかでは参加しにくい人もオンラインで参加

できたことに大きな意味があったと思います。密度の濃い勉強会で、参加者もそれぞれ自身のテーマとして捉えながら熱心に参加されていて、そういう取り組みを支えることができればと思っていました。

こういった、会員が取り組みたい、参加したいというテーマは、実は潜在的に多くあり、誰かが声をあげ手をあげると組織化される可能性があります。昨年度から今年度にかけて、富田さんから、公文書管理条例勉強会を自主勉強会に移行して継続するかどうかという問いかけがあって、参加者のみなさんから続けたいという声寄せられ継続することになりました。こういう声を、全史料協の組織として引き上げていくシステムが必要だと思います。尼崎市が近畿部会副会長事務局として勉強会の運営を引き受けたわけですが、何よりも、当時部会長だった徳島県立文書館の金原祐樹さんがぜひやりましようと言ってくださったことが大きかったと思います。

それから、先日開催した近畿部会の創立30周年記念例会の場で、青木睦先生から、災害対応への備えの必要性についてのご指摘がありました。全史料協は機関が集まっているという意味で、緊急時の連携した対応、助け合うことができることの意味が大きいと思うんです。個人でもできることはあるのですけれど、大規模災害のときに機関として協力し合って動けることが重要で、相互に助け合うことができる、そういう仕組みを作っていくことができればと思います。

**森本：**河野さんが言ってくださったように、会員が取り組んでみたいことは潜在的にたくさんあるはずで、それを引き上げるシステムが必要というのは、今後の全史料協にとってとても重要な示唆だと感じました。

では最後に、富田健司さんから発言希望が出ていますので、お願いします。

**富田健司（寒川文書館）：**今日このオンライ

ン総会・シンポに参加しているのは、全史料協全会員機関・個人の2割弱ぐらいだと思います。機関の主体的意思をきちんと確認する場を設けるという点で、対面も含めて総会の設定の仕方、議論の場のあり方を考えていく必要があると思いました。それから、松崎さんの法人化提案には大いに賛同します。任意団体という位置付けはやはり危うい部分があって、中長期的には法人化の議論は避けて通れない。橋本さんご提案の日本アーカイブズ学会との統合・発展的解消というのは、これはまた議論の余地があるのかなと感じました。一方、当面のことですと、次の26期の役員をどうしていくのか、早めに探し始める必要があります。引き受けてくれそうな機関に対して、会長事務局が足を運んで積極的に説明や依頼していくことも必要になってくるでしょう。

組織・運営のあり方という点では、関東部会・近畿部会の位置付けの問題もあります。親会と地方部会の事務局の担い手がバッティングする傾向もあるので、部会が独立してオリジナリティのある研究活動を行うメリットは大きいのですが、親会との関係性も含めて見直す議論をしていく必要があると思います。

**森本：**ここまで、みなさんからさまざまな意見が出されました。これを踏まえて、辻川会長からまとめのコメントをお願いします。

### シンポジウムで出された意見を受けて

**辻川：**みなさん、貴重なご意見をありがとうございました。まず前半では、各事務局経験者の方から、全史料協の仕事が大きな負担となっている現状をお聞きすることができました。こういう話は初めて聞いた、という会員の方もおられると思います。ぜひこの問題は、みなさんのご協力を得て解決していきたいと思えます。

それから、私のステートメントの基本ス

タンスについて、複数の方から、機関の協議会としての性格をもっと重視するべきだというご指摘をいただきました。今回ステートメントを発表するにあたり、会長事務局での意見交換、会長副会長の意見交換、最後に役員会で議論して、ブラッシュアップしてきたものを発表しました。その過程でも何度かご指摘いただいたのが、個人に力点を置きすぎているかということでした。私は、機関会員か個人会員かという捉え方ではなくて、個人会員であればもちろんのこと、機関会員であってもそこに勤める職員個人、つまり多様な場に身を置かざるまざまな立場のアーキビストに依拠して、その力や、その願いを汲み上げる形で会を運営していきたいと考えます。これは、私がこれまでアーカイブズ機関に身をおき、組織運営に携わってきた経験にもとづく発想でありスタンスです。しかしながら、このように個人に力点を置きすぎる傾向があるとしたら、それはおそらく私の発想の弱点なのだろうと思います。今回、林美帆さんや松崎裕子さんから、全史料協が機関連絡協議会であることの意味をもっと考えるべきというご意見をいただきました。どちらかと言うと個人の立場の会員からこういった指摘があったという事実こそが、幅広いアーカイブズ機関とアーキビストの集まりである全史料協という組織の特徴、その強みを象徴していると感じました。

それから、橋本陽さんの日本アーカイブズ学会との合併提案については、突然のことでもあり、是非についての発言は控えます。とはいえ、私が期待しているのは、橋本さんや富田三紗子さん、富田健司さんといった世代のアーキビストのみなさんが、全史料協やアーカイブズのフィールドでやりたいことをやっていって欲しい、他学会との連携企画なんかもどんどん提案して実現し、日本のアーカイブズ界を牛耳ってい

ってほしいということです。この国のアーカイブズの今後を考えると、海外のアーキビストたちと対等に議論し渡り合える、そういう人材が絶対に必要だと思います。私はいま63歳です。われわれの世代は、おそらくそういう人材育成に失敗しました。ですから、ぜひ次世代のみなさんに、国際的な場も含めて活躍し、アーカイブズ界を牛耳っていただきたいと思います。そのうえで、大きな視点から他団体との合併を進めていくのであれば、そのときは誰も反対しないと思います。

今回のシンポジウムが、そういう方向性への出発点となり、全史料協がそういうムーブメントのプラットフォームのひとつになればと思いますし、会員のみなさんが声をあげ積極的に活動していただけるのであれば、会長事務局や役員会はその声を受け止め、よりよい全史料協、よりよいアーカイブズの実現に向けて取り組んでいきたいと思っています。

**早川**：今日は、さらに発言していただきたい方もいらしたのですが、時間の関係でそれがかなわず申し訳ありません。ですが、本当にさまざまな意見が出て、この全史料協という組織をみなさん好きなんだということがよくわかりました。これからどういう方向でこの会を育てていくのか、みなさ

んとともに考える、今日がその最初のきっかけになればと感じました。

それでは最後に、佐々木智宏副会長から閉会のごあいさつをいただきます。

**副会長・佐々木智宏（福井県文書館）**：今日は長時間にわたり、総会及びシンポジウムにご参加いただき、ありがとうございます。まだ熱い議論の余韻が残っていて、話し足りない感じがします。この協議会の赤裸々な事情をお話いただき、問題点の整理というか、課題を共有できたかと思えます。それぞれの立場や経験から、さまざまな考えやご意見があるかと思いますが、引き続き会長事務局にご意見をお寄せいただき、私たちも微力ながら今後の組織運営について、よりよい方向を見つけ出していきたいと思っています。

総会で事業計画と予算をご承認いただいたので、これからその計画に沿って各委員会・事務局の事業を遂行していきます。今日議論した見直しの方向性も念頭に置きながら、今年度の事業を着実に進めていきたいと思しますので、会員のみなさんのご参加・ご協力をお願いします。以上、簡単ではありますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

(閉会)

### ◆会誌『記録と史料』販売価格改定のお知らせ◆

会誌『記録と史料』は、平成2（1990）年の創刊以来1冊1,200円で販売を行ってまいりましたが、印刷代の高騰や事務局業務の外部委託化に伴う刊行コストの増大等により、従来の価格を維持することが困難となりました。つきましては、令和6（2024）年4月より会誌『記録と史料』の販売価格を一律2,500円（バックナンバーを含む。）とさせていただきます。何卒御理解いただきますようお願い申し上げます。

※会員が納入する会費の額に変更はありません。

**【問合せ先】** 全史料協広報・広聴委員会事務局（神奈川県立公文書館）

TEL：045-364-4456 FAX：045-364-4459 E-mail：pr@jsai.jp

## 会 員 動 向

区 分	R5.9.1 現在	入 会	退 会	R6. 2. 1 現在
機 関 会 員	138	0	1	137
個 人 会 員	254	6	2	258
合 計	392	6	3	395

### ◎新規会員

個人委員 橋本 久美子[東京都]、佐藤 里美[秋田県]、矢野 治世美[熊本県]、  
松岡 資明[千葉県]、櫻田 和也[大阪府]、松尾 佐保[大阪府]  
\*敬称略。退会者と変更事項については省略しました。

### ◆会誌『記録と史料』第35号原稿募集のお知らせ◆

会誌『記録と史料』は、大勢の皆さまの原稿に支えられています。  
「研究」、「アーキビストの眼」、「世界の窓」、「書評と紹介」などの各コーナーの  
原稿は、随時募集しています。投稿希望の方は、2024年10月末までに提出された  
原稿について、内容を審査し、第35号への採否を決定します。広報・広聴委員会  
までご連絡ください。会員の皆さまの積極的な投稿をお待ちしています。

#### 【問合せ先】

全史料協広報・広聴委員会事務局（神奈川県立公文書館）  
TEL：045-364-4456 FAX：045-364-4459 E-mail：pr@jsai.jp

### ■編 集 後 記■

○会報115号をお届けします。今号は第49回全国（東京）大会特集号です。東京大会は新型コロナウィルス感染症の制限が解除され、久方ぶりの対面とオンライン併用によるハイブリッド開催となりました。大会テーマは「自治体アーカイブズの現在と未来」。編集子は会場でマイク係を担当しながら報告、議論を拝聴していましたが、今後に繋げるための論点を1つ挙げるとすればやはり、都道府県立公文書館の基礎自治体への対応ということではないでしょうか。図書館界では、都道府県立図書館論の主要論点として基礎自治体図書館への支援・連携の議論が理論的にも実践的にも一定の深化を遂げています。自治体アーカイブズの世界でも、面的アーカイブズ保存を支えるために何をどのように進めるのか、対基礎自治体への支援・連携に対する理念の確認と実践の課題について小括を行い、都道府県立公文書館論といったより高い視点から、その意義の共有を図るべき時期にきていると感じました。(T.K)

### 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 会報115号

2024(令和6)年3月31日発行

全史料協事務局（毎日学術フォーラム）

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1  
パレスサイドビル(株)毎日学術フォーラム内  
TEL：03-6267-4550 FAX：03-6267-4555

広報・広聴委員会事務局 神奈川県立公文書館

〒241-0815 神奈川県横浜市旭区中尾1-6-1  
TEL：045-364-4456 FAX：045-364-4459